

官報号外

昭和四十五年四月十七日

○第六十三回衆議院会議録 第二十号(一)

昭和四十五年四月十七日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和四十五年四月十七日

午後二時開議

第一 交通安全対策基本法案(内閣提出)

昭和四十二年度一般会計歳入歳出決算書(内閣提出)

昭和四十二年度特別会計歳入歳出決算書(内閣提出)

昭和四十二年度国税収納金整理資金受払計算書(内閣提出)

昭和四十二年度政府関係機関決算書(内閣提出)

昭和四十二年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出)

昭和四十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出)

昭和四十二年度國有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出)

昭和四十二年度通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度公害紛争処理法(内閣提出)

昭和四十二年度公共用水域の水質の保全に関する法律(内閣提出)

昭和四十四年度に於ける農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年度に於ける米穀の売渡しに関する暫定措置法(内閣提出)

本日の会議に付した案件(内閣提出)

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 交通安全対策基本法案

タクシ－業務適正化臨時措置法(内閣提出)
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方道路公社法(内閣提出)

○副議長(荒船清十郎君) 午後二時四分開議
これより会議を開きます。

○副議長(荒船清十郎君) 日程第一、交通安全対策基本法案を議題といたします。

交通安全対策基本法案
右
国会に提出する。
昭和四十五年三月十八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

交通安全対策基本法案
目次
第一章 総則(第一条～第十三条)
第二章 交通安全対策會議等(第十四条～第二十一条)
第三章 交通安全計画(第二十二条～第二十八条)
第四章 交通の安全に関する基本的施策
第一節 國の施策(第二十九条～第三十七条)
第二節 地方公共団体の施策(第三十八条)
第五章 雜則(第三十九条)
附則

第一章 総則
第一条 この法律は、交通の安全に関するもので、國及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、國及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他の國及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)
法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)
租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 交通安全対策基本法案

七二一

(定義) 全」という。)に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一号に規定する道路をいう。

二 車両 道路交通法第二条第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。

三 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舶類をいう。

四 航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。

五 陸上交通 道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通をいう。

六 海上交通 船舶による交通をいう。

七 航空交通 航空機による交通をいう。

八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先人(昭和二十四年法律第一百二十一号)第一条の二第二項に規定する水先人を含むものとする。

九 航空機乗組員 航空法第六十七条第二項に規定する航空機乗組員をいい。

十 指定行政機関 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する國の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをい。

十一 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(國家行政組織法第九条に規定する地方支分部局をいい。)その他の國の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをい。

(国の責務)

第三条 國は、國民の生命、身體及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全(以下「交通の安

全」という。)に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身體及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、國の施策に準じて施策を講ずるとして、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鐵道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に關し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

(車両等の製造事業者の責務)

第六条 車両、船舶又は航空機(以下「車両等」といふ。)の製造の事業を営む者は、その製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。

(車両等の使用者の責務)

第七条 車両等を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運航を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(船員の責務)

(車両の運転者等の責務)

第八条 車両を運転する者(以下「車両の運転者」といふ。)は、法令の定めるところにより仕業点検等を行なうとともに、歩行者に危害を及ぼさないようとする等車両の安全な運転に努めなければならない。

(船員の運転者等の責務)

第九条 船員は、法令の定めるところにより発航前の検査、異常な気象、海象等の通報、航路標識の事故の通報、遭難船舶の救助等を行なうとともに、船の安全な運航に努めなければならない。

(航空機乗組員の責務)

第十条 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設の機能の障害の報

告等を行なうとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第十二条 歩行者は、道路を通行するに当たつては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)

第十三条 住民は、國及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するよう努めなければならない。

(施設における交通安全のための配慮)

第十四条 國及び地方公共団体は、その施策が、直轄的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。

(財政措置)

第十五条 政府は、交通の安全に関する施策の実施に必要な財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十六条 都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務

第十七条 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

第十八条 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。

二 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する審議し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十九条 総理府に、附屬機関として、中央交通安全対策会議を置く。

第二十条 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員は、都道府県知事をもつて充てること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てること。

3 会員は、都道府県知事をもつて充てること。

員をもつて組織する。

2 会員は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者及び総理府総務長官をもつて充てる。

4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査して充てる。

5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣総理大臣官房において總括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣総理大臣官房と連絡して、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについて共同して処理する。

6 前各項に定めるものほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する審議し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十八条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員は、都道府県知事をもつて充てること。

2 会員は、都道府県知事をもつて充てること。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てること。

3 会員は、都道府県知事をもつて充てること。

一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 二 都道府県教育委員会の教育長
 三 警視総監又は都道府県警察本部長
 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
 七 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
 八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。
 九 前項に規定するもののほか、市町村は、協議会議を置くことができる。
 一〇 前項に規定するもののほか、市町村は、協議会議を置くことができる。
 一一 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

(市町村交通安全対策会議)
 第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。
 第十九条 中央交通安全部門は、市町村交通安全対策会議に對し、必要な勧告をすることができる。
 第二十条 都道府県は、その区域における海上交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。
 第二十一条 都道府県は、その区域における航空交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。
 第二十二条 都道府県は、都道府県交通安全連絡協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができる。
 第二十三条 都道府県は、その区域における陸上交通安全対策会議に對し、必要な勧告をすることができる。
 第二十四条 都道府県は、都道府県の区域における陸上交通安全対策会議に對し、必要な勧告をすることができる。
 第二十五条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、交通安全部門が講ずべき施策に關する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県の区域における陸上交通安全対策会議は、都道府県の区域に於ける陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱として適用する。

(都道府県交通安全計画等)
 第二十六条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、次に掲げる事項について報告を要する。
 一 都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 二 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 三 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 四 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 五 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

(都道府県交通安全計画)
 第二十七条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 第二十八条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。
 第二十九条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

(都道府県交通安全計画)
 第三十条 都道府県は、都道府県交通安全対策会議は、都道府県の区域における陸上交通安全の安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

1 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

4 市町村交通安全対策会議は、市町村の区域において市町村が講すべき施策に関する計画(以下「市町村交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これと都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全計画の変更について準用する。

(地方公共団体の長の要請等)

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円

滑な実施を図るために必要があると認めるときには、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公

共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関する事務につ

いて、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることが

できる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安

全に関する必要な事項

第三章 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安

全に関する必要な事項

講ずるものとする。

(車両等の安全な運転又は運航の確保)

第三十六条 国は、交通の安全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究に関する体制の整

備の確保を図るために、中央交通安全対策会議の確保を図るために、車両の運転者、船員及び航

空機乗組員(以下この項においてこれらの者を「運転者等」という。)の教育の充実、運転者等の資格に関する制度の合理化、車両等の運転又は運航の管理の改善、運転者等の労働条件の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関する施設の実施についての配

(科学技術の振興等)

第三十六条 国は、交通の安全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究に関する体制の整

備の研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関する施設の実施についての配

理 由

第三十条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るために、交通の安

全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるに当たつては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する知識の普及等)

第三十一条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るために、交通の安

全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるに当たつては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する知識の普及等)

第三十二条 国は、海難救助の充実を図るために、海難発生情報の収集体制及び海難救助体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十三条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十四条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十五条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十六条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十七条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十八条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保険制度の充実、交通事故による被害者の行

なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十九条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十九条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

第四章 附 则

第三十条 附 则

第三十一条 附 则

第三十二条 附 则

第三十三条 附 则

第三十四条 附 则

第三十五条 附 则

員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、國及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他國及び地方公共団体の施策の基本を定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長受田新吉君。

[報告書は本号〔〕に掲載]

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 ただいま議題となりました交通安全対策基本法案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国における交通事故の現況にかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に關し、総合的かつ計画的な対策の推進をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。そのおもな内容は、

第一に、交通の安全に関し、國及び地方公共団体等の責任を明らかにするとともに、政府は、交通の安全に関する施策の実施に必要な財政措置等を講ずること、また、毎年国会に交通事故の状況、交通の安全に関する施策にかかる計画等について報告を提出しなければならないこと。

第二に、総理府に中央交通安全対策会議を、都道府県に都道府県交通安全対策会議を置く等、國及び地方公共団体における交通の安全を推進すること。

第三に、國及び地方公共団体は、交通の安全に関する基本的な計画及びその実施のための計画を策定し、これらの計画の実施を推進すること。

第四に、國及び地方公共団体は、交通環境の整備、交通の安全に関する知識の普及、車両等の安

全な運転または運航の確保、気象情報等の迅速な収集及び周知、車両等の安全性の確保、交通秩序の維持、緊急時における救助体制の整備、損害賠償の適正化及び交通の安全に関する科学技術の振興等をはかるため、必要な措置を講ずること。

本案は、去る三月十九日付託され、同月二十五日提案理由の説明を聽取した後、審査に入り、去る十三日討論採決の結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、久保三郎君外四名から提出されました交通安全基本法案は、本案が可決すべきものと議決せられましたことに伴い、議決を要しないものと議決いたしましたことをこの際申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 討論の通告があります。これを許します。長谷部七郎君。

○長谷部七郎君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま議題となりました交通安全対策基本法案に對し、わが党の反対の理由を明確にするため、討論をいたしたいと思います。

わが国の自動車交通事故は、自動車の保有台数の増加とともに年々激増し、昨年は、遺憾ながら、件数七十万七千六百二十一件、死亡者一万六千二百五十八人、負傷者九十五万一千五百四十分となり、特に死亡者数が一昨年の史上最高の教を大幅に上回り、一四%という増加率を示したことは、まことに異常といわなければなりません。ことしに入ってからも、毎日およそ四十人のとうとい命が失われ、いわゆる終わりなき交通戦争の鏡を呈しているのであります。

かかる情勢のもとで、一九七〇年代を展望するに、毎年の交通事故増加率をたとえば一〇%に抑制したいたしましても、この十年間に、死者二十八万七千人、負傷者は一千七百六十五万人と

推定され、強力な対策がない限り、二千万人の犠牲者を出すことになるのであります。

もちろん、自動車交通事故は、運転者の不注意によつて惹起することあります。しかし、不

注意ということが事故に対する煙幕のようなので、その背後にある真の原因を隠してしまふことがあります。

政府の従来の対策はどうかといふに、人間の注意力を高めることに加えて、处罚を強化する、あるいは安全教育、安全運動という上ぶつりの精神運動にその重点があり、眞の原因を把握しその対策を講じてはいらないといわざるを得ないのであります。

事故激増の最大の原因是、政府の人命軽視、経済第一主義の政策にあることは明白であります。無計画な自動車産業育成政策、投資経済効果のみを考えた道路政策が相まって、交通事故を増加させているのであります。そのことは、わが国における交通事故の大きな特徴として、死亡事故中、歩行者、自転車乗用者の死亡事故が多く、全死亡者の四七・四%を占めていることからも明らかでございます。

このことは、政府が、幹線道路や高速自動車道には膨大な国家資金を投入しながら、他面歩道の整備を怠ってきたからでございます。第二次交通安全施設等整備計画の中で措置された道路中、歩道の設置率が二九%にすぎないこと、ことしの道路に対する投資が、國、地方合わせて約一兆五千億円であるのに、歩道設置を中心とする交通安全施設関係費がわずかに四百五十億円と決定的に少ないとことは、このことを明確に物語っています。

交通事故対策は、最もその著しい分野といわねばなりません。交通安全行政が、外務省を除くすべての省庁にまたがり、各省ばらばらで統一性がなく、常になわ張り争いと責任の転嫁が行なわれていることは、国民の大きな不満となっているところであります。

道路を建設するには、あらかじめ建設省と警察庁との連絡が、高速道におけるインター・エンジンの問題一つをとっても重大でございます。にもかかわらず、それが行なわれていない。事故による負傷者の救助という点を見ましても、消防庁、警察庁、そして厚生省の一體化された行政の不在が、たらい回しとなつてあらわれ、多くの国民の非難を浴びているところであります。現在、交通

事故防止をみずから機関の最高の責任と心得ておる行政府機関が一体どこにあるあります。か。全然ないのであります。

交通省設置の構想が簡単に実現し得ないものであるたましましても、この際、多元的行政を統一し、関係各局を強力に総合運営できるリーダーシップをとり得る行政機関が早急に必要なのであります。

かかるに、政府案は、依然として多元的行政を続けようとするもので、国民の要望に全くこたえておりません。

私は少なくとも、日本社会党案のように、行政委員会をもつて交通安全対策の統一的機能を果たすべきであると信するものであります。

政府案は、中央に総理大臣を会長とする中央交通安全対策会議を置き、地方には都道府県知事を会長とする都道府県交通安全対策会議を置き、市町村にも、それに準ずる市町村交通安全対策会議を置くことができると規定してあるから、それによつて国の施策の統一がはかれるとしています。

しかし、現在でも、中央に交通関係審議会議会、市町村交通安全対策協議会と、構成メンバー、機能がほとんど同一の会議がありながら、それによつて交通安全の確保ができるおらないのに、单に基本法に基づく会議としたからといって効果があがるということはあり得ないのであります。

今日、交通事故から人命を守ることは政治に課せられた重大な社会的要請であります。政府案には、一番大切なそのための行政機構の確立という点で、そのきびしさに取り組む姿勢がないのであります。

私は、本法が制定されたといましても、その実効は期待できません。本法があつても、ないよりはましではないかということで賛成するならば、それは政治家として責務を放棄することになります。私たち、一日も早く交通事故を絶滅し、国民

の生命、身体、財産を守らなければならぬ、そくの觀点よりして、政府が根本的なことを指摘し、反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) これにて討論は終局いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたします。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

昭和四十二年度一般会計歳入歳出決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

まず、昭和四十二年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入五兆二千九百九十四億円余、歳出五兆一千三百三十億円余、差し引き千八百六十四億円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十六、その決算額は、歳入十兆七千四百七十五億円余、歳出九兆五千七百二十三億円余、その歳入超過額は一兆一千七百五十二億円余となつております。

国税収納金整理資金の収納済額は四兆一千九百三十二億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は四兆一千八百三十一億円余となつております。

政府関係機関の数は十四、その決算額は、収入四兆一千百九十九億円余、支出四兆三百九十二億円余となつております。

次に、昭和四十二年度国有財産増減及び現在額計算書であります。昭和四十二年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて六千二百六十七億円余、同じく減少額は二千四百三十一億円余、差引純増加額は三千八百三十六億円余となり、年度末現在額は五兆九千一億円余となつております。

次に、昭和四十二年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。昭和四十二年度中無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて六十億円余、同じく減少額は四十億円余、差引純増加額は二十億円余となり、年度末現在額は七百四十四億円余となつております。

各件のうち、決算は四十三年十二月二十七日に、国有財産関係二件は四十四年一月二十四日に第六十一回国会に提出され、決算は四十四年二月十五日

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔荒船清十郎君登壇〕

○瀧野清吾君 ただいま議題となりました昭和四十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

まず、昭和四十二年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入五兆二千九百九十四億円余、歳出五兆一千三百三十億円余、差し引き千八百六十四億円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十六、その決算額は、歳入十兆七千四百七十五億円余、歳出九兆五千七百二十三億円余、その歳入超過額は一兆一千七百五十二億円余となつております。

国税収納金整理資金の収納済額は四兆一千九百三十二億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は四兆一千八百三十一億円余となつております。

政府関係機関の数は十四、その決算額は、収入四兆一千百九十九億円余、支出四兆三百九十二億円余となつております。

次に、昭和四十二年度国有財産増減及び現在額計算書であります。昭和四十二年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて六千二百六十七億円余、同じく減少額は二千四百三十一億円余、差引純増加額は三千八百三十六億円余となり、年度末現在額は五兆九千一億円余となつております。

次に、昭和四十二年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。昭和四十二年度中無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて六十億円余、同じく減少額は四十億円余、差引純増加額は二十億円余となり、年度末現在額は七百四十四億円余となつております。

各件のうち、決算は四十三年十二月二十七日に、国有財産関係二件は四十四年一月二十四日に第六十一回国会に提出され、決算は四十四年二月十五日

十二日、国有財産関係二件は同年一月二十四日委員会に付託されました。

委員会は、四十四年四月三日、各件について大蔵省当局よりその概要説明を、会計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、本年四月十三日決算外二件の審査を終了し、決算については、直ちに委員長より左記要旨の議決案を提案いたしました。

すなわち、その二、定員外職員と定員内職員とは性格の異なるものであるから、その職務の限界を明らかにし、行政事務執行の秩序を乱さないよう留意すべきであること。

その三、政府管掌健康保険の財政は、医療費の急増等により悪化している一方、保険医療機関等の不正請求の事実が指摘されている。今後医療保険の不正を根絶するため、保険医療機関の指導、監査の強化、徹底をはかるべきであること。

その四、国庫補助金による公共事業のうち、コンクリートの凍結等の不当事例がある。また、工事期間をみだりに延長するもの等も見受けられ、ためにその利用効率が低下する。よろしく工事の適期に完了するよう、国庫補助金の決定と交付等については一そらのくふうをなすべきであること。

その五、農林省所管で、土地改良法に基づいて

て、都道府県が国の補助を受けて施行したかんがい排水事業で、農業以外の用途に転用されるもの等が多い。関係行政機関は、事前に相互の連絡を密にして、事業の補助目的を逸脱しないよう十分な措置を講すべきであること。

その六、日本道路公団等において買収した公用地の所有権移転登記について、処理のすきなんものが多く受けられる。今後、公共事業のため用地を必要とする諸機関は、事前調査及び取得後の管理について、その適確を期すべきである。

その七、政府は予算の効率的執行のため諸般の改革を遂行し、事業別予算並びに企画、計画、予算方式の積極的導入をはかるべきである。

また、会計検査院の検査、会計法第四十六条に基づく監査及び行政管理庁の行政監察等を有機的に結集し、財政執行の適正化につとめるべきであること。

二、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

三、決算のうち、前記以外の事項については異なるよう、万全を期すべきである。

政府は今後再びこのような不当事項が発生することができる。

以上が議決案の概要でございます。

これに対し、自由民主党、民社党は賛成。日本社会党は、政府に対する警告事項については賛成であるが、「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という事項には同意できない、よって、議決案に反対である。公明党は、決算に對して不承認である、すなわち、検査報告及び決算に對して不承認である。議決案の「決算のうち、事項は水山の一角にすぎず、検査報告及び決算について承認はできない、議決案の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」との事項についても、また意見を異にする。

以上の趣旨の討論があり、採決の結果、多数をもつて議決案のとおり議決いたしました。

次いで、国有財産関係二件について採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと全会一致をもつて議決した次第であります。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

本件の委員長の報告は是認すべきものと決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

本件の委員長の報告は是認すべきものと決しました。

次に、日程第五につき採決いたしました。

〔賛成者起立〕

本件の委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第六につき採決いたしました。

〔賛成者起立〕

本件の委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

〔賛成者起立〕

本件の委員長報告のとおり決しました。

以上が議決案の概要でございます。

これに対し、自由民主党、民社党は賛成。日本社会党は、政府に対する警告事項については賛成であるが、「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という事項には同意できない、よって、議決案に反対である。公明党は、決算に對して不承認である、すなわち、検査報告及び決算について承認はできない、議決案の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」との事項についても、また意見を異にする。

以上の趣旨の討論があり、採決の結果、多数をもつて議決案のとおり議決いたしました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

十一 鉱害の防止を図ること。
十二 鉱山における保安技術の改善を図ること。
十三 鉱山保安に関する教育及び指導を行なうこと。

十一 鉱害の賠償(石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。)に關すること。

十二 鉱山における保安技術の改善を図ること。

通商産業省設置法の一部を改正する法律
十五号の一部を次のとおり改正する。

第五条第一項中「企業局」を「企業局
に改め、「鉱山保安局」を「公害保安局」に改め、「鉱山保安局」を「公害保安局」を「公害保安部」を「公害保安局に公害部」に改め、「立地公害部」を「公害保安局」を「公害保安部」に立地公害部を削り、同条第二項中「企業局に立地公害部」を「公害保安局に公害部」に改め、「鉱山保安局」を「公害保安局」を「公害保安部」に改め、同項第六号の次に次の二号を加える。

第九条第一項中第十五号から第十七号までを削り、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(公害保安局の事務)

第九条の二 公害保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商産業省の所掌に係る公害の防止及び保安に関する事務を總括すること。

二 通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に関する事。

三 ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に關すること。(前号及び第十号に掲げる事務を含む。)

もの並びに他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

四 公害防止事業團に關すること。

五 火薬類及び高圧ガスの取締りに關すること。

六 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に關すること。

七 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に關する事項及び災害時における救護を含む。)を図ること。

八 鉱資源の保護を図ること。

九 鉱山の施設の保全を図ること。

理由

公害の防止及び保安の確保に関する事務を総合的に処理するため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置することも、企業局の立地公害部を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

[報告書は本号〔〕に掲載]

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 大だいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公害の防止及び保安の確保に関する事務を総合的に処理するため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置することも、企業局の立地公害部を廃止しようとするものであります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月十四日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めました。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔目的〕

第一章 総則

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、

附則

第二条 公害紛争処理法案

第三条 公害に係る紛争の処理機関

第四条 公害に係る紛争の処理機関

第五条 公害に係る紛争の処理機関

第六条 公害に係る紛争の処理機関

第七条 公害に係る紛争の処理機関

第八条 公害に係る紛争の処理機関

(号)外官報

日程第六 公害紛争処理法案(内閣提出)

日程第七 公共用海域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第六、公害紛争処理法案、日程第七、公共用海域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

公害紛争処理法案

右

国会に提出する。

昭和四十五年一月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 中央公害審査委員会(第三条―第十

第二節 都道府県公害審査会等(第十三条―第二十三条)

第三節 管轄(第二十四条・第二十五条)

第三章 公害に係る紛争の処理

第一節 総則(第二十六条・第二十七条)

第二節 和解の仲介(第二十八条・第三十条)

第三節 調停(第三十一条・第三十八条)

第四節 仲裁(第三十九条・第四十二条)

第五章 罰則(第五十一条・第五十二条)

第六章 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第七章 委員長又は委員は、独立してその職権を

和解の仲介、調停及び仲裁の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいふ。

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 中央公害審査委員会

(設置)

第三条 内閣総理大臣の所轄の下に、中央公害審査委員会(以下「中央委員会」といふ)を置く。

(所掌事務)

第四条 中央委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、調停及び仲裁を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定め

るところにより、中央委員会の権限に属させられた事項を行なうこと。

(組織)

第五条 中央委員会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

二 委員のうち三人は、非常勤とする。

三 委員長は、会務を総理し、中央委員会を代表する。

四 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。(委員長及び委員)

五 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

六 委員長又は委員は、独立してその職権を

院の解散のために両議院の同意を得ることがで

きないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者たちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の

復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただ

し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

5 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

6 委員長又は委員は、第四項各号の一に該当す

るに至った場合においては、その職を失うものとする。

7 委員長又は委員は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

8 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身

の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

9 委員長又は委員は、独立してその職権を

行なう。

(職権の行使)

第七条 委員長及び委員は、独立してその職権を

行なう。

(会議)

- 2 中央委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 中央委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。(委員長及び委員の服務等)
- 5 委員長及び委員は、職務上知ることでのべき秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 7 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。
- 8 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門調査員)

- 9 第十条 中央委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。
- 10 専門調査員は、非常勤とする。
- 11 前条第一項の規定は、専門調査員について準用する。
- 12 中央委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。
- 13 この法律に定めるもののほか、中央委員会に開かれる事項は、政令で定める。
- 14 第二節 都道府県公害審査会等

(審査会の設置)

- 15 第十一条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。
(審査会の所掌事務)
- 16 第十二条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。
- 17 一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁を行なうこと。
- 18 二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行なうこと。
- 19 (審査会の組織)
- 20 第十五条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。
- 21 第十六条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 22 第十七条 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。
- 23 第十八条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 24 第十九条 審査会の委員

- 25 第二十条 都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、都道府県連合公害審査会(以下「連合審査会」という。)を置くことができる。
(連合審査会の所掌事務)
- 26 第二十二条 連合審査会は、この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、和解の仲介及び調停を行なう。
- 27 第二十三条 連合審査会は、関係都道府県の審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者)のうちから、当該関係都道府県の審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事)が指名する同数の委員をもつて組織する。
(連合審査会の委員に係る準用規定)
- 28 第二十四条 第六条第四項、第五項本文及び第六項から第八項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定は審査会の委員について、第八条の規定は審査会の会議について準用する。この場合にあっては、審査会の会議の同意を得て、これらをとあるのは、議会の同意を得て、これをと、第八条第一項から第三項までの規定中「委員長」とあるのは「会長」と、同条第四項中「委員長」とあるのは「会長」と、「第五条第四項に規定する常勤の委員」とあるのは「第十五条第一項に規定する委員」と読み替えるものとする。

- 29 (公害審査委員候補者)

- 30 第十八条 審査会を置かない都道府県において

- 31 第二十四条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に關する調停及び仲裁について管轄する。

- 32 一 現に人の健康又は生活環境(公害対策基本法第二条第二項に規定する生活環境をいう。)に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

- 33 二 前号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

- 34 三 前二号に掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行なわれた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

- 35 4 審査会(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」といふ。)は、前項各号に掲げる紛争以外の紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁について管轄する。

- 36 第二十五条 中央委員会又は審査会等は、次条第一項の申請に係る事件が、その管轄に属しないときは、事件を管轄審査会等又は中央委員会に移送するものとする。

- 37 第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、政令で定めるところにより、書面をもつて、審査会等に対し和解の仲介の申請を、中央委員会又は

審査会等に対し調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

(第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する特例)

第二十七条 第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に係る和解の仲介及び調停の申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない。

2 審査会等は、前条第一項の和解の仲介又は調停の申請に係る紛争が第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の申請があつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、当該都道府県知事は、当該申請又は通知に係る紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の規定による通知に係る紛争を処理するため連合審査会が置かれたときは、当該連合審査会は、当該紛争に関する和解の仲介又は調停について管轄するものとする。この場合においては、中央委員会は、当該

載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。のうちから、事件ごとに、審査会に対する申

長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」とい

う）が指名する。

3 連合審査会による和解の仲介は、連合審査会の委員の全員が仲介委員となつて行なう。

4 第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちから

総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「兩議院の同意を得て、これらを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(出頭の要求)

第三十一条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(文書の提出等)

第三十二条 中央委員会に設けられる調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行なう場合において、必要があると認めるとときは、当事者から当該調停に係る事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 前項の調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に係る調停を行なう場合において、紛争の原因たる事實關係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。

3 第一項の調停委員会は、前項の規定による立入検査をする場合には、調停委員の一人をしてこれを行なわせることができる。

4 第一項の調停委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門調査員をして補助させることができる。

(仲裁委員の指名等)

第三十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁の申請に係るものは、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

(調停案の作成)

第三十四条 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができ

る。前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

(調停をしない場合)

第三十五条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとすることができます。

(仲介委員の指名等)

第二十八条 審査会等による和解の仲介は、三人の仲介委員が行なら。

2 前項の仲介委員は、審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記

(調停の打切り)

第三十六条 調停委員会は、申請に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

(手続の非公開)

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

(事件の引継ぎ)

第三十八条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、調停委員会の申立てに基づき、当該調停をした者の同意を得、かつ、中央委員会と協議したらうえ、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 中央委員会は、前項の規定により審査会等から引き継いだ事件については、第二十四条第一項の規定にかかわらず、調停を行なうことができる。

3 第一節 仲介

第三十条 仲介委員は、申請に係る紛争について、和解の仲介によつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

(和解の仲介の打切り)

第三十一条 仲介委員は、申請に係る紛争について、和解の仲介によつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

(調停委員の指名等)

第三十二条 中央委員会又は審査会等による調停の申請に係るものは、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門調査員をして補助させることができる。

(調停案の作成)

第三十三条 中央委員会又は審査会等による仲介の申請に係るものは、三人の仲介委員からなる仲介委員会を設けて行なう。

2 前項の仲介委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲介委員のうち少なくとも一人は、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

(仲介委員の指名等)

第二十九条 中央委員会又は審査会等による仲介の申請に係るものは、三人の仲介委員からなる仲介委員会を設けて行なう。

2 前項の仲介委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲介委員のうち少なくとも一人は、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

る。この場合において、第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」とあるのは、「これを」と読み替えるものとする。

(文書の提出等)

第四十条 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該仲裁に係る事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、紛争の原因たる事実關係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。

3 仲裁委員会は、前項の規定による立入検査をする場合には、仲裁委員の一人をしてこれを行なわせることができる。

4 中央委員会に設けられる仲裁委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門調査員をして補助させることができる。

(民事訴訟法の準用)

第四十一条 仲裁委員会の行なう仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

(準用規定)

第四十二条 第三十七條の規定は、仲裁委員会の行なう仲裁の手続について準用する。

(資料提出の要求等)

第四十三条 中央委員会は公害に係る紛争に関する調停又は仲裁を行なうため、審査会等は公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停又は仲裁を行なうため、連合審査会は公害に係る紛争に関する和解の仲介又は調停を行なうため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機

関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

第四十四条 中央委員会において行なう調停又は仲裁の手続に要する費用は、政令で定めるもの

を除き、各当事者が負担する。

2 審査会等において行なう和解の仲介、調停又

は仲裁の手続に要する費用は、条例で定めるものを受け、各当事者が負担する。

3 連合審査会において行なう和解の仲介又は調停の手続に要する費用は、関係都道府県が協議によつて定める規約で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(申請手数料)

第四十五条 中央委員会に対し調停又は仲裁の申請をする者は、政令で定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。この場合においては、当該申請手数料は、國の収入とする。

2 審査会又は都道府県知事に対し調停又は仲裁の申請をする者は、条例で定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。この場合においては、当該申請手数料は、當該都道府県の收入とする。

(都道府県知事に対する報告)

第四十六条 候補者名簿からの指名に係る仲介委員、候補者名簿からの指名に係る調停委員からなる調停委員会又は候補者名簿からの指名に係る仲裁委員からなる仲裁委員会は、その行なう

和解の仲介、調停又は仲裁の事件が終了したときは、都道府県知事に対し、すみやかに、その概要を報告しなければならない。

(政令への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、紛争の処理の手続その他紛争の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(意見の申出)

第四十八条 中央委員会は内閣総理大臣又は関係行政機關の長に対し、審査会は当該都道府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第四十九条 地方公共団体は、関係行政機關と協力して公害に關する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 都道府県及び政令で定める市は、公害苦情相談員を置かなければならぬ。

3 前項の市以外の市及び町村は、公害苦情相談員を置くことができる。

4 公害苦情相談員は、公害に關する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査その他の事務を行なうものとする。

(防衛施設)

第五十条 防衛施設周辺の整備等に關する法律(昭和四十一年法律第百三十五号)第二条第二項に規定する防衛施設に係る公害対策基本法(第二十一条第一項に規定する事項に關しては、別に法律で定めるところによる。

(第五章 調則)

第五十一条 第九条第一項(第十条第三項、第十七条、第二十三条、第二十八条第四項、第三十条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした当事者を一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないと第三十二条の規定による出頭の要求に応じなかつたとき。

二 正当な理由がないと第三十三条第一項又は

第三十四条第一項の規定による文書又は物件の提出の要求に応じなかつたとき。

三 正当な理由がないと第三十三条第二項又は

第四十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項に両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行後最初に任命される中央委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第六条第二項及び第六条第三項の規定を準用する。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

4 第十六条の二を第十六号の三とし、第十六号に改める。

5 第十六条の二を第十六号の四とし、第十六号の二の次に次の二号を加える。

十六の二 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第二章第三節中第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の二の次に次の二条を加える。

6 第十六条の二の二を第十六条の三とし、第十六条の二の二の二の次に次の二条を加える。

7 第二章第三節中第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の二の二の二の次に次の二条を加える。

8 第十六条の三 総理府の機関として、中央公害審査委員会を置く。

9 中央公害審査委員会は、公害に關する紛争の迅速かつ適正な解決を圖るための機関とす

ついては、公害紛争処理法の定めるところに

よる。

4 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介（第二十一条—第二十五条）」を削る。

第一条中「水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため」を「水質の保全を図るために改める。

第三条第二項中「第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。」を「第二条に規定する水洗炭業をいう。」に改める。

第四章を削る。

5 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七条）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介（第二十二条—第二十五条）」を「第四章 削除」に改める。

第一条第一項中「とともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章 削除

6 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 和解の仲介（第十六条—第十九条）」を「第四章 削除」に改める。

第一条中「とともに、騒音に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資する」を削る。

第四章 削除

7 この法律の施行前に、公共用水域の水質の保全に関する法律第二十一条、大気汚染防止法第二十二条又は騒音規制法第十六条の規定によつて申立てのあつた和解の仲介については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第一条中「もつて」の下に「国民の健康の保護」を削る。

8 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のようによつて改正する。

第一条第十二号の五の次に次の二号を加える。

十三条の六 中央公害審査委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第十九号の五の次に次の二号を加えよる。

十九の六 中央公害審査委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「地方財政審議会会長」を「中央公害審査委員会委員長」、「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会会長」、「中央公害審査委員会の常勤の委員」に改める。

公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害に係る紛争処理制度を整備することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害に係る紛争処理制度を整備することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害に係る紛争処理制度を整備することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害に係る紛争処理制度を整備することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害に係る紛争処理制度を整備することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

及び生活環境の保全と」を加え、「と公衆衛生の向上」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

第三条第二項中「鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に規定する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、公共下水道又は「へい歎処理場等（へい歎処理場等）に規定する法律（昭和四十三年法律第百四十号）第一条第四項若しくは第五項に規定する施設又は同法第八条に規定する製造の施設を設置する事業場をいう。）鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、採石業（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三条に規定する採石業をいう。）に係る採取場、と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第二百四号）第二条第二項に規定すると畜場をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に規定する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、廃油処理施設（船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第六項に規定する廃油処理施設をいう。）を設置する事業場、砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業をいう。）に係る砂利採取場その他屎尿処理施設、豚若しくは鶏の飼養施設等污水若しくは廃液を排出する施設であつて政令で定めるものを設置する事業場又は公共下水道若しくは「へい歎処理場等から指定される府県知事の意見をきいて」を加える。

第五条第一項中「となつて」の下に「人の健康を保護し、若しくは生活環境を保全するうえで看過し難い影響が生じ、若しくは「を加え、「が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響」を削る。

第七条第一項中「関係行政機関の長」の下に「及び関係都道府県知事」を加える。

2 指定水域については、関係都道府県知事は、当該指定水域の水質の汚濁の状況を把握するため必要な測定を行なうものとする。

第十条中「関係行政機関の長」の下に「及び関係地方公共団体の長」を加え、同条に次の二項を加える。

3 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済企画庁長官に對し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用車の水質の保全に関する意見を述べることができる。

第十二条中「水質基準を定める」を「水質基準を定め、並びにこれらを変更する」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

近年における公共用水域の水質の汚濁の状況にかかるが、へい歎処理場、砂利採取場等から指定された水域に排出される水についても水質基準を定めることが可能となるとともに、公共用水域の水質の保全に関する国と地方公共団体との協力関係を緊密化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇副議長（荒船清十郎君） 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長加藤清二君。

〔加藤清二君登壇〕

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〇加藤清二君 ただいま議題となりました兩法律

つては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において七十歳未満であるものを含む)については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三条ただし書の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障青年金 十二万円
二 遺族年金 六万円

12 昭和四十五年十月以後の年金で前項の規定の適用を受けるもの以外のもののうち、その額が同項各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が七十歳に達したときは、当分の間、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を同項各号に掲げる額とする。この場合においては、同項のただし書の規定を準用する。

13 第三条の二第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。

別表第一

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・九五一
昭和三十四年十月から昭和三十一年九月まで	一・八九〇
昭和三十五年十月から昭和三十二年九月まで	一・七六六
昭和三十六年十月から昭和三十三年九月まで	一・五二〇
昭和三十七年十月から昭和三十四年九月まで	一・三三七
昭和三十八年十月から昭和三十五年九月まで	一・一六八
昭和三十九年十月から昭和三十六年九月まで	一・〇一六

13 第三条の二第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第十二条第三項ただし書中「額が九万六千円」の下に「(七十歳以上の者に係るものにあつては、十二万円。以下この項において同じ。)」を加える。

理由

農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第十二条第三項ただし書中「額が九万六千円」の下に「(七十歳以上の者に係るものにあつては、十二万円。以下この項において同じ。)」を加える。

農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則 第二条 前号に掲げる者以外の者 売渡しの対価の支払方法を、確実な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三十年以内(十年以内の据置期間を含む)の年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。

二 前号に掲げる者以外の者 売渡しの対価の支払方法を、確実な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三年以内の年賦支払又は半年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。

前項の規定による米穀の売渡しは、開発途上にある諸國の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。

農林大臣は、第一項各号の規定による支払方法を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

右 国会に提出する。

昭和四十五年三月十三日

内閣総理大臣 佐藤 義作

外国政府等に対する米穀の充渡しに関する暫定措置法案

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号

律案外案

附則

当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、政府が、外国政府等に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
2 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
附則第七条第五項中「昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条」を「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条の二」に改める。
附則第十二条第三項ただし書中「額が九万六千円」の下に「(七十歳以上の者に係るものにあつては、十二万円。以下この項において同じ。)」を加える。

理由
○草野一郎平君 ただいま議題となりました両法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を、国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定しようとするものであります。

本案は、去る三月十三日農林水産委員会に付託され、四月十四日提案理由の説明を聴取した後引き続き審査を行ない、四月十六日、質疑を終了、委員長提案により、本法の適用対象団体に社団法人中央酪農會議を加える修正を行ない、本案は全会一致をもって修正すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、三項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案について申し上げます。

本案は、当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、政府が外国政府等に対し、米穀を長期、低利の延べ払いの方法等により売り渡しができることを内容とするものであります。

本案は、去る三月十三日農林水産委員会に付託され、四月十五日提案理由の説明を聴取し、引き

提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長草野一郎平君。

[報告書は本号〔〕に掲載]

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号

律案外案

七五

続き審査を行ない、翌十六日に質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、三項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参考]

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に

関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に

一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

附則に次の二項を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

3 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次の二項に改正す

る。

第一条第二項(及び昭和三十一年十二月一日)

を、「昭和三十年十二月一日」に改め、「社団法人中央畜産会」の下に「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議」を加える。

○副議長(荒船清十郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第八の委員長の報告は修正、第九の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のと

おり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、日程は追加せられました。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

地方交付税法の一部を改正する法律

第十三条第五項の表の市町村の項中 「4 下水道費」

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口集中地区人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

〔1〕 清掃費 人口

〔1〕 経常経費 人口

〔1〕 保健衛生費 人口

密度補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

密度補正、態容補正及び寒冷補正

に、

五項を第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20 昭和四十五年度及び昭和四十六年度に限り、附則第十三項から前項までの規定は、適用しない。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十項から第十三項までを四項ずつ繰り下げる。附則第九項中「附則第十四項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十項とし、同項を附則第十三項とし、附則第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を附則第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 昭和四十七年度及び昭和四十八年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額に三百億円をそれぞれ加算した額とする。

12 附則第九項及び前項の規定により加算すべき額は、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより変更することができる。

附則第七項中「から昭和四十六年度までの各年度」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、当該各年度の前年度を「昭和四十三年度」に、「当該各年度」を「昭和四十四年度」に改め、同項の次に次の二項を加える。

8 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額から、昭和四十四年度における借入金の額に相当する額から昭和四十五年度における借入金の額に相当する額を控除した額と三百億円との合計額を減額した額とする。

9 昭和四十六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額から昭和四十五年度における借入金の額に相当する額を控除し、これに三百十億円を加算した額とする。

別表を次のよう改める。

別表

地方團體の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	別表	
				(1) 警察費	(2) 投資的経費
1 土木費	警察費	警察員員数	一人につき 一、六一〇、〇〇〇〇〇	人口	一人につき 一一三、〇〇〇〇〇
(1) 経常経費	道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 六〇〇〇〇	人口	一人につき 一、一六、五〇〇〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	道路の延長	一メートルにつき 一、〇四〇〇〇〇	人口	一人につき 七〇二、四〇〇〇〇
2 河川費	河川費	河川の延長	一メートルにつき 一八〇〇〇〇〇	人口	一人につき 一、一六、五〇〇〇〇
(1) 経常経費	河川の延長	河川の延長	一メートルにつき 一四〇〇〇〇〇	人口	一人につき 九、五〇〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 五、一〇〇〇〇〇〇	人口	一人につき 八、〇〇〇〇〇
3 港湾費	港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 五、一〇〇〇〇〇〇	人口	一人につき 三八一、三〇〇〇〇
4 經常経費				人口	一人につき 三三一〇〇〇〇

道府県		4 厚生労働費		3 教育費		2 中学校費		1 小学校費		(1) 経常経費		(2) 投資的経費		5 産業経済費		農業行政費		港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	
1 生活保護費	1 社会福祉費	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 人口	人口	1 メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇〇
2 投資的経費		2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 人口	人口	2 メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇〇
3 健生費	3 健生費	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 人口	人口	3 メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇〇
4 労働費	4 労働費	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 人口	人口	4 メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 一、〇〇〇〇〇〇〇〇
失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数		失業者数	

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 地方交付税法の一部を改正する法律案

七二八

	1 消防費	農家数	一戸につき 一三、四〇〇〇〇〇	
			(1) 経常経費 耕地の面積	(2) 投資的経費 林野行政費
	2 土木費	林野の面積	一ヘクタールにつき 一〇、〇〇〇〇〇〇	一ヘクタールにつき 六〇〇〇〇〇〇
			一ヘクタールにつき 一、六〇〇〇〇〇〇	一ヘクタールにつき 六〇〇〇〇〇〇
人口	九 特別事業債償還費	水産業者数	一人につき 一二、八〇〇〇〇〇〇	一人につき 一、八〇〇〇〇〇〇
人口	八 特定債償還費	商工業の従業者数	一人につき 九、八〇〇〇〇〇〇	一人につき 一、八〇〇〇〇〇〇
人口	七 災害復旧費	道府県税の税額	一人につき 九五〇〇〇〇〇〇	一人につき 九五〇〇〇〇〇〇
人口	六 その他の行政費	恩給受給者数	一人につき 六八二〇〇〇〇〇	一人につき 一七〇、〇〇〇〇〇〇
人口	五 その他の諸費	人口	千円につき 一〇〇、〇〇〇〇〇〇	千円につき 一〇〇、〇〇〇〇〇〇
人口	四 商工行政費	面積	一人につき 六二一〇〇〇〇〇	一人につき 九五〇〇〇〇〇〇
人口	三 (1) 経常経費	災害復旧事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された元利償還金	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇	千円につき 二五〇〇〇〇〇〇
人口	三 (2) 投資的経費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された元利償還金	千円につき 一三五〇〇〇〇〇	千円につき 一三五〇〇〇〇〇
人口	二 災害復旧費	災害復旧事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された元利償還金	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇
人口	二 林野行政費	還金	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇
人口	一 消防費	方債の額	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇	千円につき 九五〇〇〇〇〇〇
	1 道路橋りょう費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき 四、五〇〇〇〇〇〇	
			一メートルにつき 二、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 七〇〇〇〇〇〇
	2 港湾費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき 四、五〇〇〇〇〇〇	
			一メートルにつき 二、〇〇〇〇〇〇〇	一メートルにつき 七〇〇〇〇〇〇
人口	3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 九〇〇〇〇〇〇	一人につき 一一〇〇〇〇〇
人口	4 下水道費	人口集中地区人口	一人につき 二五〇〇〇〇〇〇	一人につき 二五〇〇〇〇〇〇
人口	5 その他の土木費	人口集中地区人口	一人につき 一六〇〇〇〇〇〇	一人につき 一六〇〇〇〇〇〇
人口	4 下水道費	人口	一人につき 二五〇〇〇〇〇〇	一人につき 二五〇〇〇〇〇〇
人口	3 都市計画費	人口	一人につき 九〇〇〇〇〇〇	一人につき 九〇〇〇〇〇〇
人口	2 投資的経費	人口	一人につき 一三七〇〇〇〇〇	一人につき 一三七〇〇〇〇〇
人口	1 教育費	人口	一人につき 八五〇〇〇〇〇〇	一人につき 八五〇〇〇〇〇〇
人口	1 小学校費	児童数	一人につき 五、八〇〇〇〇〇〇	一人につき 五、八〇〇〇〇〇〇
人口	2 中学校費	学級数	一人につき 一三〇、〇〇〇〇〇〇	一人につき 一三〇、〇〇〇〇〇〇
人口	1 経常経費	学校数	一人につき 一一〇〇、〇〇〇〇〇〇	一人につき 一一〇〇、〇〇〇〇〇〇
人口	2 中学校費	学級数	一人につき 八〇、〇〇〇〇〇〇	一人につき 八〇、〇〇〇〇〇〇
人口	1 経常経費	学校数	一人につき 四、五〇〇〇〇〇〇	一人につき 四、五〇〇〇〇〇〇
人口	2 中学校費	学級数	一人につき 一五〇、〇〇〇〇〇〇	一人につき 一五〇、〇〇〇〇〇〇
人口	1 経常経費	学校数	一人につき 一三〇〇、〇〇〇〇〇〇	一人につき 一三〇〇、〇〇〇〇〇〇

	市町村	学級教
3 (2) 投資的経費	一学級につき 八〇,〇〇〇	一千円につき 二〇六〇
3 高等学校費	一人につき 一、二三八,〇〇〇	一人につき 一〇五〇
(1) 経常経費	九、四〇〇〇〇	五〇〇〇〇
(2) 投資的経費	四、〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 (2) その他の教育費	七七〇〇〇	七六〇〇〇
(1) 経常経費	五〇〇〇〇	四二〇〇〇
(2) 投資的経費	五〇〇〇〇	四一〇〇〇
4 (1) 経常経費	七五四〇〇	七四五〇〇
(2) 投資的経費	三〇六〇〇	三〇六〇〇
4 (2) その他の諸費	五二〇〇〇	五二〇〇〇
(1) 経常経費	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
(2) 投資的経費	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇
4 (1) 経常経費	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
(2) 投資的経費	一四四、一〇〇〇〇	一四四、一〇〇〇〇
4 (2) その他の事業経	六二五〇〇	六二五〇〇
5 産業経済費	七、〇〇〇〇〇	七、〇〇〇〇〇
5 労働費	三,〇〇〇〇〇	三,〇〇〇〇〇
5 農業行政費	一戸につき	一戸につき
5 農業行政費	農家数	農家数
5 農業行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数
3 (1) 経常経費	一人につき	一人につき
3 (2) 投資的経費	四,〇〇〇〇〇	三,〇〇〇〇〇
3 (1) 経常経費	六二五〇〇	六二五〇〇
3 (2) その他の産業経	一戸につき	一戸につき

1 1	附則	この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の方交付税法第十三条规定第五項、第十	四条第三項及び別表の規定は、昭和四十五年度	分の地方交付税から適用する。
3 昭和四十五年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需額は、地方交付税法第十一	条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げ	る経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項
4 最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、人口の増加率その他の事情を参考して、自治省令で定めるところにより、補正	すことができる。	することができる。

4	前項の測定単位の數値は、官報で公示された	千円につき
4 基本開発	一千円につき 一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇
4 単位費用	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
4 测定単位	三二一〇〇	三二一〇〇
4 千円につき	二五〇〇〇	二五〇〇〇
4 千円につき	九五〇〇〇	九五〇〇〇
4 五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 二二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇
4 一七六〇〇	一七六〇〇	一七六〇〇
4 一〇五〇〇	一〇五〇〇	一〇五〇〇
4 五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇
4 世帯数	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 人口	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 面積	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 本籍人口	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 市町村税の税額	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 1 徵稅費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 2 戸籍費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 3 住民基本台帳費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 (1) 経常経費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 (2) 投資的経費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 (1) 経常経費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
4 (2) その他の行政費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇

5

市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、昭和四十五年度及び昭和四十六年度にあつては、この限りでない。

第二条第二項の表の測定単立の数値の算定の基礎の欄中「元利償還金の額の三分の一の額」の下に「（昭和四十五年度及び昭和四十六年度にあつては、この限りでない。）」を加える。

6 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「から昭和四十六年度までの各年度」を削り、附則第二十六項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改め、附則第二十七項中「とし、当該控除した額に相当する金額は、別に法律で定めるところにより昭和四十六年度から昭和四十八年度までの各年度分として同条の規定により一般会計から繰り入れるべき金額に加算するもの」を削り、附則第二十八項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項以下を二項ずつ繰り下げ、第二十七項の次に次の二項を加える。

28 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和四十五年度分にあつては同条の規定により算定した額から三百億円を控除した額とする。ただし、地方財政の状況に応じ、別に法律で定めるところにより、当該算定すべき額を変更することがある。

29 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和四十六年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百十億円を、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円を

それぞれ加算した額とする。ただし、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより、当該算定すべき額を変更することがある。

表して青柳盛雄君は本案に反対の意見を述べられ

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備に要する財源の充実を図るとともに各種の制度改革に伴い増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等基準財政需要額の算定方法を改めるほか、昭和四十五年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（荒船清十郎君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○副議長（荒船清十郎君） 委員長の報告を求めます。菅太郎君登壇

ました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して山崎平八郎君から、地方財政の充実強化を内容とする附帯決議案が提出され、これまた賛成多数をもってこれを付すことに決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後も裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

4 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

5 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

6 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

7 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

8 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

9 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

10 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

11 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後も裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

4 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

5 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

6 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

7 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

8 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

9 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

10 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

11 第二十二条第二項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

七二〇

証の目的的の額の上限を現行の十万円から三十万円に改める等であります。

当委員会におきましては、三月二十四日政府から提案理由の説明を聴取し、自來、参考人から意見を聞くなど、慎重かつ熱心な審査を重ねてまいりました。

かくて、本日、質疑を終了し、日本社会党、日本共産党からそれぞれ反対の討論がなされました。

次いで、採決の結果、多数をもつて政府原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の主なる内容は、次のとおりであります。

まず第一は、課税最低限の引き上げであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除を、それそれ十八万円にすることといたしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限は、約百二十万九千円となるわけであります。

第二は、給与所得控除の拡充であります。すなわち、十万円の定額控除を行なった後の金額について、百万円までは二〇%、二百万円までは一〇%、四百万円までは五%の控除を行なうことといたしてあります。

第三は、税率の緩和であります。すなわち、税率五%増しに引き上げることといたしてあります。

率の刻みと、その適用区分の大幅な緩和を行なうこといたしております。

第四は、障害者控除等の引き上げであります。

第五は、所得税制の整備であります。すなわち、医療費控除の改善をかるとともに、老人福祉法により養護を委託された老人を受託者の扶養親族に加えるほか、資産所得について合算課税を行なう場合の最低限度額を引き上げることといたしてあります。さらに、配当所得についての配当控除率を、課税所得一千万円以下の部分については一〇%、同じく一千万円をこえる部分については五%に引き下げるなどといたしてあります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、中小法人の税負担の軽減と内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を、所得金額の三五%または年二百万円のいすれか多い金額に引き上げるとともに、同族会社の範囲を縮減合理化するほか、課税所得の計算の合理化をはかるため、完成工事補償引当金制度を創設することといたしております。

そのほか、中間申告書の提出を要しない税額の限度を五万円に引き上げる等、所要の規定の整備合理化を行なうことといたしております。

終わりに、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和四十五年度の税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうことといたしております。

第一は、法人税負担の引き上げであります。すなわち、二年間の臨時措置として、普通法人の所得のうちの留保分に対する法人税負担を、現行の五%増しに引き上げることといたしてあります。

また、証券投資信託の収益の分配金の課税につきましては、利子課税の特例と同様の措置を講ずることといたして、割引債の償還差益に対する課税の特例につきましても、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することといたしてあります。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改正に見合つて、現行の源泉徴収税率の軽減の特例及び源泉分離選択課税制度並びに少額配当の申告不要制度の適用期限を、それぞれ昭和五十年十二月三十一日まで延長するとともに、源泉分離課税を選択した場合の税率は、四十六、四十七年分については二〇%，四十八年以降三年分については二五%といたします。

八年以降三年分については二五%といたします。

さらに、少額国債の利子の非課税制度につきましても、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することといたしております。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改正に見合つて、現行の源泉徴収税率の軽減の特例及び源泉分離選択課税制度並びに少額配当の申告不要制度の適用期限を、それぞれ昭和五十年十二月三十一日まで延長するとともに、源泉分離課税を選択した場合の税率を、四十八年以降三年分は二五%とするなどといたしてあります。

なお、昭和四十六年分及び昭和四十七年分の配当控除率については、課税総所得金額一千万円以下の部分を一二・五%，同じく一千万円をこえる部分を六・二五%とすることといたしてあります。

○%増しとすること等であります。

かくて、各案並びに修正案を一括して討論に入ることいたしております。

第三は、企業体質の強化、中小企業対策等に資するための措置を講ずることであります。すなわち、産業体制の整備に資する合併をした場合について割増償却制度を創設すること、下請中小企業振興準備金及び共同利用施設の特別償却制度を創設すること、特定ガス導管工事償却準備金制度を創設すること、石油開発投資損失準備金制度を創設すること、一定規格以上の電子計算機について、特別償却制度を創設すること等であります。

そのほか、住宅財産控除制度、試験研究費の特別税額控除制度等についても、適用期限の延長を行なうこととするほか、農業振興地域の整備に関する法律に基づく勧告による農地の譲渡等について、譲渡所得の特別控除及び事業用資産の買いかえの特例等を設けることといたしております。

第四は、既存の特別措置の整理合理化であります。すなわち、海運業の再建築にかかる課税の特例等を、その適用期限の到来とともに廢止することといたしております。

以上のはか、相続財産を相続後一定期間内に譲渡した場合の譲渡所得の計算方法を合理化する等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上の各案につきましては、去る四月一日政府議録に譲ることといたします。

本日、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、広瀬秀吉君外六名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、利子・配当所得の源泉分離選択課税制度の適用期限を昭和四十八年十二月三十日までとすること、法人税の負担を現行の一

程度のものにすぎません。

反対の第一の理由であります。

次に、今次改正案について、課税最低限は、給与所得者の場合、夫婦子三人で、百一万六百五十円、独身者三十三万八千六百三十七円、事業所得者の場合、それぞれ七十一万八千九百三十二円、十八万一千三百七十三円となっているのであります。が、今日の経済社会の発展、一般的消費生活態様の急激な変化の状況を考えますときに、これをお低きに失しております。

ちなみに、昭和四十四年度の全国勤労者世帯の家計調査に示された平均世帯三・八九人の消費支出は、八十七万円であります。これを税法上の標準世帯に換算いたしますれば百二十五万程度になりますのであります。この程度までは少なくとも政府みずからが、現状においても課税最低限引き上げの相場として出してくるのが当然であります。

さらに、未成年の独身労働者は、食事のゆえに大学教育を受けられない。中学、高校卒業後直ちに勤労に汗を流し、労働力不足経済の中で金の卵と評価されつつ、日本経済、産業発展の一翼をになつて働いておるのであります。が、労働力需給逼迫を反映して、初任給引き上げにより、就職者が大学に学び、昭和四十二年度現在におきましては、今回、平年度三千四十九億円、初年度二千四百六十億円の減税を行なつたと言つておりますが、この中には、物価調整減税分、すなわち、四十五年度消費物価上昇率を6%と想定して算出をすれば、七百二十億に達する分が含まれているのであって、これを差し引けば、わずか千七百四十一億にすぎないのであります。が、政府は、百七十三億の自然増収に比較いたしまして、あまりにも少額の減税だといわなければなりません。

このように、物価高騰による生活難に悩む勤労低所得大衆に對する国があたかいい税法上の配慮があつてしまふべきものと信じます。事業所得者の独身者の場合は十八万一千三百七十三円に至つては、生活保護費を下回るのであります。が、その不當まさに論外であります。この点について、政府の態度は

得層に有利に働く額控除分の引き上げは、勤労大衆の切実な願いであるにもかかわらず、非情に据え置かれました。一方、高額所得者に対する税調査申ですら定期控除後の金額二百万円超三百万円までを5%の控除率とすべきことを答申してきましたにもかかわらず、与党の圧力によってこの限度を四百万円までとしたことは、昨年の改正が部課長減税と酷評されたごとく、今回の改正はまさに重役減税、局部長減税と評されるやうなものであります。このことは、低所得者に辛く、高所得者に甘い政府・与党のやがんだ政治姿勢を最も端的にあらわしているものであります。(拍手)

これが反対理由の第三点であります。さらに、妻の座を税制上優遇することを前国会で総理みずからお約束をしておきながら、本年度税制では一切これに触れず、内職やパートタイムによる収入が二十二万五千円を少しでもこえれば配偶者控除は受けられなくなる、こういう点すらも解決していないことは、まさに国民に対する政治的食言といわなければなりません。

次に、法人税についてであります。が、第一に、現行法人税率は、昭和四十、四十一年度において、留保分について三八%の税率を三%引き下げて今日に至つてあります。これは不況からの脱出といふ景気調整の見地から行なわれたものであります。が、税の公平、担税力、そういうようなものを無視して、法人過保護の税率の採用となつたものであることは、諸君の記憶に新しいところであります。この税率引下げによつて、自らの成長し、景気の行き過ぎ、民間設備投資抑制、総需要抑制、物価騰貴抑制、インフレの抑制、社会資本の絶対的立ちおくれの克服、こういふことが最大の政策課題になりつある時代を迎えているのであります。

このようなどき、法人税率を四十年度以前の三八%のところまで戻し、担税力に大きなかゆとりとつて、減税のありがたみを意識することもない

のある法人に適正な税負担を求めるることは、税の公平の原則からいつても、現時点の政策課題の推進の見地からいつても、理の当然といわなければなりません。

かかるに、政府は、これについて正しく対処をしませんで、大資本、財界の強訴にもろくも屈服し、二年間の暫定的特別措置として、一・七五%の引き上げを行ない、大法人に対する過度優遇の税率に勇断をふるうことができなかつたのであります。少なからずとも法人税の本法改正を行ない、国際的に比較しても著しい低率にある法人税率を三八%以上に改正すべきであったのであります。かくして今日、税負担の不公平と重税感をひしひしと感じている国民大衆の立場に立って考えるとき、たゞ改正法案に同族法人課税に対する若干の改善を含んでいたとして、私ども断じて賛成するわけにはまいらないのであります。

次に、租税特別措置に関するであります。

今まで二十年余にわたり続けられてきた数多くの租税特別措置は、課税公平の原則を踏みにじり、政策効果が一休どれだけあつたのか証明もなされないままに、大企業、大資産所得者に集中的に政策減税の名において巨額の減税を行なつてしましました。これはまさに政治悪の根源となり、税制に対する国民的不信の温床ともなりながら、長期にわたり一部の一握りの特權者にのみ漏れたる補助金を、国民の目をくらませながら支出してきたにひとしいのであります。ことしもその減税額は、国税だけで三千八百四十一億円、地方税分一千二百八十一億円を合わせますと五千百二十二億円の巨額に達するのであります。

まず、利子・配当に対する優遇特別措置について、今回四十六年度、四十七年度においては源泉選択制度をとり、現行一五%をわずかに五%引き上げて二〇%の分離税率とし、その後の三年間は二五%にするといつてあります。源泉選択分離税率は、税調ですら三〇%ないし四〇%にすべきことを想定をいたしておつたものから見て、大き

く後退をし、しかも、五年間という長い期限を設けてこの制度の温存をはかりまして、その後においてこれを廢止するといつて方向すら明確にされないのであります。

配当控除につきましても、一五%の控除率を一千万円までのところは一一・五%に引き下げる、一千万円をこえた部分についての現行七・五%を六・二五%にするという、その程度にとどまりました。この結果、五人世帯で配当のみの所得者は約三百四万九千円までは無税であるということになりました。給与所得者、中小零細事業所得者の課税最低限との乖離は一そろ大きくなつたのであります。

この点、わが党修正案のことく、せめて昭和四十

六年度分から源泉選択税率を二五%とし、三年間の経過段階をもつて廃止すべきものと考えるのであります。

輸出振興税制の優遇措置につきましても、わが国輸出競争力は著しく強化され、貿易収支は大幅な黒字基調となり、昭和四十五年度政府見通しにおいて四十億ドルの黒字、国際収支の総合でも十億七千万ドルの黒字となり、外貨準備は五十億をはるかにこえ、いかにして円切り上げの外圧を押さえれるかにござるが、いかにして円切り上げの外圧を押さえれるかといふ段階において、輸出振興税制の名にかかるほど減税するという税制をそのまま残すことには、かえつて諸外国の反感を買ひ、一種の輸出ダントンングだといふような立場から、非開税障壁などによって報復措置をすら呼び起しかねないのです。

○松尾正吉君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議論となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案について、反対の討論を行ないます。

まず、所得税法についてであります。政府は、このたびの改正案は、昭和四十三年七月の税調長期答申の完全実施であり、史上最大の減税である、このようにうたつておりますが、私どもが終始主張してまいりましたように、その実質は、最近の平均世帯構成が夫婦二人であることと、税調答申より二年間の物価の高騰を考えますと、この減税は何ら中身のないものといわざるを得ない 것입니다。それは減税額の面から見ましても明らかであります。つまり一兆三千七百七十億円の自然増収がありながら、初年度でわずか一千七百六十八億円の減税であり、減税とはいっても、一種の調整にすぎず、国民は知らず知らずのうちに過酷な重税への道を歩んでいるのであり

ます。

最後に、交際費控除についても、年

間七千七百三十三億円にのぼる、世論の非難をあ

びて、これを廢止するといつて方向すら明確にされないのであります。

さらに、今回の税制を通して、その底流となつてゐる政府の姿勢が、資産所得者、高額所得者優遇のものであるといつてあります。たとえば

給与所得控除について見ますと、収入が九十万円のときは二十六万円で、現行法と変わりなく、

は租税力に応じ公平に、そして生計費には課税せず、国民の納得のいく民主的な税制でなければならぬ、こういふ大原則を踏まえて、不公平、そ

して矛盾に満ちた今日の税制について抜本改正を行ない、私がいま申し上げました理想実現に向かって大きく前進されんことを要求をいたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 松尾正吉君。

〔松尾正吉君登壇〕

○松尾正吉君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議論となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案について、反対の討論を行ないます。

まず、所得税法についてであります。政府は、このたびの改正案は、昭和四十三年七月の税調長期答申の完全実施であり、史上最大の減税である、このようにうたつておりますが、私どもが終

て、わが党の主張する課税最低限の大額な引き上げこれが急務であり、この実現を強く要求するものであります。(拍手)

次に、法人税についてであります。そのおもな改正点は、税率の引き上げが、当初予定の二%から一・七五%に縮小されただけでなく、その課税対象が留保所得分に限られたことであります。

これでは配当性向の高い企業を優遇することになります。これは配当性向の高い企業を優遇することになります。これによりますと、利子・配当に対する軽課措置を五十年まで延

期したことと闘争づけてみますときに、七〇年代財政の支柱である高福社、高負担路線から法人税だけがはずされてしまつた感を受けるわけであります。

いずれにしても、法人税率は四十年、四十一

年で合計三三%の引き下げをした経過からしまして

もまた立ちおくれた社会資本充実のためにも、さらには法人税負担が戦後最低であり、諸外国に比べてなお低い水準にあることからいつても、二%の引き上げは当然のことであります。それが一・七五%にとどまり、さらに二年間の暫定的なものに

なつてしまつたことは、はなはだ遺憾といわざるを得ません。結局、企業がその負担すべき税を払わなければ、その分が他の負担となり、したがって所得税、特に給与所得者にしわ寄せされることになり、ますます給与所得者等の重税感を強くさせることになるわけあります。

次に、租税特別措置法についてであります。が、わが党は、年来、この大幅整理をするべきであることを強く主張してまいりました。

租税特別措置法は、負担公平の原則を犠牲にするものであり、それによつて失われる犠牲が最小であることが望ましいことは当然であります。

さらに、租税特別措置法は、必要最小限にとどめるべきであり、その政策目的が達成したと判断されるものについては、すみやかに改廃を進めなければなりません。ところが、わが国の租税特別措

(外) 報官

置法は、その発足の当初とは大きく性格が変わり、きわめて大企業擁護のものとなり、しかもそれが既得権化してしまつてゐるのです。しかるに、今回の改正案を見ますと、若干の統合整理が行なわれたとはいうものの、利子・配当軽課措置、交際費に対する特例等が依然として温存されているのです。これによつていかに税の公平の原則がそこなわれるかは、配当所得に対する優遇措置の例を見れば明瞭であります。すなわち、配当所得だけで生活をする標準家庭を例にとりますと、従来三百八十二万円まで無税であつたものが、今回の改正案によると、三百四万円まで無税になるのです。これと同じ收入のある額に汗を流して働くサラリーマンを例にとりますと、二十八万三千円もの所得税がかかることになります。しかし、政府は、今回、引当金、準備金、特別償却等の新設及び拡充をして、国民に不可視的な分野で免税措置を整備擴充しようとしていることは、とうてい納得できるところではありません。

以上の理由をもちまして、公明党はこれら三法

案に対しても反対をするものであります。(拍手)
○副議長(荒船清十郎君) これにて討論は終局いたしました。
三案を一括して採決いたします。
三案の委員長の報告はいずれも可決であります。

三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(荒船清十郎君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

タクシー業務適正化臨時措置法案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

正化臨時措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

タクシー業務適正化臨時措置法案を議題といたします。

第二節 登録タクシー運転者証(第十三条)	第三節 指定登録機関(第十九条第一項)
第四章 タクシー業務の特別規制等(第四十三条)	第五章 雑則(第五十一条第一項)
第六章 罰則(第五十六条第一項)	第一条 総則
附則	第二章 タクシー運転者の登録等 第一節 タクシー運転者の登録等 (登録運転者の乗務)
第二章 タクシー運転者登録原簿(以下「原簿」という。) に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。	第一条 この法律は、当分の間、指定地域において、タクシーの運転者の登録を実施し、タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて利用者の利便の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律で「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十号)第三条第一項第三号の一般乗用旅客自動車運送事業をいふ。以下同じ。)を経営する者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいふ。	第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七条第一項第四号において同じ。)でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行なう。
この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車で当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものをいふ。	第四条 原簿への登録(以下「登録」という。)は、運輸大臣が行なう。
この法律で「タクシー事業者」とは、タクシーを使用して行なう。一般乗用旅客自動車運送事業をいふ。	2 原簿は、指定地域」とに設ける。
この法律で「タクシー事業者」とは、タクシーを使用して行なう。	(登録の申請)
この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車で当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものをいふ。	2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
この法律で「タクシー事業者」とは、タクシーを使用して行なう。一般乗用旅客自動車運送事業をいふ。	1 申請者の氏名、生年月日、住所及び本籍
この法律で「タクシー事業者」とは、タクシーを使用して行なう。	2 申請者が雇用されているタクシー事業者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)の氏名又は名称及び住所
この法律で「指定地域」とは、タクシーの運転者の確保が困難であるためタクシー事業に関	3 申請者が雇用されているタクシー事業者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)の氏名又は名称及び住所

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 タクシー運転者の登録等
第一節 タクシー運転者の登録(第三条)	第一節 タクシー運転者の登録等
十二条	十二条

して供給輸送力が輸送需要量に対し著しく不足しており、かつ、道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他他の行為がひん繁に行なわれ、等タクシー事業の業務が適正に行なわれないと認められる地域で政令で定めるものをいう。

第三章 タクシー業務適正化事業(第三十四条)

第一条 登録タクシー運転者証(第十三条)

第二章 タクシー運転者の登録等
第一節 タクシー運転者の登録等
(登録運転者の乗務)

タクシー運転者登録原簿(以下「原簿」という。)

許をいう。以下同じ。の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限。

四、申請に係る指定地域

3、前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第四号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添附し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

第六条、運輸大臣は、前条の規定による申請を受理したときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録の年月日を登録しなければならない。

(登録の拒否)

第七条、運輸大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号の一に該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一、道路運送法第二十七条の政令で定める要件を備えていないこと。

二、タクシー事業者が道路運送法第三十条第一項の規定に基づく運輸省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。

三、当該指定地域に係る運輸省令で定める運転の経験を有しない者については、第四十八条の規定により運輸大臣の行なう当該指定地域に係る地理の試験に合格していないこと。

四、当該指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されているもの以外の者であること。

五、現に第九条第二項又は第三項の規定による処分を受けていること。

2、運輸大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、運輸省令で定めた旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の実施)

第六条、登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一、第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

二、登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。

三、第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の運輸省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。

2、前項の届出をする場合には、運輸省令で定めるところにより、その事由を証する書面を添附し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3、運輸大臣は、第一項の届出を受理したときは、第十二条第一項の規定により登録を消除する場合を除き、届出があつた事項を登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第九条、運輸大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するとき、又は登録運転者となる前一年以内に第一号若しくは第二号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一、前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

二、第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。

三、その雇用者として登録されているタクシー事業者に雇用されなくなり、又はタクシーの運転者として選任されなくなった後、運輸省令で定める期間を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

2、前項の規定にかかるわらず、運輸大臣は、登録運転者が運輸省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当するときは、その事由を登録し、その事由の存続する期間、登録の効力を停止しなければならない。

2、運輸大臣は、第一項(第三号を除く。)の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。

一、第一項第一号に該当する場合、登録の消除する事由を登輸大臣に届け出たとき。

二、第一項第二号に該当する場合、前項の規定に係る者を雇用しているタクシー事業者の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。

三、不正の手段により登録を受けたとき。

2、運輸大臣は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該登録運転者について、二年以内の期間を定めて登録を行わない旨の決定をしなければならない。

3、運輸大臣は、登録運転者が第一項各号の一に該当した場合において同項の処分前にその登録の消除が行なわれたときは、その者について、二年以内の期間を定めて登録を行わない旨の決定をすることができる。

4、運輸大臣は、第一項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

5、運輸大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を当該处分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十条、運輸大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除しなければならない。

一、前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

二、第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。

三、その雇用者として登録されているタクシーサイ業者に雇用されなくなり、又はタクシーの運転者として選任されなくなった後、運輸省令で定める期間を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

2、指定期域内に営業所を有するタクシー事業者は、運輸大臣に対し、当該指定期域に係る原簿は、運輸大臣に對し、当該指定期域に係る原簿の原本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

(原簿の謄本等)

第十二条、登録運転者は、運輸大臣に対し、その者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

2、指定期域内に営業所を有するタクシー事業者は、運輸大臣に對し、当該指定期域に係る原簿の原本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

第二節 登録タクシー運転者証

(運転者証の表示)

第十三条、タクシー事業者は、登録運転者(第十一条第二項の規定によりその登録の効力が停止されている者を除く。)で第七条第一項第一号又は第二号に該当しないものを指定期域内の営業所に配置するタクシーに運転者として乗務させるとときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証(以下「運転者証」という。)を、運輸省令で定めるところにより、当該タクシー

に表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(運転者証の交付)

第十四条 運輸大臣は、指定地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者の申請により、当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

(運転者証の記載事項の訂正)

第十五条 タクシ－事業者は、交付を受けている運転者証の記載事項に変更があつたときは、直ちに当該運転者証を運輸大臣に提出して、訂正を受けなければならない。

(運転者証の返納等)

第十六条 タクシ－事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を運輸大臣に返納しなければならない。

(運転者証の譲渡等の禁止)

第十七条 タクシ－事業者は、運転者証をよごし、損じ、又は失つたときは、その再交付を受けることができる。

(指定)

第十八条 タクシ－事業者は、運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(第三節 指定登録機関)

(運転者証の再交付)

第十九条 運輸大臣は、申請により、指定地域ごとに指定する者に、当該指定地域に係る登録及び運転者証の交付に関する事務(第九条の規定による事務を除く。以下「登録事務等」という。)を行なわせることができる。

第二十条 運輸大臣は、前項の指定をした場合には、当該指定地域に係る登録事務等を行なわないもの(登録等に関する規定の適用)を行なわせることとする。

第二十一条 指定登録機関は、登録事務等を行なう場合における第一節(第九条を除く。)及び前節の規定の適用については、これらの規定(第七条第一項第三号を除く。)中「運輸大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

第二十二条 指定登録機関は、登録事務等の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十三条 指定登録機関は、登録事務等に従事する規程(以下「事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十四条 指定登録機関は、登録事務等の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条 指定登録機関には、登録諸問委員会を置かなければならぬ。

第二十六条 登録諸問委員会の委員は、タクシ－事業者が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者(登録機関の代表者が任命する。

第二十七条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員又は職員が、この法律、この法律により指定登録機関が第二十条第五号に該当することを認めなければ、その効力を生じない。

第二十八条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員又は職員が、この法律、この法律により指定登録機関が第二十条第五号に該当することとなるときは、指定登録機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十九条 指定登録機関は、毎事業年度開始前に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十三条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十六条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十七条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十八条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十九条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第四十条 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(監督命令)

第二十八条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務等に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十九条 運輸大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、第十九条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第二十条第三号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して登録事務等を実施したとき。

三 第二十二条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

四 不當に登録事務等を実施しなかつたとき。
2 運輸大臣は、前項の規定により第十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四節 條則

(手数料)

第三十条 登録の申請をする者、第十二条第一項若しくは第二項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第十四条の交付を申請する者、第十五条の訂正を申請する者又は第十七条の再交付を申請する者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を運輸大臣(指定登録機関が登録事務等を行なう場合には、指定登録機関)に納付しなければならない。

2 前項の手数料で指定登録機関に納付されたものは、当該指定登録機関の収入とする。
(審査請求)

第三十一条 指定登録機関がした登録事務等に係る処分に不服がある者は、運輸大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(登録事務等の臨時代行)

第三十二条 運輸大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、民法第三十四条の規定により設立された法人で

第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。

2 運輸大臣は、前項の指定登録機関に対し、同項の指定を受けた者が登録事務等を行なう期間中登録事務等の実施を停止すべきことを命ずるものとする。

3 第一項の指定登録機関は、前項の命令を受けたときは、直ちに原簿その他の登録事務等の実施に關する書類を第一項の指定を受けた者に引き渡さなければならない。

4 第二十二条、第二十二条及び第二十七条から第三十三条までの規定は、第一項の指定を受けた者が登録事務等を行なう場合について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「登録事務等の実施を開始する日」とあるのは、「登録事務等を行なわせる期間」と読み替えるものとする。

(指定をした場合等における経過措置)
第三十三条 第十九条第一項の指定、第二十九条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)の取消し若しくは前条第一項の指定をした場合又は同条第一項の期間が経過した場合における所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

2 第二十九条第一項の規定により設立された財團法人以外の者であること。

3 申請者が前条第一項各号の業務(以下「適正化業務」という。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

4 申請者が適正化業務以外の業務を行なう場合には、次の業務以外の業務を行なうものであること。

イ 登録事務等

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の利便の増進に資する業務

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の福利厚生のための共同施設の設置及び運営その他一般乗用旅客自

(適正化事業実施機関の指定)

第三章 タクシー業務適正化事業

るタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

一 タクシーの運転者の道路運送法に違反する場合において、必要があると認めるときは、運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るために指導

第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。

2 タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修

3 タクシー事業の利用者からの苦情の処理

4 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営

五 タクシーの運転者の休憩、睡眠又は食事のための共同施設の設置及び運営

六 申請者の役員で適正化業務に從事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(事業計画等)
第三十六条 適正化事業実施機関は、毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、收支予算及び資金計画を作成し、運輸大臣の認可を受けるべきものとする。

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受ける場合には、適正化業務以外の業務に係る事業計画及び資金計画を添附しなければならない。

3 適正化事業実施機関は、毎事業年度経過三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(負担金の徴収)
第三十七条 適正化事業実施機関は、毎事業年度、第三十四条第一項の負担金の額及び徴収方法に法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に對し、その認可を受けた事項を記載した書面を添附して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3 タクシー事業者は、前項の通知に従い、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

4 第二項の通知を受けたタクシー事業者(以下この条において「納付義務者」という。)は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、

第三十四条 指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行なう者で指定地域ごとに運輸大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該指定地域内に営業所を有す

るタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき運輸省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

5 適正化事業実施機関は、運輸省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。

6 適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

7 適正化事業実施機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第四項の規定による延滞金を納付しないときは、運輸大臣にその旨を申し立てることができる。

8 運輸大臣は、前項の申立てがあったときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担金及び第四項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。
(区分経理)

第三十八条 適正化事業実施機関は、運輸省令で定めるところにより、適正化業務に関する経理と適正化業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(適正化事業諮問委員会)

第三十九条 適正化事業実施機関には、適正化事業諮問委員会を置かなければならない。業界審議会を置かなければならない。意見を適正化事業実施機関の代表者に述べることができる。

3 適正化事業諮問委員会の委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから、運輸大臣の認可を受けて適正化事業実施機関の代表者が任命する。

業者が組織する団体が推薦する者、タクシー事

運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから、運輸大臣の認可を受けて適正化事業実施機関の代表者が任命する。

第四十条 運輸大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、第三十四条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十五条第三号又は第四号に該当することととなつたとき。
二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、十六条第一項の認可を受けた事項に違反して適正化業務を行なつたとき。

三 第三十七条第一項の認可を受けず、又は同一項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。

四 第四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分に違反したとき。

五 不當に適正化業務を実施しなかつたとき。

二項又は第二十八条の規定により第三十四条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第二十九条 前項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、運輸大臣がその取消し後に同一の指定地域について

新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業

実施機関に帰属する。

2 前項に定めるものはか、前項第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合における適正化業務に係る財産の管理その他運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(タクシーである旨の表示等)

(準用規定)

第四十二条 第二十二条、第二十六条及び第二十一条の規定は、適正化事業実施機関が適正化業務を実施する場合について準用する。

第四章 タクシー業務の特別規制等

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 運輸大臣は、指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るために必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 タクシー事業者は、前項の指定をされた地区及び時間においては、同項の指定をされたタクシー乗場以外の場所でタクシーに旅客を乗車させなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の指定をするときは、当該指定をする地区に係る都道府県公安委員会及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路の管理者に協議しなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、運輸省令で定めるとところにより、同項の指定に係るタクシー乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

(タクシー等に関する届出)

第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、指定地内に営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(不正表示の禁止)

第四十七条 何人も、第十三条又は前項第一項の規定により表示する場合及び運輸省令で定める場合を除き、タクシーに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示して

3 第三十条の規定は、前項の場合について準用する。

(地理的試験)

第四十八条 何人も、第十三条又は前項第一項の規定により表示する場合及び運輸省令で定める場合を除き、タクシーに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示して

はならない。

する者は、その事業の用に供する自動車で指定地域内の営業所に配置するものに、運輸省令で定めるところにより、タクシー又はハイヤーである旨の表示その他の一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化のために必要と認められる運輸省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示し、又は装着する場合及び運輸省令で定める場合を除き、自動車に同項の表示事項若しくは装置又はこれに類似するものを表示し、又は装着してはならない。

3 第四十五条 一般乗用旅客自動車運送事業を經營

省令で定めるところにより、タクシーの運転者にならうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行なう。

2 前項の試験を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を運輸大臣に納付しなければならない。(試験事務の代行)

第四十九条 運輸大臣は、申請により、適正化事業実施機関に前条第一項の試験の事務(以下「試験事務」という。)を行なわせることができる。

2 適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合における第七条第一項第三号の規定の適用については、同号中「運輸大臣」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

3 第一項の規定により適正化事業実施機関が試験事務を行なうときは、前条第二項の手数料は、当該適正化事業実施機関に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、当該適正化事業実施機関の収入とする。

4 運輸大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、試験事務を行なわせてはならない。

一 次項において準用する第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して試験事務を行なつたとき。

二 次項において準用する第二十三条第三項、第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分に違反したとき。

5 第二十三条、二十四条第一項及び第二十六条から第二十八条までの規定は、適正化事業実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。

(研修命令)

第五十条 運輸大臣は、第三十四条第一項の規定により適正化事業実施機関が指定されている場合には、当該指定に係る指定地内に営業所を有するタクシー事業者に対し、指定地内に営業所を

省令で定めるところにより、タクシーの運転者にならうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行なう。前項の試験を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を運輸大臣に納付しなければならない。

業所に配置するタクシーの運転者でその業務の取扱いについて特に適正化を図る必要があると認められるものに当該適正化事業実施機関の行なう研修を受けさせることができる。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第五十一条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者、指定登録機関、第一三十二条第一項の規定により指定した者又は適正化事業実施機関に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(免許の取消し等)

第五十二条 運輸大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したときは、六ヶ月以内の期間を定めて輸送施設の當該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の免許を取り消すことができる。

4 第五十二条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者は

第五十四条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、運輸省令で定める。

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第五十二条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者は

第五十七条 第二十七条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関しても知り得た秘密を漏らした者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項(第二号を除く。)、第十三条规定

第五十九条 第二十七条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとする場合について準用する。

2 道路運送法第二十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 道路運送法第四十三条の二の規定は、第一項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

(政令等の制定改廃に伴う経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき政令又は運

輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第五十二条第三項において準用する道路運送法第四十三条の二第一項の規定による処分に違反した者

第六章 罰則

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科す。

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 第九条第一項第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後にした行為について適用する。

第五十条 第二十九条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関しても知り得た秘密を漏らした者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 運輸大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したときは、六ヶ月以内の期間を定めて輸送施設の當該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の免許を取り消すことができる。

第五十三条 第二十九条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとする場合について準用する。

2 道路運送法第二十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 道路運送法第四十三条の二の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

第五十四条 第二十九条第一項(第三十二条第四項又は第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとする場合について準用する。

一 第五条第二項の申出書、同条第三項の添附書類、第八条第二項の届出書、同条第二項の添附書類又は第十七条の再交付の申請書に虚

○副議長(荒船十郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長福井勇君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔福井勇君登壇〕

〔福井勇君登壇〕

ただいま議題となりましたタクシー

業務適正化臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大都市におけるタクシー輸送の重要性とその現状にかんがみ、当分の間、法律上の措置によりタクシー業務の適正化をはからうとするものであります、そのおもな内容は、

第一に、タクシー業務が適正に行なわれていないと認められる地域を政令で指定し、指定地域内において、タクシー運転者の登録を行ない、登録運転者以外の者の乗務を禁止することとし、登録の拒否及び取り消し、登録事務を行なわせる財団法人の指定等について規定し、

第二に、指定地域内において、財團法人を指定してタクシー業務適正化事業、すなわち、街頭指導、研修、タクシー乗り場及び運転者の共同休憩施設の設置、運営などを行なわせることとに、その必要経費の負担について規定し、その他、場所及び時間を限つてタクシー乗り場以外での乗車を禁止する制度並びに運転者に対する研修命令制度などを設けること、

官外(号)

本案は、四月六日當委員会に付託され、委員会におきましては、翌七日、橋本運輸大臣より提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、以来、四日間にわたりまして十六名の委員の方々が熱心に質疑を行ない、また、六名の参考人から意見を聞く等、慎重審議を行なつたのであります。

が、その詳細は会議録に譲ることといたします。今十七日、質疑を終了し、採決いたしました結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案をもちまして、本法の施行にあたり政府のとるべき六項目の措置について、附帯決議が付されましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君)

起立多數。よつて、本

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

〔異議ありませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求めるため、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長金子岩三君。

〔報告書は本号〔一〕に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 ただいま議題となりました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

右

昭和四十五年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 義作

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を改正する。この法律の施行期日は、昭和四十六年一月一日となつております。

第七条第二項中「百分の九」を「百分の十」に、「一万円をこえ五万円以下の金額 百分の五」を「五万円をこえ十万円以下の金額 百分の六 百分の五」に改める。

この法律は、昭和四十六年一月一日から施行し、改正後の第七条第二項の規定は、同日以後に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買ひ受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君) 地方道路公社法案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の売さばき人の郵便切手類等の売さばきに関する業務の取扱いの実情にかんがみ、これらの売さばき人に支払う売さばき手数料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長金子岩三君。

〔報告書は本号〔一〕に掲載〕

○金子岩三君 ただいま議題となりました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

右

昭和四十五年三月十七日

内閣総理大臣 佐藤 義作

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

百分の五から百分の六に、それぞれ引き上げることとなつております。

なお、この法律の施行期日は、昭和四十六年一月一日となつております。

通信委員会においては、三月二十六日本案の付託を受けて以来、慎重審議を行なつたのであります。が、四月十七日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君) 地方道路公社法案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の売さばき人の買ひ受け月額一万円以下の金額に対する手数料の率を百分の九から百分の十に、一万円をこえ五万円以下の金額に対する手数料の率を

官報 (号外)

地方道路公社法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 設立(第八条—第十条)
- 第三章 役員及び職員(第十一条—第二十条)
- 第四章 業務(第二十二条—第二十二条)
- 第五章 財務及び会計(第二十三条—第三十三条)
- 第六章 解散及び清算(第三十四条—第三十七条)
- 第七章 監督(第三十八条—第三十九条)
- 第八章 雑則(第四十条—第四十二条)
- 第九章 罰則(第四十三条—第四十五条)
- 附則 第一章 総則

第一条 地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 地方道路公社は、法人とする。
(名称)

第三条 地方道路公社は、その名称中に道路公社といふ文字を用いなければならない。
2 地方道路公社でない者は、その名称中に道路公社といふ文字を用いてはならない。
(出資)

第四条 地方公共団体でなければ、地方道路公社(以下「道路公社」という。)に出資することができない。

2 設立団体(道路公社を設立する地方公共団体

をいう。以下同じ。)は、道路公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。するとときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。
3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。
規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体たる地方公共団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲

七 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十九号))第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。)の整備に関する基本計画

八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

九 公告の方法

10 定款の変更は、建設大臣(地方自治法(昭和十二年法律第六十七号))第二百五十二条の十九第一項の市(以下「指定市」という。)以外の第八条の市の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「建設大臣等」という。)の認可を受ければ、その効力を生じない。

11 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。)が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

12 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者(道路

う。以下同じ。)の同意を得なければならない。
5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。
6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
(登記)

6 設立団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

6 設立団体は、政令で定めるところにより、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

第十一条 道路公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第十二条 理事長及び副理事長は、道路公社は、定数で副理事長を置かないことができる。

第十三条 役員及び職員

第十四条 役員の任期は、四年を以えることができない。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員と

なることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号の事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならぬ。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
(代理権の制限)

第十七条 道路公社と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が道路公社を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は道路公社の職員のうちから、道路公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法

律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第四章 業務

は、法令により公務に從事する職員とみなす。

(業務)

第二十一条 道路公社は、第一条の目的を達成するため、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下「災害復旧」という。)その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 国、地方公共団体、日本道路公社、首都高速道路公社、阪神高速道路公社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む。)の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行なうこと。

3 第二項の道路で高架のもの(以下「高架」といふ。)の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。

4 委託に基づき、第一項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

6 第二項の一般自動車道の円滑な交通を確保するためには、休憩所その他の政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。

7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

8 第二項の一般自動車道の円滑な交通を確保するためには、休憩所その他の政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。

9 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

10 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

11 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

12 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

13 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

14 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

15 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

16 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

17 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

18 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

19 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

なすこと。

道路公社は、前二項の業務のほか、都道府県知事(市が設立した道路公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一 第二項の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。

(決算)

第二十五条 道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第二十六条 道路公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

4 第二十七条 道路公社は、毎事業年度の損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

5 第二十八条 道路公社は、毎事業年度の決算報告書(以下「決算報告書」といふ。)を作成し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 道路公社は、毎事業年度の損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

3 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

5 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

7 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

8 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

9 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

10 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

11 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

12 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

13 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

14 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まし、以後最初の三月三十一日に終わる。

(予算等の承認)

第二十四条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる。(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)第二十九条 道路公社は、第二十一条第一項の道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路(同項の道路が一部であるときは、当該一の道路の他の部分を含む。)の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。(補助金)

第三十条 国は、予算の範囲内において、道路公社に対して、政令で定めるところにより、第二十一条第一項の道路の災害復旧について、当該道路の建設費等の償還の状況等を勘査して、これに要する経費の一部を補助することができることを認可する。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、道路公社に対して、第二十一条第一項の道路の災害復旧に要する経費の一部を補助することができることを認可する。(余裕金の運用)

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債又は地方債の取得
- 2 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 道路公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。(建設省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののはか、道路公社の財務及び会計に関する必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散)

第三十四条 道路公社は、第二十一条第一項の業

務の完了により解散する。

2 道路公社は、前項の規定により解散する場合において、借入金があるときは、解散について当該借入金に係る債権者の同意を得なければならぬ。

3 道路公社は、第一項の規定により解散しようとするときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣等の認可を受けなければならない。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法(昭和四十五年法律第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。)」のとおりとする。

4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

5 設立団体は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

6 建設大臣等は、第二十一条第三項第三号の業務を行なつて、道路公社の解散について第三項の認可をしようとするときは、解散に伴う当該業務に関する措置について、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十八条 建設大臣又は都道府県知事等は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務及び資産の状況に關し報告させ、又はその職員に、道路公社の事務所その他事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(監督命令)

第三十五条 道路公社が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十二条第一項、第二項又は第三項の規定を準用する。

(清算事務)

第三十六条 清算人は、道路公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条第七十七条第一項(届出に關する部分に限る)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法

項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第一百三十六条、第一百三十七条並びに第百三十八条の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法(昭和四十五年法律第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。)」のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、設立団体が二以上ある道路公社に対するこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第四十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(第九章 儲則)

第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の罰金に処する。

2 道路公社の役員、清算人又は職員がその道路公社の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その道路公社に對して同項の刑を科する。

(都道府県知事等の經由)

第四十条 道路公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、市が設立した道路公社にあつては市長を、その他の道路公社にあつては都道府県知事を經由しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを建設大臣に提出しなければならない。

(設立団体が二以上ある道路公社の特例)

第三十九条 建設大臣又は都道府県又は二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市が共同して設立した道路公社にあつては、第二十一条第三項中「都道府県知事(市が設立した道路公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは、「建設大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、設立団体が二以上ある道路公社に対するこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第四十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(第十章 罰則)

第四十五条 道路公社の業務の健全な運営を確保するため必要な命令があるときは、政令で定めるところにより、道路公社に對してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(第八章 細則)

第四十六条 道路公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより建設大臣に提出する申請書その他の書類は、市が設立した道路公社にあつては市長を、その他の道路公社にあつては都道府県知事を經由しなければならない。

2 道路公社の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その道路公社に對して同項の刑を科する。

3 第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

2 一 この法律の規定により建設大臣、都道府県知事若しくは市長又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において

とができる。

七四四

て、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して、財務諸表又は決算報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第二十七条、第三十一条又は第三十六条の規定に違反したとき。

六 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

九 第三十三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(公益法人の道路公社への組織変更)

第二条 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を抛出している法人で、第二十一一条第三項第三号に該当する業務を行なうことを目的とするもの(以下「公益法人」という。)は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して道路公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して道路公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議決を経、その公益法人

の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

3 建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び自治大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定による組織変更是、政令で定めることにより、道路公社の主たる事務所の所在地において登記することによつて効力を生ずる。

5 第一項の規定により公益法人が道路公社に組織変更した際に当該公益法人が行なつてゐる法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の規

定及び地方税法(昭和二十五年法律第二百六号)中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

6 公益法人が第一項の規定により事業年度の途中において道路公社に組織変更した場合における法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の規

定及び地方税法(昭和二十五年法律第二百六号)中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該

事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

7 公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

8 第二十二条第三項第三号に該当しない業務を行なうことをも目的とする公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で第二十二条第三項第三号に該当しない

び政令で定める債務を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

9 第三条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のよう改正する。

第二条第三項中「若しくは本州四国連絡橋公団」を、「本州四国連絡橋公団若しくは地方道路公社」に改める。

第六条第二項中「都道府県又は市」の下に「^{〔第七条の十八第二項及び〕}第七条の三第三項において同じ。」を加える。

第七条の十一の次に次の八条を加える。

(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の新設又は改築)

第七条の十二 地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道(第七条の十四第一項に規定する道路網を構成している道路を除く。)が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合においては、当該道路の新設又は改築が当該

道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものであるとき限り、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第

二条、第十七條第一項若しくは第二項若しくは第十八条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六

条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかるわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路

を新設し、又は改築して、料金を徴収するこ

とができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするとときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書

を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるとき限り、第一項の許可をするとことができる。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

7 建設大臣は、市町村道(指定市の市道を除く。)について第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときは、同様とする。

(地方道路公社の行なう料金の徴収の特例)

第七条の十三 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)

を受けて料金を徴収している二以上の道路に

つき、第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、建設大臣の許可を受けて、これらの道路を「の道路として料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、建設省令で定める書面を添附して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

5 建設大臣は、第一項若しくは第三項の許可を出したとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(地方道路公社の行なう指定都市高速道路の新設又は改築)

第七条の十四 地方道路公社は、次の各号に該当する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとのみなされる協議を含む)にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路(以下「指定都市高速道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げる事項のみを変更しない。

一 政令で指定する人口五十万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

二 道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

1 整備計画

2 工事実施計画

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定期日

5 建設大臣は、第二項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるとき限り、第一項に限り、第一項の許可をすることができる。

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げる事項のみを変更しない。

8 建設大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

9 建設大臣は、第一項又は第六項の許可をしよるとするときは、第二項の整備計画に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の同意を得なければならない。

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の十五 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地方道路公社の行なう有料の道路の維持、修繕等)

第七条の十六 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路について、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとのみなされる協議を含む)にかかわらず、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に適用する。(道路管理者の同意等)

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に適用する。

7 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)、第十四条第一項の規定にかかると認められるときには、第一項の許可をした場合に適用する。

8 建設大臣は、第一項若しくは第六項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持、修繕等の特例)第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適当であると認めたときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六ヶ月前に告げる料金の徴収期間について、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

9 第七条の十七 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適当であると認めたときは、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

10 第七条の十八 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)、第十四条第一項の規定にかかると認められるときには、第一項の許可をした場合に適用する。

11 第七条の十九 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)、第十四条第一項の規定にかかると認められるときには、第一項の許可をした場合に適用する。

第七十二条の四第一項第二号中「及び地方住宅供給公社」を「地方住宅供給公社及び地方道路公社」に改める。

第十二条 附則第二条第一項の規定による組織変更により道路公社となつた法人に関する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう改定する。

第三条第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の六 地方道路公社法(昭和四十五年法律第号)の施行に関する事務を管理すること。

第十四条 第六項中「第十三号の五」を「第十三号の六」に改める。

第五十七条の一部を次のよう改定する。

三十八の七 地方道路公社の管理する指定都市高規を認可すること。

第十八条第一項第三十八号の八の次に次の一号を加える。

八の九 地方道路公社の管理する指定都市高速道路の整備計画及び料金に関する規定。

第二十八条第一項第八号の八の次に次の一号を加える。

号の九に改める。

理由 その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図るため、地方道路公社の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図るため、地方道路公社の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長金丸信君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 ただいま議題となりました地方道路公社法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、道路整備特別措置法による有料道路事業を行ない得る事業主体は、從来、道路管理者のほか、日本道路公團、首都高速道路公團及び阪神

高速道路公團となつてゐたのであります。今回新たに地方公共団体が出資して設立する地方道路公社を事業主体としてこれに加える道を開き、民間資金を活用して有料道路事業を推進しようとするもので、公社の組織、業務等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託、同十八日提案理由の説明を聽取したのであります。

質疑の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、四月十七日、質疑を終了、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して阿部昭吾君より本案に反対の旨が述べられ、次いで、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後三時二十八分散会

○副議長(荒松清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○副議長(荒松清十郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後三時二十八分散会

文教委員 辞任 新井彬之君

補欠 滝田幸一君

補欠 近江巳記夫君

補欠 小沢一郎君

補欠 吉田美秀君

補欠 崇君実君

補欠 渡辺肇君

補欠 松山千恵子君

補欠 雄藏君修治君

補欠 渡辺肇君

補欠 松澤雄藏君

補欠 渡辺肇君

補欠 田中正巳君

補欠 滝田幸一君

補欠 近江巳記夫君

補欠 小沢一郎君

補欠 吉田美秀君

補欠 崇君実君

補欠 渡辺肇君

補欠 松山千恵子君

補欠 雄藏君修治君

補欠 渡辺肇君

補欠 田中正巳君

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(參議院送付)

一、去る十日、予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

家内労働法案(小平芳平君外一名提出、参法第五号)(予)

最低賃金法案(渡谷邦彦君外一名提出、参法第五号)(予)

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第六号)(予)

社会保険基本法案(多田省吾君外一名提出、参法第七号)(予)

以上四件 社会労働委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(小林進君外六名提出、衆法第二号)

住宅基本法案(小川新一郎君外二名提出、衆法第二三号)

社会労働委員会 付託 建設委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

災害共済法案(塙出啓典君外一名提出、参法第八号)(予)

災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

著作権法案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

心身障害者福祉協会法案

国民生活センター法案

沖繩・北方対策庁設置法案

昭和四十二年度一般会計予備費使
用総調書及び各省各厅所管使用調
書(その2)

昭和四十二年度特別会計予備費使
用調書及び各省各厅所管使用調
書(その2)

昭和四十二年度特別会計予算総則
第十一條に基づく使用総調書及び
各省各厅所管使用調書(その2)

昭和四十三年度一般会計予備費使
用調書及び各省各厅所管使用調
書(その2)

昭和四十三年度特別会計予算総則
第十四条に基づく使用総調書及び
各省各厅所管使用調書

昭和四十四年度一般会計予備費使
用調書及び各省各厅所管使用調
書(その1)

昭和四十四年度特別会計予算総則
第十四条に基づく使用総調書及び
各省各厅所管使用調書

昭和四十四年度特別会計予算総則
第十二条に基づく使用総調書及び
各省各厅所管使用調書

君提出宗教団体の政治活動に関する質問に対し
て、重要な問題を含んでいるので慎重な検討を
要するため、昭和四十五年四月二十八日までに
答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規
定による通知書を受領した。

衆議院会議録第十九号(一)中正誤			
正	誤	その他と	その他と
行	段	行	誤
規制を	規制の強化を		
開発	再開発		
昭和三十三年	昭和三十七年		
板橋区が	板橋区で		
第二十三条の二	第二十三条の二		
二年	二年		
それを	それを		

規制を	規制の強化を
開発	再開発
昭和三十三年	昭和三十七年
板橋区が	板橋区で
第二十三条の二	第二十三条の二
二年	二年
それを	それを

官報

○第六十三回 衆議院会議録 第二十号(二)

昭和四十五年四月十七日

〔本号〕〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 築作

内閣総理大臣 佐藤 築作

所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十五年二月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 築作

る。

第二十八条第三項第一号中「九十万円」を「百十
万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中

「二十九万円」を「三十万円」に、「十分の〇・五」を
「十分の一」に改め、同号を同項第二号とし、同項

第四号中「三百十萬円」を「四百十萬円」に、「三十
四万円」を「四十万円」に、「十分の〇・二五」を「十
分の〇・五」に改め、同号を同項第三号とし、同

項第五号中「三百十萬円」を「四百十萬円」に、「三
十六万五千円」を「五十万円」に改め、同号を同項

第四号とする。

第二十九条第一号イ中「昭和三十四年法律第二百
四十一号」を削る。

第三十条第四項第一号中「前項」の下に「及び第
一号」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一

号中「前項」の下に「及び前号」を加え、同号を同項

第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え
る。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払
を受けている場合で政令で定める場合 前項

の規定により計算した金額から、当該他の退職

三十八年法律第二百三十三号)第十一条第一項第四
号(都道府県知事等のとるべき措置)の規定により
同号に規定する養護受託者に委託された老人で
びに」に、「児童で」を「児童及び老人福祉法(昭和

(完成工事補償引当金)

第五十五条の二 青色申告書を提出する居住者で
建設業を営むものが、その建設請負に係る目的
物の欠陥についてその引渡し後において行なう
補修の費用に充てるため、各年(事業の全部を
譲渡し又は廃止した日の属する年を除く。)にお
いて完成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額
により計算した金額に達するまでの金額は、そ
者のその年分の事業所得の金額の計算上、必
要経費に算入する。ただし、その者が死亡した
場合において、その相続人が当該建設業を承継
しなかつたとき、その他政令で定める場合は、
この限りでない。

前項の規定によりその繰入れをした年分の事
業所得の金額の計算上必要経費に算入された完
成工事補償引当金勘定の金額は、その繰入れを
した年分の翌年分の事業所得の金額の計算上、總
収入金額に算入する。

第七十七条第一項第一号中「保険期間又は共済
期間が十年未満」を「次号に規定する契約以外」
に改め、同項第二号中「保険期間又は共済期間」の
下に「の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のあ
る契約その他の政令で定めるこれに準ずる契約で
これら期間」を加え、「契約」を「もの」に改め
る。

第七十七条第一項第一号中「保険期間又は共済
期間が十年未満」を「次号に規定する契約以外」
に改め、同項第二号中「保険期間又は共済期間」の
下に「の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のあ
る契約その他の政令で定めるこれに準ずる契約で
これら期間」を加え、「契約」を「もの」に改め
る。

第七十九条第一項及び第二項中「九万円」を「十
万円」に、「十三万円」を「十四万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十
二条第一項中「九万円」を「十万円」に改める。

第八十三条第一項中「十七万円」を「十八万円」に
改める。

第八十四条第一項中「十万円」を「十二万円」に改
め、同条第二項中「十一万円」を「十三万円」に改
める。

第八十六条第一項中「十七万円」を「十八万円」に
改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

(完成工事補償引当金)

算入された完成工事補償引当金勘定の金額があ
るときにおける当該完成工事補償引当金勘定の
金額の処理に關し必要な事項は、政令で定め
る。

第七十三条第一項中「相当する金額」の下に「(當
該金額が十万円をこえる場合には、十万円)」を加
え、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中
「で政令で定めるものの対価」を「の対価のうち通
常必要であると認められるものとして政令で定め
るもの」に改める。

第七十四条第二項第六号中「保険料」の下に「及
び国民年金基金の加入員として負担する掛金」を
加える。

第七十七条第一項第一号中「保険期間又は共済
期間が十年未満」を「次号に規定する契約以外」
に改め、同項第二号中「保険期間又は共済期間」の
下に「の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のあ
る契約その他の政令で定めるこれに準ずる契約で
これら期間」を加え、「契約」を「もの」に改め
る。

第七十九条第一項及び第二項中「九万円」を「十
万円」に、「十三万円」を「十四万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十
二条第一項中「九万円」を「十万円」に改める。

第八十三条第一項中「十七万円」を「十八万円」に
改める。

第八十四条第一項中「十万円」を「十二万円」に改
め、同条第二項中「十一万円」を「十三万円」に改
める。

第八十六条第一項中「十七万円」を「十八万円」に
改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

5 第一項に規定する居住者が死した場合にお
いて、同項の規定によりその者の死亡の日の属
する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に
改める。

第六編第二章第二節第四款第四項中第五十五条
の次に次の二条を加える。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

三十万円以下の金額

三十万円をこえ六十万円以下の金額

六十万円をこえ九十万円以下の金額

九十万円をこえ百二十万円以下の金額

百二十万円をこえ百五十万円以下の金額

百五十万円をこえ二百万円以下の金額

二百萬円をこえ二百五十万円以下の金額

二百五十万円をこえ三百万円以下の金額

三百萬円をこえ三百五十万円以下の金額

三百五十万円をこえ四百万円以下の金額

四百万円をこえ五百万円以下の金額

五百萬円をこえ六百万円以下の金額

六百万円をこえ八百万円以下の金額

八百万円をこえ一千万円以下の金額

一千万円をこえ二千万円以下の金額

二千万円をこえ四千万円以下の金額

四千万円をこえ六千万円以下の金額

六千万円をこえ八千万円以下の金額

八千万円をこえる金額

百分の十

百分の十二

百分の十四

百分の十六

百分の十八

百分の二十一

百分の二十四

百分の二十七

百分の三十九

百分の三十四

百分の三十九

百分の四十六

百分の五十一

百分の五十五

百分の六十一

百分の六十五

百分の七十

百分の七十五

百分の七十九

百分の八十一

百分の八十五

百分の八十九

百分の九十三

第九十条第一項及び第九十一条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第九十二条第一項中「百分の二十一」を「百分の十」に改める。

第九十三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「百分の十」を「百分の五」に、「百分の五」を「百分の二・五」に改める。

第九十九条第一項中「三十万円」を「百万円」に、

「三十万円」を「五百万円」に改め、同条第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第一百七十六条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)による」と改める。

第一百三十二条第一項第四項第一号」を「同条第四項第三号」に、「退職所得控除額による」を「並びに国民年金基金の締結した国民年金法第百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加える。

別表第一から別表第八の附表までを次のように改める。

第一百三十二条第一項第四号中「第三十条第四項第一号」を「第三十条第四項第三号」に改める。

第一百三十七条中「厚生年金基金契約」の下に「並びに国民年金基金の締結した国民年金法第百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加える。

別表第一から別表第八の附表までを次のように改める。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円 1,000	円未満 0	円 0	% 0	円 50,000	円 51,000	円 5,000	% 10	円 137,000	円 139,000	円 13,700	% 10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

七五四

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
258,000	261,000	25,800	10%	414,000	418,000	43,600	10%	614,000	618,000	67,900	11%
261,000	264,000	26,100	10%	418,000	422,000	44,100	10%	618,000	622,000	68,500	11%
264,000	267,000	26,400	10%	422,000	426,000	44,600	10%	622,000	626,000	69,000	11%
267,000	270,000	26,700	10%	426,000	430,000	45,100	10%	626,000	630,000	69,600	11%
270,000	273,000	27,000	10%	430,000	434,000	45,600	10%	630,000	634,000	70,200	11%
273,000	276,000	27,300	10%	434,000	438,000	46,000	10%	634,000	638,000	70,700	11%
276,000	279,000	27,600	10%	438,000	442,000	46,500	10%	638,000	642,000	71,300	11%
279,000	282,000	27,900	10%	442,000	446,000	47,000	10%	642,000	646,000	71,800	11%
282,000	285,000	28,200	10%	446,000	450,000	47,500	10%	646,000	650,000	72,400	11%
285,000	288,000	28,500	10%	450,000	454,000	48,000	10%	650,000	655,000	73,000	11%
288,000	291,000	28,800	10%	454,000	458,000	48,400	10%	655,000	660,000	73,700	11%
291,000	294,000	29,100	10%	458,000	462,000	48,900	10%	660,000	665,000	74,400	11%
294,000	297,000	29,400	10%	462,000	466,000	49,400	10%	665,000	670,000	75,100	11%
297,000	300,000	29,700	10%	466,000	470,000	49,900	10%	670,000	675,000	75,800	11%
300,000	303,000	30,000	10%	470,000	474,000	50,400	10%	675,000	680,000	76,500	11%
303,000	306,000	30,300	10%	474,000	478,000	50,800	10%	680,000	685,000	77,200	11%
306,000	309,000	30,700	10%	478,000	482,000	51,300	10%	685,000	690,000	77,900	11%
309,000	312,000	31,000	10%	482,000	486,000	51,800	10%	690,000	695,000	78,600	11%
312,000	315,000	31,400	10%	486,000	490,000	52,300	10%	695,000	700,000	79,300	11%
315,000	318,000	31,800	10%	490,000	494,000	52,800	10%	700,000	705,000	80,000	11%
318,000	321,000	32,100	10%	494,000	498,000	53,200	10%	705,000	710,000	80,700	11%
321,000	324,000	32,500	10%	498,000	502,000	53,700	10%	710,000	715,000	81,400	11%
324,000	327,000	32,800	10%	502,000	506,000	54,200	10%	715,000	720,000	82,100	11%
327,000	330,000	33,200	10%	506,000	510,000	54,700	10%	720,000	725,000	82,800	11%
330,000	333,000	33,600	10%	510,000	514,000	55,200	10%	725,000	730,000	83,500	11%
333,000	336,000	33,900	10%	514,000	518,000	55,600	10%	730,000	735,000	84,200	11%
336,000	339,000	34,300	10%	518,000	522,000	56,100	10%	735,000	740,000	84,900	11%
339,000	342,000	34,600	10%	522,000	526,000	56,600	10%	740,000	745,000	85,600	11%
342,000	345,000	35,000	10%	526,000	530,000	57,100	10%	745,000	750,000	86,300	11%
345,000	348,000	35,400	10%	530,000	534,000	57,600	10%	750,000	755,000	87,000	11%
348,000	351,000	35,700	10%	534,000	538,000	58,000	10%	755,000	760,000	87,700	11%
351,000	354,000	36,100	10%	538,000	542,000	58,500	10%	760,000	765,000	88,400	11%
354,000	357,000	36,400	10%	542,000	546,000	59,000	10%	765,000	770,000	89,100	11%
357,000	360,000	36,800	10%	546,000	550,000	59,500	10%	770,000	775,000	89,800	11%
360,000	363,000	37,200	10%	550,000	554,000	60,000	10%	775,000	780,000	90,500	11%
363,000	366,000	37,500	10%	554,000	558,000	60,400	10%	780,000	785,000	91,200	11%
366,000	369,000	37,900	10%	558,000	562,000	60,900	10%	785,000	790,000	91,900	11%
369,000	372,000	38,200	10%	562,000	566,000	61,400	10%	790,000	795,000	92,600	11%
372,000	375,000	38,600	10%	566,000	570,000	61,900	10%	795,000	800,000	93,300	11%
375,000	378,000	39,000	10%	570,000	574,000	62,400	10%	800,000	805,000	94,000	11%
378,000	381,000	39,300	10%	574,000	578,000	62,800	10%	805,000	810,000	94,700	11%
381,000	384,000	39,700	10%	578,000	582,000	63,300	10%	810,000	815,000	95,400	11%
384,000	387,000	40,000	10%	582,000	586,000	63,800	10%	815,000	820,000	96,100	11%
387,000	390,000	40,400	10%	586,000	590,000	64,300	10%	820,000	825,000	96,800	11%
390,000	394,000	40,800	10%	590,000	594,000	64,800	10%	825,000	830,000	97,500	11%
394,000	398,000	41,200	10%	594,000	598,000	65,200	10%	830,000	835,000	98,200	11%
398,000	402,000	41,700	10%	598,000	602,000	65,700	10%	835,000	840,000	98,900	11%
402,000	406,000	42,200	10%	602,000	606,000	66,200	10%	840,000	845,000	99,600	11%
406,000	410,000	42,700	10%	606,000	610,000	66,800	11%	845,000	850,000	100,300	11%
410,000	414,000	43,200	10%	610,000	614,000	67,400	11%	850,000	855,000	101,000	11%

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

七五五

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)				課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)	
以上	未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	以上	未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	以上	未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
855,000	860,000	101,700	11	1,105,000	1,110,000	140,800	12	1,355,000	1,360,000	183,900	13
860,000	865,000	102,400	11	1,110,000	1,115,000	141,600	12	1,360,000	1,365,000	184,800	13
865,000	870,000	103,100	11	1,115,000	1,120,000	142,400	12	1,365,000	1,370,000	185,700	13
870,000	875,000	103,800	11	1,120,000	1,125,000	143,200	12	1,370,000	1,375,000	186,600	13
875,000	880,000	104,500	11	1,125,000	1,130,000	144,000	12	1,375,000	1,380,000	187,500	13
880,000	885,000	105,200	11	1,130,000	1,135,000	144,800	12	1,380,000	1,385,000	188,400	13
885,000	890,000	105,900	11	1,135,000	1,140,000	145,600	12	1,385,000	1,390,000	189,300	13
890,000	895,000	106,600	11	1,140,000	1,145,000	146,400	12	1,390,000	1,395,000	190,200	13
895,000	900,000	107,300	11	1,145,000	1,150,000	147,200	12	1,395,000	1,400,000	191,100	13
900,000	905,000	108,000	12	1,150,000	1,155,000	148,000	12	1,400,000	1,405,000	192,000	13
905,000	910,000	108,800	12	1,155,000	1,160,000	148,800	12	1,405,000	1,410,000	192,900	13
910,000	915,000	109,600	12	1,160,000	1,165,000	149,600	12	1,410,000	1,415,000	193,800	13
915,000	920,000	110,400	12	1,165,000	1,170,000	150,400	12	1,415,000	1,420,000	194,700	13
920,000	925,000	111,200	12	1,170,000	1,175,000	151,200	12	1,420,000	1,425,000	195,600	13
925,000	930,000	112,000	12	1,175,000	1,180,000	152,000	12	1,425,000	1,430,000	196,500	13
930,000	935,000	112,800	12	1,180,000	1,185,000	152,800	12	1,430,000	1,435,000	197,400	13
935,000	940,000	113,600	12	1,185,000	1,190,000	153,600	12	1,435,000	1,440,000	198,300	13
940,000	945,000	114,400	12	1,190,000	1,195,000	154,400	12	1,440,000	1,445,000	199,200	13
945,000	950,000	115,200	12	1,195,000	1,200,000	155,200	12	1,445,000	1,450,000	200,100	13
950,000	955,000	116,000	12	1,200,000	1,205,000	156,000	13	1,450,000	1,455,000	201,000	13
955,000	960,000	116,800	12	1,205,000	1,210,000	156,900	13	1,455,000	1,460,000	201,900	13
960,000	965,000	117,600	12	1,210,000	1,215,000	157,800	13	1,460,000	1,465,000	202,800	13
965,000	970,000	118,400	12	1,215,000	1,220,000	158,700	13	1,465,000	1,470,000	203,700	13
970,000	975,000	119,200	12	1,220,000	1,225,000	159,600	13	1,470,000	1,475,000	204,600	13
975,000	980,000	120,000	12	1,225,000	1,230,000	160,500	13	1,475,000	1,480,000	205,500	13
980,000	985,000	120,800	12	1,230,000	1,235,000	161,400	13	1,480,000	1,485,000	206,400	13
985,000	990,000	121,600	12	1,235,000	1,240,000	162,300	13	1,485,000	1,490,000	207,300	13
990,000	995,000	122,400	12	1,240,000	1,245,000	163,200	13	1,490,000	1,495,000	208,200	13
995,000	1,000,000	123,200	12	1,245,000	1,250,000	164,100	13	1,495,000	1,500,000	209,100	13
1,000,000	1,005,000	124,000	12	1,250,000	1,255,000	165,000	13	1,500,000	1,505,000	210,000	14
1,005,000	1,010,000	124,800	12	1,255,000	1,260,000	165,900	13	1,505,000	1,510,000	211,000	14
1,010,000	1,015,000	125,600	12	1,260,000	1,265,000	166,800	13	1,510,000	1,515,000	212,100	14
1,015,000	1,020,000	126,400	12	1,265,000	1,270,000	167,700	13	1,515,000	1,520,000	213,100	14
1,020,000	1,025,000	127,200	12	1,270,000	1,275,000	168,600	13	1,520,000	1,525,000	214,200	14
1,025,000	1,030,000	128,000	12	1,275,000	1,280,000	169,500	13	1,525,000	1,530,000	215,200	14
1,030,000	1,035,000	128,800	12	1,280,000	1,285,000	170,400	13	1,530,000	1,535,000	216,300	14
1,035,000	1,040,000	129,600	12	1,285,000	1,290,000	171,300	13	1,535,000	1,540,000	217,300	14
1,040,000	1,045,000	130,400	12	1,290,000	1,295,000	172,200	13	1,540,000	1,545,000	218,400	14
1,045,000	1,050,000	131,200	12	1,295,000	1,300,000	173,100	13	1,545,000	1,550,000	219,400	14
1,050,000	1,055,000	132,000	12	1,300,000	1,305,000	174,000	13	1,550,000	1,555,000	220,500	14
1,055,000	1,060,000	132,800	12	1,305,000	1,310,000	174,900	13	1,555,000	1,560,000	221,500	14
1,060,000	1,065,000	133,600	12	1,310,000	1,315,000	175,800	13	1,560,000	1,565,000	222,600	14
1,065,000	1,070,000	134,400	12	1,315,000	1,320,000	176,700	13	1,565,000	1,570,000	223,600	14
1,070,000	1,075,000	135,200	12	1,320,000	1,325,000	177,600	13	1,570,000	1,575,000	224,700	14
1,075,000	1,080,000	136,000	12	1,325,000	1,330,000	178,500	13	1,575,000	1,580,000	225,700	14
1,080,000	1,085,000	136,800	12	1,330,000	1,335,000	179,400	13	1,580,000	1,585,000	226,800	14
1,085,000	1,090,000	137,600	12	1,335,000	1,340,000	180,300	13	1,585,000	1,590,000	227,800	14
1,090,000	1,095,000	138,400	12	1,340,000	1,345,000	181,200	13	1,590,000	1,595,000	228,900	14
1,095,000	1,100,000	139,200	12	1,345,000	1,350,000	182,100	13	1,595,000	1,600,000	229,900	14
1,100,000	1,105,000	140,000	12	1,350,000	1,355,000	183,000	13	1,600,000	1,605,000	231,000	14

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	(ロ)の(イ)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
1,605,000	1,610,000	232,000	%	1,755,000	1,760,000	263,500	%	1,905,000	1,910,000	295,000	%
1,610,000	1,615,000	233,100	14	1,760,000	1,765,000	264,600	15	1,910,000	1,915,000	296,100	15
1,615,000	1,620,000	234,100	14	1,765,000	1,770,000	265,600	15	1,915,000	1,920,000	297,100	15
1,620,000	1,625,000	235,200	14	1,770,000	1,775,000	266,700	15	1,920,000	1,925,000	298,200	15
1,625,000	1,630,000	236,200	14	1,775,000	1,780,000	267,700	15	1,925,000	1,930,000	299,200	15
1,630,000	1,635,000	237,300	14	1,780,000	1,785,000	268,800	15	1,930,000	1,935,000	300,300	15
1,635,000	1,640,000	238,300	14	1,785,000	1,790,000	269,800	15	1,935,000	1,940,000	301,300	15
1,640,000	1,645,000	239,400	14	1,790,000	1,795,000	270,900	15	1,940,000	1,945,000	302,400	15
1,645,000	1,650,000	240,400	14	1,795,000	1,800,000	271,900	15	1,945,000	1,950,000	303,400	15
1,650,000	1,655,000	241,500	14	1,800,000	1,805,000	273,000	15	1,950,000	1,955,000	304,500	15
1,655,000	1,660,000	242,500	14	1,805,000	1,810,000	274,000	15	1,955,000	1,960,000	305,500	15
1,660,000	1,665,000	243,600	14	1,810,000	1,815,000	275,100	15	1,960,000	1,965,000	306,600	15
1,665,000	1,670,000	244,600	14	1,815,000	1,820,000	276,100	15	1,965,000	1,970,000	307,600	15
1,670,000	1,675,000	245,700	14	1,820,000	1,825,000	277,200	15	1,970,000	1,975,000	308,700	15
1,675,000	1,680,000	246,700	14	1,825,000	1,830,000	278,200	15	1,975,000	1,980,000	309,700	15
1,680,000	1,685,000	247,800	14	1,830,000	1,835,000	279,300	15	1,980,000	1,985,000	310,800	15
1,685,000	1,690,000	248,800	14	1,835,000	1,840,000	280,300	15	1,985,000	1,990,000	311,800	15
1,690,000	1,695,000	249,900	14	1,840,000	1,845,000	281,400	15	1,990,000	1,995,000	312,900	15
1,695,000	1,700,000	250,900	14	1,845,000	1,850,000	282,400	15	1,995,000	2,000,000	313,900	15
1,700,000	1,705,000	252,000	14	1,850,000	1,855,000	283,500	15	2,000,000円		315,000	15
1,705,000	1,710,000	253,000	14	1,855,000	1,860,000	284,500	15				
1,710,000	1,715,000	254,100	14	1,860,000	1,865,000	285,600	15				
1,715,000	1,720,000	255,100	14	1,865,000	1,870,000	286,600	15				
1,720,000	1,725,000	256,200	14	1,870,000	1,875,000	287,700	15				
1,725,000	1,730,000	257,200	14	1,875,000	1,880,000	288,700	15				
1,730,000	1,735,000	258,300	14	1,880,000	1,885,000	289,800	15				
1,735,000	1,740,000	259,300	14	1,885,000	1,890,000	290,800	15				
1,740,000	1,745,000	260,400	14	1,890,000	1,895,000	291,900	15				
1,745,000	1,750,000	261,400	14	1,895,000	1,900,000	292,900	15				
1,750,000	1,755,000	262,500	15	1,900,000	1,905,000	294,000	15				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(下)

七五七

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	45,000	46,000	4,500	117,000	118,000	11,700	
1,000	2,000	100	46,000	47,000	4,600	119,000	121,000	11,900
2,000	3,000	200	47,000	48,000	4,700	121,000	123,000	12,100
3,000	4,000	300	48,000	49,000	4,800	123,000	125,000	12,300
4,000	5,000	400	49,000	50,000	4,900	125,000	127,000	12,500
5,000	6,000	500	50,000	51,000	5,000	127,000	129,000	12,700
6,000	7,000	600	51,000	52,000	5,100	129,000	131,000	12,900
7,000	8,000	700	52,000	53,000	5,200	131,000	133,000	13,100
8,000	9,000	800	53,000	54,000	5,300	133,000	135,000	13,300
9,000	10,000	900	54,000	55,000	5,400	135,000	137,000	13,500
10,000	11,000	1,000	55,000	56,000	5,500	137,000	139,000	13,700
11,000	12,000	1,100	56,000	57,000	5,600	139,000	141,000	13,900
12,000	13,000	1,200	57,000	58,000	5,700	141,000	143,000	14,100
13,000	14,000	1,300	58,000	59,000	5,800	143,000	145,000	14,300
14,000	15,000	1,400	59,000	60,000	5,900	145,000	147,000	14,500
15,000	16,000	1,500	60,000	61,000	6,000	147,000	149,000	14,700
16,000	17,000	1,600	61,000	62,000	6,100	149,000	151,000	14,900
17,000	18,000	1,700	62,000	63,000	6,200	151,000	153,000	15,100
18,000	19,000	1,800	63,000	65,000	6,300	153,000	155,000	15,300
19,000	20,000	1,900	65,000	67,000	6,500	155,000	157,000	15,500
20,000	21,000	2,000	67,000	69,000	6,700	157,000	159,000	15,700
21,000	22,000	2,100	69,000	71,000	6,900	159,000	161,000	15,900
22,000	23,000	2,200	71,000	73,000	7,100	161,000	163,000	16,100
23,000	24,000	2,300	73,000	75,000	7,300	163,000	165,000	16,300
24,000	25,000	2,400	75,000	77,000	7,500	165,000	167,000	16,500
25,000	26,000	2,500	77,000	79,000	7,700	167,000	169,000	16,700
26,000	27,000	2,600	79,000	81,000	7,900	169,000	171,000	16,900
27,000	28,000	2,700	81,000	83,000	8,100	171,000	173,000	17,100
28,000	29,000	2,800	83,000	85,000	8,300	173,000	175,000	17,300
29,000	30,000	2,900	85,000	87,000	8,500	175,000	177,000	17,500
30,000	31,000	3,000	87,000	89,000	8,700	177,000	179,000	17,700
31,000	32,000	3,100	89,000	91,000	8,900	179,000	181,000	17,900
32,000	33,000	3,200	91,000	93,000	9,100	181,000	183,000	18,100
33,000	34,000	3,300	93,000	95,000	9,300	183,000	185,000	18,300
34,000	35,000	3,400	95,000	97,000	9,500	185,000	187,000	18,500
35,000	36,000	3,500	97,000	99,000	9,700	187,000	189,000	18,700
36,000	37,000	3,600	99,000	101,000	9,900	189,000	191,000	18,900
37,000	38,000	3,700	101,000	103,000	10,100	191,000	193,000	19,100
38,000	39,000	3,800	103,000	105,000	10,300	193,000	195,000	19,300
39,000	40,000	3,900	105,000	107,000	10,500	195,000	198,000	19,500
40,000	41,000	4,000	107,000	109,000	10,700	198,000	201,000	19,800
41,000	42,000	4,100	109,000	111,000	10,900	201,000	204,000	20,100
42,000	43,000	4,200	111,000	113,000	11,100	204,000	207,000	20,400
43,000	44,000	4,300	113,000	115,000	11,300	207,000	210,000	20,700
44,000	45,000	4,400	115,000	117,000	11,500	210,000	213,000	21,000

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号

所得稅法の一部を改正する法律案

七八

(二)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800	514,000	518,000	51,400	518,000	522,000	51,800
216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100	518,000	522,000	51,800	522,000	526,000	52,200
219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400	522,000	526,000	52,200	530,000	534,000	52,600
222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700	526,000	530,000	52,600	534,000	538,000	53,000
225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000	530,000	534,000	53,000	538,000	542,000	53,400
228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300	534,000	538,000	53,400	542,000	546,000	53,800
231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600	538,000	542,000	53,800	546,000	550,000	54,200
234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900	542,000	546,000	54,200	550,000	554,000	54,600
237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200	546,000	550,000	54,600	554,000	558,000	55,000
240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500	550,000	554,000	55,000	558,000	562,000	55,400
243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800	554,000	558,000	55,400	562,000	566,000	55,800
246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100	558,000	562,000	55,800	566,000	570,000	56,200
249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400	562,000	566,000	56,200	570,000	574,000	56,600
252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700	566,000	570,000	56,600	574,000	578,000	57,000
255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000	570,000	574,000	57,000	578,000	582,000	57,400
258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400	574,000	578,000	57,400	582,000	586,000	57,800
261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800	578,000	582,000	57,800	586,000	590,000	58,200
264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200	582,000	586,000	58,200	590,000	594,000	58,600
267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600	586,000	590,000	58,600	594,000	598,000	59,000
270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000	590,000	594,000	59,000	598,000	602,000	59,400
273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400	594,000	598,000	59,400	602,000	606,000	59,800
276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800	598,000	602,000	59,800	606,000	610,000	60,200
279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200	602,000	606,000	60,200	610,000	614,000	60,600
282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600	606,000	610,000	60,600	614,000	618,000	61,000
285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000	610,000	614,000	61,000	618,000	622,000	61,400
288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400	614,000	618,000	61,400	622,000	626,000	61,800
291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800	618,000	622,000	61,800	626,000	630,000	62,200
294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200	622,000	626,000	62,200	630,000	634,000	62,600
297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600	626,000	630,000	62,600	634,000	638,000	63,000
300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000	630,000	634,000	63,000	638,000	642,000	63,400
303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400	634,000	638,000	63,400	642,000	646,000	63,800
306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800	638,000	642,000	63,800	646,000	650,000	64,200
309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200	642,000	646,000	64,200	650,000	655,000	64,600
312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600	646,000	650,000	64,600	655,000	660,000	65,000
315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000	650,000	655,000	65,000	660,000	665,000	65,400
318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400	655,000	660,000	65,400	665,000	670,000	65,800
321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800	660,000	665,000	65,800	670,000	675,000	66,200
324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200	665,000	670,000	66,200	675,000	680,000	66,600
327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600	670,000	675,000	66,600	680,000	685,000	67,000
330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000	675,000	680,000	67,000	685,000	690,000	67,400
333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400	680,000	685,000	67,400	690,000	695,000	67,800
336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800	685,000	690,000	67,800	695,000	700,000	68,200
339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200	690,000	695,000	68,200	700,000	705,000	68,600
342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600	695,000	700,000	68,600	705,000	710,000	69,000
345,000	348,000	34,500	510,000	514,000	51,000	700,000	705,000	69,000	710,000	715,000	69,400

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
705,000	710,000	70,500	930,000	935,000	93,000	1,155,000	1,160,000	115,500
710,000	715,000	71,000	935,000	940,000	93,500	1,160,000	1,165,000	116,000
715,000	720,000	71,500	940,000	945,000	94,000	1,165,000	1,170,000	116,500
720,000	725,000	72,000	945,000	950,000	94,500	1,170,000	1,175,000	117,000
725,000	730,000	72,500	950,000	955,000	95,000	1,175,000	1,180,000	117,500
730,000	735,000	73,000	955,000	960,000	95,500	1,180,000	1,185,000	118,000
735,000	740,000	73,500	960,000	965,000	96,000	1,185,000	1,190,000	118,500
740,000	745,000	74,000	965,000	970,000	96,500	1,190,000	1,195,000	119,000
745,000	750,000	74,500	970,000	975,000	97,000	1,195,000	1,200,000	119,500
750,000	755,000	75,000	975,000	980,000	97,500	1,200,000	1,205,000	120,000
755,000	760,000	75,500	980,000	985,000	98,000	1,205,000	1,210,000	120,500
760,000	765,000	76,000	985,000	990,000	98,500	1,210,000	1,215,000	121,000
765,000	770,000	76,500	990,000	995,000	99,000	1,215,000	1,220,000	121,500
770,000	775,000	77,000	995,000	1,000,000	99,500	1,220,000	1,225,000	122,000
775,000	780,000	77,500	1,000,000	1,005,000	100,000	1,225,000	1,230,000	122,500
780,000	785,000	78,000	1,005,000	1,010,000	100,500	1,230,000	1,235,000	123,000
785,000	790,000	78,500	1,010,000	1,015,000	101,000	1,235,000	1,240,000	123,500
790,000	795,000	79,000	1,015,000	1,020,000	101,500	1,240,000	1,245,000	124,000
795,000	800,000	79,500	1,020,000	1,025,000	102,000	1,245,000	1,250,000	124,500
800,000	805,000	80,000	1,025,000	1,030,000	102,500	1,250,000	1,255,000	125,000
805,000	810,000	80,500	1,030,000	1,035,000	103,000	1,255,000	1,260,000	125,500
810,000	815,000	81,000	1,035,000	1,040,000	103,500	1,260,000	1,265,000	126,000
815,000	820,000	81,500	1,040,000	1,045,000	104,000	1,265,000	1,270,000	126,500
820,000	825,000	82,000	1,045,000	1,050,000	104,500	1,270,000	1,275,000	127,000
825,000	830,000	82,500	1,050,000	1,055,000	105,000	1,275,000	1,280,000	127,500
830,000	835,000	83,000	1,055,000	1,060,000	105,500	1,280,000	1,285,000	128,000
835,000	840,000	83,500	1,060,000	1,065,000	106,000	1,285,000	1,290,000	128,500
840,000	845,000	84,000	1,065,000	1,070,000	106,500	1,290,000	1,295,000	129,000
845,000	850,000	84,500	1,070,000	1,075,000	107,000	1,295,000	1,300,000	129,500
850,000	855,000	85,000	1,075,000	1,080,000	107,500	1,300,000	1,305,000	130,000
855,000	860,000	85,500	1,080,000	1,085,000	108,000	1,305,000	1,310,000	130,500
860,000	865,000	86,000	1,085,000	1,090,000	108,500	1,310,000	1,315,000	131,000
865,000	870,000	86,500	1,090,000	1,095,000	109,000	1,315,000	1,320,000	131,500
870,000	875,000	87,000	1,095,000	1,100,000	109,500	1,320,000	1,325,000	132,000
875,000	880,000	87,500	1,100,000	1,105,000	110,000	1,325,000	1,330,000	132,500
880,000	885,000	88,000	1,105,000	1,110,000	110,500	1,330,000	1,335,000	133,000
885,000	890,000	88,500	1,110,000	1,115,000	111,000	1,335,000	1,340,000	133,500
890,000	895,000	89,000	1,115,000	1,120,000	111,500	1,340,000	1,345,000	134,000
895,000	900,000	89,500	1,120,000	1,125,000	112,000	1,345,000	1,350,000	134,500
900,000	905,000	90,000	1,125,000	1,130,000	112,500	1,350,000	1,355,000	135,000
905,000	910,000	90,500	1,130,000	1,135,000	113,000	1,355,000	1,360,000	135,500
910,000	915,000	91,000	1,135,000	1,140,000	113,500	1,360,000	1,365,000	136,000
915,000	920,000	91,500	1,140,000	1,145,000	114,000	1,365,000	1,370,000	136,500
920,000	925,000	92,000	1,145,000	1,150,000	114,500	1,370,000	1,375,000	137,000
925,000	930,000	92,500	1,150,000	1,155,000	115,000	1,375,000	1,380,000	137,500

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

(四)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,380,000	1,385,000	138,000	1,605,000	1,610,000	162,600	1,830,000	1,835,000	189,600
1,385,000	1,390,000	138,500	1,610,000	1,615,000	163,200	1,835,000	1,840,000	190,200
1,390,000	1,395,000	139,000	1,615,000	1,620,000	163,800	1,840,000	1,845,000	190,800
1,395,000	1,400,000	139,500	1,620,000	1,625,000	164,400	1,845,000	1,850,000	191,400
1,400,000	1,405,000	140,000	1,625,000	1,630,000	165,000	1,850,000	1,855,000	192,000
1,405,000	1,410,000	140,500	1,630,000	1,635,000	165,600	1,855,000	1,860,000	192,600
1,410,000	1,415,000	141,000	1,635,000	1,640,000	166,200	1,860,000	1,865,000	193,200
1,415,000	1,420,000	141,500	1,640,000	1,645,000	166,800	1,865,000	1,870,000	193,800
1,420,000	1,425,000	142,000	1,645,000	1,650,000	167,400	1,870,000	1,875,000	194,400
1,425,000	1,430,000	142,500	1,650,000	1,655,000	168,000	1,875,000	1,880,000	195,000
1,430,000	1,435,000	143,000	1,655,000	1,660,000	168,600	1,880,000	1,885,000	195,600
1,435,000	1,440,000	143,500	1,660,000	1,665,000	169,200	1,885,000	1,890,000	196,200
1,440,000	1,445,000	144,000	1,665,000	1,670,000	169,800	1,890,000	1,895,000	196,800
1,445,000	1,450,000	144,500	1,670,000	1,675,000	170,400	1,895,000	1,900,000	197,400
1,450,000	1,455,000	145,000	1,675,000	1,680,000	171,000	1,900,000	1,905,000	198,000
1,455,000	1,460,000	145,500	1,680,000	1,685,000	171,600	1,905,000	1,910,000	198,600
1,460,000	1,465,000	146,000	1,685,000	1,690,000	172,200	1,910,000	1,915,000	199,200
1,465,000	1,470,000	146,500	1,690,000	1,695,000	172,800	1,915,000	1,920,000	199,800
1,470,000	1,475,000	147,000	1,695,000	1,700,000	173,400	1,920,000	1,925,000	200,400
1,475,000	1,480,000	147,500	1,700,000	1,705,000	174,000	1,925,000	1,930,000	201,000
1,480,000	1,485,000	148,000	1,705,000	1,710,000	174,600	1,930,000	1,935,000	201,600
1,485,000	1,490,000	148,500	1,710,000	1,715,000	175,200	1,935,000	1,940,000	202,200
1,490,000	1,495,000	149,000	1,715,000	1,720,000	175,800	1,940,000	1,945,000	202,800
1,495,000	1,500,000	149,500	1,720,000	1,725,000	176,400	1,945,000	1,950,000	203,400
1,500,000	1,505,000	150,000	1,725,000	1,730,000	177,000	1,950,000	1,955,000	204,000
1,505,000	1,510,000	150,600	1,730,000	1,735,000	177,600	1,955,000	1,960,000	204,600
1,510,000	1,515,000	151,200	1,735,000	1,740,000	178,200	1,960,000	1,965,000	205,200
1,515,000	1,520,000	151,800	1,740,000	1,745,000	178,800	1,965,000	1,970,000	205,800
1,520,000	1,525,000	152,400	1,745,000	1,750,000	179,400	1,970,000	1,975,000	206,400
1,525,000	1,530,000	153,000	1,750,000	1,755,000	180,000	1,975,000	1,980,000	207,000
1,530,000	1,535,000	153,600	1,755,000	1,760,000	180,600	1,980,000	1,985,000	207,600
1,535,000	1,540,000	154,200	1,760,000	1,765,000	181,200	1,985,000	1,990,000	208,200
1,540,000	1,545,000	154,800	1,765,000	1,770,000	181,800	1,990,000	1,995,000	208,800
1,545,000	1,550,000	155,400	1,770,000	1,775,000	182,400	1,995,000	2,000,000	209,400
1,550,000	1,555,000	156,000	1,775,000	1,780,000	183,000	2,000,000円		
1,555,000	1,560,000	156,600	1,780,000	1,785,000	183,600			
1,560,000	1,565,000	157,200	1,785,000	1,790,000	184,200			
1,565,000	1,570,000	157,800	1,790,000	1,795,000	184,800			
1,570,000	1,575,000	158,400	1,795,000	1,800,000	185,400			
1,575,000	1,580,000	159,000	1,800,000	1,805,000	186,000			
1,580,000	1,585,000	159,600	1,805,000	1,810,000	186,600			
1,585,000	1,590,000	160,200	1,810,000	1,815,000	187,200			
1,590,000	1,595,000	160,800	1,815,000	1,820,000	187,800			
1,595,000	1,600,000	161,400	1,820,000	1,825,000	188,400			
1,600,000	1,605,000	162,000	1,825,000	1,830,000	189,000			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	以上 未満	扶養親族等の数							乙 その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
28,000円未満		円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
28,000	29,000	110	0	0	0	0	0	0	2,200
29,000	30,000	190	0	0	0	0	0	0	2,400
30,000	31,000	270	0	0	0	0	0	0	2,500
31,000	32,000	350	0	0	0	0	0	0	2,600
32,000	33,000	430	0	0	0	0	0	0	2,700
33,000	34,000	510	0	0	0	0	0	0	2,800
34,000	35,000	590	0	0	0	0	0	0	2,900
35,000	36,000	670	0	0	0	0	0	0	3,000
36,000	37,000	750	0	0	0	0	0	0	3,200
37,000	38,000	830	0	0	0	0	0	0	3,300
38,000	39,000	910	0	0	0	0	0	0	3,400
39,000	40,000	990	0	0	0	0	0	0	3,500
40,000	41,000	1,070	0	0	0	0	0	0	3,600
41,000	42,000	1,150	0	0	0	0	0	0	3,700
42,000	43,000	1,230	0	0	0	0	0	0	3,800
43,000	44,000	1,310	0	0	0	0	0	0	4,000
44,000	45,000	1,390	0	0	0	0	0	0	4,100
45,000	46,000	1,470	0	0	0	0	0	0	4,300
46,000	47,000	1,550	0	0	0	0	0	0	4,500
47,000	48,000	1,630	130	0	0	0	0	0	4,700
48,000	49,000	1,710	210	0	0	0	0	0	4,800
49,000	50,000	1,790	290	0	0	0	0	0	5,000
50,000	51,000	1,870	370	0	0	0	0	0	5,400
51,000	52,000	1,950	450	0	0	0	0	0	5,500
52,000	53,000	2,030	530	0	0	0	0	0	5,700
53,000	54,000	2,110	610	0	0	0	0	0	5,900
54,000	55,000	2,190	690	0	0	0	0	0	6,100
55,000	56,000	2,270	770	0	0	0	0	0	6,300
56,000	57,000	2,350	850	0	0	0	0	0	6,500
57,000	58,000	2,430	930	0	0	0	0	0	6,700
58,000	59,000	2,520	1,010	0	0	0	0	0	6,900
59,000	60,000	2,610	1,090	0	0	0	0	0	7,100
60,000	61,000	2,710	1,170	170	0	0	0	0	7,300
61,000	62,000	2,800	1,250	250	0	0	0	0	7,500
62,000	63,000	2,900	1,330	330	0	0	0	0	7,700
63,000	64,000	3,000	1,410	410	0	0	0	0	7,900
64,000	65,000	3,090	1,490	490	0	0	0	0	8,100
65,000	66,000	3,190	1,570	570	0	0	0	0	8,300
66,000	67,000	3,280	1,650	650	0	0	0	0	8,500
67,000	68,000	3,380	1,730	730	0	0	0	0	8,700
68,000	69,000	3,480	1,810	810	0	0	0	0	9,000
69,000	70,000	3,570	1,890	890	0	0	0	0	9,200
70,000	71,000	3,670	1,970	970	0	0	0	0	9,400
71,000	72,000	3,760	2,050	1,050	180	0	0	0	9,700
72,000	73,000	3,860	2,130	1,130	180	0	0	0	9,900

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

イ甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙			
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未満	税									税	額		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
73,000	74,000	3,960	2,210	1,210	210	0	0	0	0	0	10,200			
74,000	75,000	4,050	2,290	1,290	290	0	0	0	0	0	10,400			
75,000	76,000	4,150	2,370	1,370	370	0	0	0	0	0	10,600			
76,000	77,000	4,240	2,450	1,450	450	0	0	0	0	0	10,900			
77,000	78,000	4,340	2,540	1,530	530	0	0	0	0	0	11,100			
78,000	79,000	4,440	2,640	1,610	610	0	0	0	0	0	11,300			
79,000	80,000	4,530	2,730	1,690	690	0	0	0	0	0	11,500			
80,000	81,000	4,630	2,830	1,770	770	0	0	0	0	0	11,800			
81,000	82,000	4,720	2,920	1,850	850	0	0	0	0	0	12,100			
82,000	83,000	4,820	3,020	1,930	930	0	0	0	0	0	12,300			
83,000	84,000	4,920	3,120	2,010	1,010	0	0	0	0	0	12,600			
84,000	85,000	5,010	3,210	2,090	1,090	0	0	0	0	0	12,900			
85,000	86,000	5,110	3,310	2,170	1,170	170	0	0	0	0	13,200			
86,000	87,000	5,200	3,400	2,250	1,250	250	0	0	0	0	13,500			
87,000	88,000	5,300	3,500	2,330	1,330	330	0	0	0	0	13,800			
88,000	89,000	5,400	3,600	2,410	1,410	410	0	0	0	0	14,100			
89,000	90,000	5,490	3,690	2,490	1,490	490	0	0	0	0	14,400			
90,000	91,000	5,600	3,790	2,590	1,570	570	0	0	0	0	14,600			
91,000	92,000	5,710	3,880	2,680	1,650	650	0	0	0	0	14,900			
92,000	93,000	5,840	3,990	2,790	1,740	740	0	0	0	0	15,200			
93,000	94,000	5,960	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0	0	15,500			
94,000	95,000	6,090	4,210	3,010	1,920	920	0	0	0	0	15,800			
95,000	96,000	6,220	4,310	3,110	2,010	1,010	0	0	0	0	16,100			
96,000	97,000	6,340	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0	0	0	16,400			
97,000	98,000	6,470	4,530	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0	16,700			
98,000	99,000	6,590	4,640	3,440	2,280	1,280	280	0	0	0	16,900			
99,000	101,000	6,780	4,800	3,600	2,420	1,420	420	0	0	0	17,200			
101,000	103,000	7,040	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0	0		17,200円に、そ の月の社会保 険料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の4%に 相当する金額 を加算した金額		
103,000	105,000	7,290	5,230	4,030	2,830	1,780	780	0	0	0				
105,000	107,000	7,540	5,450	4,250	3,050	1,960	960	0	0	0				
107,000	109,000	7,790	5,690	4,460	3,260	2,140	1,140	140	0	0				
109,000	111,000	8,040	5,940	4,680	3,480	2,320	1,320	320	0	0				
111,000	113,000	8,300	6,200	4,900	3,700	2,500	1,500	500	0	0				
113,000	115,000	8,550	6,450	5,110	3,910	2,710	1,680	680	0	0				
115,000	117,000	8,800	6,700	5,330	4,130	2,930	1,860	860	0	0				
117,000	119,000	9,060	6,950	5,550	4,340	3,140	2,040	1,040	0	0				
119,000	121,000	9,350	7,200	5,800	4,560	3,360	2,220	1,220	220	0				
121,000	123,000	9,630	7,460	6,060	4,780	3,580	2,400	1,400	400	0				
123,000	125,000	9,920	7,710	6,310	4,990	3,790	2,590	1,580	580	0				
125,000	127,000	10,210	7,960	6,560	5,210	4,010	2,810	1,760	760	0				
127,000	129,000	10,500	8,210	6,810	5,420	4,220	3,020	1,940	940	0				
129,000	131,000	10,790	8,460	7,060	5,660	4,440	3,240	2,120	1,120	0				
131,000	133,000	11,070	8,720	7,320	5,920	4,660	3,460	2,300	1,300	0				
133,000	135,000	11,360	8,970	7,570	6,170	4,870	3,670	2,480	1,480	0				
135,000	137,000	11,650	9,250	7,820	6,420	5,090	3,890	2,690	1,660	0				
137,000	139,000	11,940	9,540	8,070	6,670	5,300	4,100	2,900	1,840	0				
139,000	141,000	12,230	9,830	8,320	6,920	5,520	4,320	3,120	2,020	0				
141,000	143,000	12,510	10,110	8,580	7,180	5,780	4,540	3,340	2,200	0				
143,000	145,000	12,800	10,400	8,830	7,430	6,030	4,750	3,550	2,380	0				
145,000	147,000	13,100	10,690	9,090	7,680	6,280	4,970	3,770	2,570	0				

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録

所得税法の一部を改正する法律案

七六三

イ甲 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数									乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
		以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
147,000	149,000	13,430	10,980	9,380	7,930	6,530	5,180	3,980	2,780		
149,000	151,000	13,750	11,270	9,670	8,180	6,780	5,400	4,200	3,000	40,200	円
151,000	153,000	14,070	11,550	9,950	8,440	7,040	5,640	4,420	3,220	40,200円に、そ	の月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
153,000	155,000	14,400	11,840	10,240	8,690	7,290	5,890	4,630	3,430		
155,000	157,000	14,720	12,130	10,530	8,940	7,540	6,140	4,850	3,650		
157,000	159,000	15,050	12,420	10,820	9,220	7,790	6,390	5,060	3,860		
159,000	161,000	15,370	12,710	11,110	9,510	8,040	6,640	5,280	4,080	4,080	
161,000	163,000	15,690	12,990	11,390	9,790	8,300	6,900	5,500	4,300		
163,000	165,000	16,020	13,320	11,680	10,080	8,550	7,150	5,750	4,510		
165,000	167,000	16,340	13,640	11,970	10,370	8,800	7,400	6,000	4,730		
167,000	169,000	16,670	13,970	12,260	10,660	9,060	7,650	6,250	4,940		
169,000	171,000	16,990	14,290	12,550	10,950	9,350	7,900	6,500	5,160		
171,000	173,000	17,310	14,610	12,830	11,230	9,620	8,160	6,760	5,380		
173,000	175,000	17,660	14,940	13,140	11,520	9,920	8,410	7,010	5,610		
175,000	177,000	18,050	15,270	13,470	11,820	10,220	8,670	7,270	5,870		
177,000	179,000	18,450	15,610	13,810	12,120	10,520	8,930	7,530	6,130		
179,000	181,000	18,850	15,950	14,150	12,430	10,830	9,230	7,800	6,400		
181,000	183,000	19,250	16,300	14,500	12,730	11,130	9,530	8,060	6,660		
183,000	185,000	19,650	16,640	14,840	13,040	11,450	9,830	8,330	6,930		
185,000	187,000	20,040	16,980	15,180	13,380	11,740	10,140	8,600	7,200		
187,000	189,000	20,440	17,320	15,520	13,720	12,040	10,440	8,860	7,460		
189,000	191,000	20,840	17,690	15,860	14,060	12,350	10,750	9,150	7,730		
191,000	193,000	21,240	18,090	16,210	14,410	12,650	11,050	9,450	7,990		
193,000	195,000	21,640	18,490	16,550	14,750	12,950	11,350	9,750	8,260		
195,000	197,000	22,040	18,890	16,890	15,090	13,290	11,660	10,060	8,530		
197,000	199,000	22,440	19,290	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	8,790		
199,000	201,000	22,840	19,690	17,590	15,770	13,970	12,270	10,670	9,070		
201,000	204,000	23,340	20,190	18,090	16,200	14,400	12,650	11,050	9,450		
204,000	207,000	23,930	20,780	18,680	16,720	14,920	13,120	11,500	9,900		
207,000	210,000	24,530	21,380	19,280	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360		
210,000	213,000	25,130	21,980	19,880	17,780	15,940	14,140	12,410	10,810		
213,000	216,000	25,730	22,580	20,480	18,380	16,450	14,650	12,870	11,270		
216,000	219,000	26,340	23,180	21,080	18,980	16,970	15,170	13,370	11,730		
219,000	222,000	27,020	23,780	21,680	19,580	17,480	15,680	13,880	12,180		
222,000	225,000	27,710	24,380	22,280	20,180	18,080	16,190	14,390	12,640		
225,000	228,000	28,390	24,970	22,870	20,770	18,670	16,710	14,910	13,110		
228,000	231,000	29,080	25,570	23,470	21,370	19,270	17,220	15,420	13,620		
231,000	234,000	29,760	26,170	24,070	21,970	19,870	17,770	15,930	14,130		
234,000	237,000	30,440	26,840	24,670	22,570	20,470	18,370	16,450	14,650		
237,000	240,000	31,130	27,530	25,270	23,170	21,070	18,970	16,960	15,160		
240,000	243,000	31,810	28,210	25,870	23,770	21,670	19,570	17,470	15,670		
243,000	246,000	32,500	28,900	26,500	24,370	22,270	20,170	18,070	16,180		
246,000	249,000	33,180	29,580	27,180	24,960	22,860	20,760	18,660	16,700		
249,000	252,000	33,860	30,260	27,360	25,560	23,460	21,360	19,260	17,210		
252,000	255,000	34,550	30,950	28,550	26,160	24,060	21,960	19,860	17,760		
255,000	258,000	35,230	31,630	29,230	26,830	24,660	22,560	20,460	18,360		
258,000	261,000	35,920	32,320	29,920	27,520	25,280	23,160	21,060	18,960		
261,000	264,000	36,640	33,000	30,600	28,200	25,860	23,760	21,660	19,560		
264,000	267,000	37,410	33,680	31,280	28,880	26,480	24,350	22,250	20,150		
267,000	270,000	38,180	34,370	31,970	29,570	27,170	24,950	22,850	20,750		

イ甲表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上未満	税額									税額	
270,000円	273,000円	38,950円	35,050円	32,650円	30,250円	27,850円	25,550円	23,450円	21,350円		
273,000円	276,000円	39,720円	35,740円	33,340円	30,940円	28,540円	26,150円	24,050円	21,950円		
276,000円	279,000円	40,490円	36,440円	34,020円	31,620円	29,220円	26,820円	24,650円	22,550円		
279,000円	282,000円	41,260円	37,210円	34,700円	32,300円	29,900円	27,500円	25,250円	23,150円		
282,000円	285,000円	42,030円	37,980円	35,390円	32,990円	30,590円	28,190円	25,850円	23,750円		
285,000円	288,000円	42,800円	38,750円	36,070円	33,670円	31,270円	28,870円	26,470円	24,340円		
288,000円	291,000円	43,570円	39,520円	36,820円	34,360円	31,960円	29,560円	27,160円	24,940円		
291,000円	294,000円	44,340円	40,290円	37,590円	35,040円	32,640円	30,240円	27,840円	25,540円		
294,000円	297,000円	45,110円	41,060円	38,360円	35,720円	33,320円	30,920円	28,520円	26,140円		
297,000円	300,000円	45,880円	41,830円	39,130円	36,430円	34,010円	31,610円	29,210円	26,810円		
300,000円		46,260円	42,210円	39,510円	36,810円	34,350円	31,950円	29,550円	27,150円		
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額										
310,000円		48,960円	44,910円	42,210円	39,510円	37,050円	34,650円	32,250円	29,850円		
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
360,000円		63,960円	59,910円	57,210円	54,510円	52,050円	49,650円	47,250円	44,850円		
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										
390,000円		74,160円	70,110円	67,410円	64,710円	62,250円	59,850円	57,450円	55,050円		
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額										

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号(乙)
所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
470,000円	104,560	100,510	97,810	95,110	92,650	90,250	87,850	85,450		
470,000円をこえ 560,000円に満た ない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									
560,000円	142,360	138,310	135,610	132,910	130,450	128,050	125,650	123,250		
560,000円をこえ 720,000円に満た ない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									
720,000円	215,960	211,910	209,210	206,510	204,050	201,650	199,250	196,850	882,200	
720,000円をこえ 890,000円に満た ない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								882,200円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち720,000円を こえる金額の55 %に相当する金 額を加算した金 額	
890,000円	300,960	296,910	294,210	291,510	289,050	286,650	284,250	281,850		
890,000円をこえ 1,720,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,720,000円	757,460	753,410	750,710	748,010	745,550	743,150	740,750	738,350		
1,720,000円をこ える金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額										

従たる給与につ
いての扶養親族等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等1人ごとに
1,200円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額					
41,000	円未満	0	0	0	0	0	0
41,000	42,000	150	0	0	0	0	0
42,000	43,000	230	0	0	0	0	0
43,000	44,000	310	0	0	0	0	0
44,000	45,000	390	0	0	0	0	0
45,000	46,000	470	0	0	0	0	0
46,000	47,000	550	0	0	0	0	0
47,000	48,000	630	0	0	0	0	0
48,000	49,000	710	0	0	0	0	0
49,000	50,000	790	0	0	0	0	0
50,000	51,000	870	0	0	0	0	0
51,000	52,000	950	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,030	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,110	110	0	0	0	0
54,000	55,000	1,190	190	0	0	0	0
55,000	56,000	1,270	270	0	0	0	0
56,000	57,000	1,350	350	0	0	0	0
57,000	58,000	1,430	430	0	0	0	0
58,000	59,000	1,510	510	0	0	0	0
59,000	60,000	1,590	590	0	0	0	0
60,000	61,000	1,670	670	0	0	0	0
61,000	62,000	1,750	750	0	0	0	0
62,000	63,000	1,830	830	0	0	0	0
63,000	64,000	1,910	910	0	0	0	0
64,000	65,000	1,990	990	0	0	0	0
65,000	66,000	2,070	1,070	0	0	0	0
66,000	67,000	2,150	1,150	150	0	0	0
67,000	68,000	2,230	1,230	230	0	0	0
68,000	69,000	2,310	1,310	310	0	0	0
69,000	70,000	2,390	1,390	390	0	0	0
70,000	71,000	2,470	1,470	470	0	0	0
71,000	72,000	2,560	1,550	550	0	0	0
72,000	73,000	2,660	1,630	630	0	0	0
73,000	74,000	2,760	1,710	710	0	0	0
74,000	75,000	2,850	1,790	790	0	0	0
75,000	76,000	2,950	1,870	870	0	0	0
76,000	77,000	3,040	1,950	950	0	0	0
77,000	78,000	3,140	2,030	1,030	0	0	0
78,000	79,000	3,240	2,110	1,110	110	0	0
79,000	80,000	3,330	2,190	1,190	190	0	0
80,000	81,000	3,430	2,270	1,270	270	0	0

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 养 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
81,000	82,000	3,520	2,850	1,350	350	0	0	0
82,000	83,000	3,620	2,480	1,430	430	0	0	0
83,000	84,000	3,720	2,520	1,510	510	0	0	0
84,000	85,000	3,810	2,610	1,590	590	0	0	0
85,000	86,000	3,910	2,710	1,670	670	0	0	0
86,000	87,000	4,000	2,800	1,750	750	0	0	0
87,000	88,000	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0
88,000	89,000	4,200	3,000	1,910	910	0	0	0
89,000	90,000	4,290	3,090	1,990	990	0	0	0
90,000	91,000	4,390	3,190	2,070	1,070	0	0	0
91,000	92,000	4,480	3,280	2,150	1,150	150	0	0
92,000	93,000	4,590	3,390	2,240	1,240	240	0	0
93,000	94,000	4,700	3,500	2,330	1,330	330	0	0
94,000	95,000	4,810	3,610	2,420	1,420	420	0	0
95,000	96,000	4,910	3,710	2,510	1,510	510	0	0
96,000	97,000	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0
97,000	98,000	5,130	3,930	2,730	1,690	690	0	0
98,000	99,000	5,240	4,040	2,840	1,780	780	0	0
99,000	101,000	5,400	4,200	3,000	1,920	920	0	0
101,000	103,000	5,640	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0
103,000	105,000	5,890	4,630	3,430	2,280	1,280	280	0
105,000	107,000	6,140	4,850	3,650	2,460	1,460	460	0
107,000	109,000	6,390	5,060	3,860	2,660	1,640	640	0
109,000	111,000	6,640	5,280	4,080	2,880	1,820	820	0
111,000	113,000	6,900	5,500	4,300	3,100	2,000	1,000	0
113,000	115,000	7,150	5,750	4,510	3,310	2,180	1,180	180
115,000	117,000	7,400	6,000	4,730	3,530	2,360	1,360	360
117,000	119,000	7,650	6,250	4,940	3,740	2,540	1,540	540
119,000	121,000	7,900	6,500	5,160	3,960	2,760	1,720	720
121,000	123,000	8,160	6,760	5,380	4,180	2,980	1,900	900
123,000	125,000	8,410	7,010	5,610	4,390	3,190	2,080	1,080
125,000	127,000	8,660	7,260	5,860	4,610	3,410	2,260	1,260
127,000	129,000	8,910	7,510	6,110	4,820	3,620	2,440	1,440
129,000	131,000	9,190	7,760	6,360	5,040	3,840	2,640	1,620
131,000	133,000	9,470	8,020	6,620	5,260	4,060	2,860	1,800
133,000	135,000	9,760	8,270	6,870	5,470	4,270	3,070	1,980
135,000	137,000	10,050	8,520	7,120	5,720	4,490	3,290	2,160
137,000	139,000	10,340	8,770	7,370	5,970	4,700	3,500	2,340
139,000	141,000	10,630	9,030	7,620	6,220	4,920	3,720	2,520
141,000	143,000	10,910	9,310	7,880	6,480	5,140	3,940	2,740
143,000	145,000	11,200	9,600	8,130	6,730	5,350	4,150	2,950
145,000	147,000	11,490	9,890	8,380	6,980	5,580	4,370	3,170
147,000	149,000	11,780	10,180	8,630	7,230	5,830	4,580	3,380
149,000	151,000	12,070	10,470	8,880	7,480	6,080	4,800	3,600
151,000	153,000	12,350	10,750	9,150	7,740	6,340	5,020	3,820

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 养 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
153,000	155,000	12,640	11,040	9,440	7,990	6,590	5,230	4,030
155,000	157,000	12,930	11,330	9,730	8,240	6,840	5,450	4,250
157,000	159,000	13,250	11,620	10,020	8,490	7,090	5,690	4,460
159,000	161,000	13,570	11,910	10,310	8,740	7,340	5,940	4,680
161,000	163,000	13,890	12,190	10,590	9,000	7,600	6,200	4,900
163,000	165,000	14,220	12,480	10,880	9,280	7,850	6,450	5,110
165,000	167,000	14,540	12,770	11,170	9,570	8,100	6,700	5,330
167,000	169,000	14,870	13,070	11,460	9,860	8,350	6,950	5,550
169,000	171,000	15,190	13,390	11,750	10,150	8,600	7,200	5,800
171,000	173,000	15,510	13,710	12,030	10,430	8,860	7,460	6,060
173,000	175,000	15,840	14,040	12,320	10,720	9,120	7,710	6,310
175,000	177,000	16,170	14,370	12,620	11,020	9,420	7,970	6,570
177,000	179,000	16,510	14,710	12,920	11,320	9,720	8,230	6,830
179,000	181,000	16,850	15,050	13,250	11,630	10,030	8,500	7,100
181,000	183,000	17,200	15,400	13,600	11,930	10,330	8,760	7,360
183,000	185,000	17,550	15,740	13,940	12,230	10,630	9,080	7,630
185,000	187,000	17,940	16,080	14,280	12,540	10,940	9,340	7,900
187,000	189,000	18,340	16,420	14,620	12,840	11,240	9,640	8,160
189,000	191,000	18,740	16,760	14,960	13,160	11,550	9,950	8,430
191,000	193,000	19,140	17,110	15,310	13,510	11,850	10,250	8,690
193,000	195,000	19,540	17,450	15,650	13,850	12,150	10,550	8,960
195,000	197,000	19,940	17,840	15,990	14,190	12,460	10,860	9,260
197,000	199,000	20,340	18,240	16,330	14,530	12,760	11,160	9,560
199,000	201,000	20,740	18,640	16,670	14,870	13,070	11,470	9,870
201,000	204,000	21,240	19,140	17,100	15,300	13,500	11,850	10,250
204,000	207,000	21,830	19,730	17,630	15,820	14,020	12,300	10,700
207,000	210,000	22,430	20,330	18,230	16,330	14,530	12,760	11,160
210,000	213,000	23,030	20,930	18,830	16,840	15,040	13,240	11,610
213,000	216,000	23,630	21,530	19,430	17,350	15,550	13,750	12,070
216,000	219,000	24,230	22,130	20,030	17,930	16,070	14,270	12,530
219,000	222,000	24,830	22,730	20,630	18,530	16,580	14,780	12,980
222,000	225,000	25,430	23,330	21,230	19,130	17,090	15,290	13,490
225,000	228,000	26,020	23,920	21,820	19,720	17,620	15,810	14,010
228,000	231,000	26,680	24,520	22,420	20,320	18,220	16,320	14,520
231,000	234,000	27,360	25,120	23,020	20,920	18,820	16,830	15,030
234,000	237,000	28,040	25,720	23,620	21,520	19,420	17,350	15,550
237,000	240,000	28,730	26,330	24,220	22,120	20,020	17,920	16,060
240,000	243,000	29,410	27,010	24,820	22,720	20,620	18,520	16,570
243,000	246,000	30,100	27,700	25,420	23,320	21,220	19,120	17,080
246,000	249,000	30,780	28,380	26,010	23,910	21,810	19,710	17,610
249,000	252,000	31,460	29,060	26,660	24,510	22,410	20,310	18,210
252,000	255,000	32,150	29,750	27,350	25,110	23,010	20,910	18,810
255,000	258,000	32,830	30,430	28,080	25,710	23,610	21,510	19,410
258,000	261,000	33,520	31,120	28,720	26,320	24,210	22,110	20,010
261,000	264,000	34,200	31,800	29,400	27,000	24,810	22,710	20,610

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
264,000円	267,000円	34,880円	32,480円	30,080円	27,680円	25,400円	23,300円
267,000円	270,000円	35,570円	33,170円	30,770円	28,370円	26,000円	23,900円
270,000円	273,000円	36,250円	33,850円	31,450円	29,050円	26,650円	24,500円
273,000円	276,000円	37,020円	34,540円	32,140円	29,740円	27,340円	25,100円
276,000円	279,000円	37,790円	35,220円	32,820円	30,420円	28,020円	25,700円
279,000円	282,000円	38,560円	35,900円	33,500円	31,100円	28,700円	26,300円
282,000円	285,000円	39,330円	36,620円	34,190円	31,790円	29,390円	26,990円
285,000円	288,000円	40,100円	37,400円	34,870円	32,470円	30,070円	27,670円
288,000円	291,000円	40,870円	38,170円	35,560円	33,160円	30,760円	28,360円
291,000円	294,000円	41,640円	38,940円	36,240円	33,840円	31,440円	29,040円
294,000円	297,000円	42,410円	39,710円	37,010円	34,520円	32,120円	29,720円
297,000円	300,000円	43,180円	40,480円	37,780円	35,210円	32,810円	30,410円
300,000円		43,560円	40,860円	38,160円	35,550円	33,150円	30,750円
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						
310,000円		46,260円	43,560円	40,860円	38,250円	35,850円	33,450円
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
360,000円		61,260円	58,560円	55,860円	53,250円	50,850円	48,450円
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
390,000円		71,460円	68,760円	66,060円	63,450円	61,050円	58,650円
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
470,000円	101,860	99,160	96,460	93,850	91,450	89,050	86,650
470,000円をこえ560,000円に満たない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	139,660	136,960	134,260	131,650	129,250	126,850	124,450
560,000円をこえ720,000円に満たない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
720,000円	213,260	210,560	207,860	205,250	202,850	200,450	198,050
720,000円をこえ890,000円に満たない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
890,000円	298,260	295,560	292,860	290,250	287,850	285,450	283,050
890,000円をこえ1,720,000円に満たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,720,000円	754,760	752,060	749,360	746,750	744,350	741,950	739,550
1,720,000円をこえる金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額							

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

七七一

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(2) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(1)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
円 950 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
950	1,000	5	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,000	1,050	10	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,050	1,100	15	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,100	1,150	15	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,150	1,200	20	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,200	1,250	25	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,250	1,300	30	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,300	1,350	35	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,350	1,400	35	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,400	1,450	40	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,450	1,500	45	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,500	1,550	50	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,550	1,600	55	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,600	1,650	55	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,650	1,700	60	10	0	0	0	0	0	170	0		
1,700	1,750	65	15	0	0	0	0	0	190	0		
1,750	1,800	70	20	0	0	0	0	0	190	0		
1,800	1,850	75	25	0	0	0	0	0	200	0		
1,850	1,900	75	25	0	0	0	0	0	210	0		
1,900	1,950	80	30	0	0	0	0	0	220	0		
1,950	2,000	85	35	0	0	0	0	0	230	0		
2,000	2,050	90	40	5	0	0	0	0	240	0		
2,050	2,100	95	45	10	0	0	0	0	250	0		
2,100	2,150	100	45	15	0	0	0	0	260	0		
2,150	2,200	105	50	20	0	0	0	0	270	0		
2,200	2,250	110	55	20	0	0	0	0	280	0		
2,250	2,300	115	60	25	0	0	0	0	300	0		
2,300	2,350	120	65	30	0	0	0	0	310	0		
2,350	2,400	125	65	35	0	0	0	0	320	0		
2,400	2,450	130	70	40	5	0	0	0	330	0		
2,450	2,500	135	75	40	10	0	0	0	340	0		
2,500	2,550	140	80	45	15	0	0	0	360	0		
2,550	2,600	145	85	50	15	0	0	0	370	0		
2,600	2,650	150	90	55	20	0	0	0	380	0		
2,650	2,700	155	95	60	25	0	0	0	390	0		
2,700	2,750	155	95	60	30	0	0	0	400	0		
2,750	2,800	160	100	65	35	0	0	0	420	0		
2,800	2,850	165	105	70	35	5	0	0	430	0		
2,850	2,900	170	110	75	40	0	0	0	440	0		
2,900	2,950	175	115	80	45	10	0	0	460	0		
2,950	3,000	180	120	80	50	15	0	0	470	0		
3,000	3,050	185	125	85	55	20	0	0	490	0		
3,050	3,100	195	130	90	55	25	0	0	500	0		
3,100	3,150	200	135	95	60	30	0	0	520	0		
3,150	3,200	205	140	100	65	30	0	0	530	0		

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

イ甲表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税	額	税	額	税	額	税	額	税		
3,200	3,250	210	150	105	70	35	5	0	0	0		
3,250	3,300	220	155	115	75	40	10	0	550	550		
3,300	3,400	230	160	120	80	50	15	0	560	560		
3,400	3,500	240	170	130	90	55	25	0	580	580		
3,500	3,600	255	185	145	105	65	35	0	580円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,300円をこえる金額に6%相当する金額を加算した金額	580		
3,600	3,700	265	195	155	115	75	40	10	0	0		
3,700	3,800	280	210	165	125	85	50	15	30	30		
3,800	3,900	290	220	175	135	95	60	25	38	38		
3,900	4,000	305	235	185	145	105	70	35	46	46		
4,000	4,100	320	245	200	155	115	80	45	54	54		
4,100	4,200	335	260	210	165	125	85	55	62	62		
4,200	4,300	345	270	225	180	140	100	60	70	70		
4,300	4,400	360	285	235	190	150	110	70	78	78		
4,400	4,500	375	295	250	205	160	120	80	87	87		
4,500	4,600	390	310	260	215	170	130	90	96	96		
4,600	4,700	405	325	275	230	180	140	100	105	105		
4,700	4,800	420	340	285	240	195	150	110	114	114		
4,800	4,900	435	355	300	255	205	165	125	125	125		
4,900	5,000	450	370	315	265	220	175	135	136	136		
5,000	5,100	465	380	330	280	230	185	145	146	146		
5,100	5,200	480	395	345	290	245	200	155	157	157		
5,200	5,300	500	410	360	305	255	210	165	168	168		
5,300	5,400	515	425	370	320	270	225	175	179	179		
5,400	5,500	530	440	385	335	280	235	190	190	190		
5,500	5,600	545	455	400	350	295	250	200	200	200		
5,600	5,700	565	475	415	360	310	260	215	211	211		
5,700	5,800	580	490	430	375	325	275	225	222	222		
5,800	5,900	595	505	445	390	335	285	240	233	233		
5,900	6,000	615	520	460	405	350	300	250	244	244		
6,000	6,100	635	540	480	420	370	315	265	256	256		
6,100	6,200	655	555	495	435	385	330	280	268	268		
6,200	6,300	675	575	515	455	400	345	290	281	281		
6,300	6,400	695	590	530	470	415	360	305	294	294		
6,400	6,500	715	610	550	490	430	375	320	306	306		
6,500	6,600	735	630	565	505	445	390	335	319	319		
6,600	6,700	755	650	580	520	460	405	350	331	331		
6,700	6,800	775	670	600	540	480	420	365	344	344		
6,800	6,900	795	690	620	555	495	435	380	357	357		
6,900	7,000	815	710	640	575	515	455	400	369	369		
7,000	7,100	835	730	660	590	530	470	415	382	382		
7,100	7,200	855	750	680	610	545	485	430	394	394		
7,200	7,300	880	770	700	630	565	505	445	407	407		
7,300	7,400	900	790	720	650	580	520	460	421	421		
7,400	7,500	925	810	740	670	600	540	480	436	436		
7,500	7,600	945	830	760	690	620	555	495	450	450		
7,600	7,700	970	850	780	710	640	575	515	464	464		
7,700	7,800	990	870	800	730	660	590	530	479	479		
7,800	7,900	1,015	895	820	750	680	610	545	493	493		
7,900	8,000	1,035	915	840	770	700	630	565	508	508		
8,000	8,100	1,060	940	860	790	720	650	580	522	522		
									537	537		

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
8,100	8,200	1,035	965	885	810	740	670	600	540	552		
8,200	8,300	1,105	985	905	830	760	690	620	555	567		
8,300	8,400	1,130	1,010	930	850	780	710	640	570	582		
8,400	8,500	1,150	1,030	950	870	800	730	660	590	598		
8,500	8,600	1,175	1,055	975	895	820	750	680	610	615		
8,600	8,700	1,195	1,075	995	915	840	770	700	630	633		
8,700	8,800	1,220	1,100	1,020	940	860	790	720	650	650		
8,800	8,900	1,245	1,125	1,040	960	880	810	740	670	667		
8,900	9,000	1,270	1,145	1,065	985	905	830	760	690	684		
9,000	9,100	1,300	1,170	1,090	1,010	930	850	780	710	701		
9,100	9,200	1,325	1,190	1,110	1,030	950	870	800	730	718		
9,200	9,300	1,350	1,215	1,135	1,055	975	895	820	750	735		
9,300	9,400	1,375	1,240	1,155	1,075	995	915	840	770	752		
9,400	9,500	1,400	1,265	1,180	1,100	1,020	940	860	790	769		
9,500	9,600	1,425	1,290	1,200	1,120	1,040	960	880	810	786		
9,600	9,700	1,450	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	830	804		
9,700	9,800	1,475	1,340	1,250	1,170	1,085	1,005	925	850	824		
9,800	9,900	1,505	1,370	1,280	1,190	1,110	1,030	950	870	844		
9,900	10,000	1,530	1,395	1,305	1,215	1,135	1,055	975	890	864		
10,000円		1,540	1,405	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	884		
10,000円をこえ 10,500円に満たな い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								884 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,000 円をこえる 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額		
10,500円		1,675	1,540	1,450	1,360	1,280	1,200	1,120	1,040	989		
10,500円をこえ 12,000円に満たな い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								989 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,500 円をこえる 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額		
12,000円		2,125	1,990	1,900	1,810	1,730	1,650	1,570	1,490			
12,000円をこえ 13,000円に満たな い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第一十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上 未満	税額								税額	税額		
13,000円	2,465	2,330	2,240	2,150	2,070	1,990	1,910	1,830	1,589	1,589円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額		
13,000円をこえ 15,500円に満たない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								2,264	2,264円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額		
15,500円	3,415	3,280	3,190	3,100	3,020	2,940	2,860	2,780	2,264	2,264円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額		
15,500円をこえ 18,500円に満たない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								4,040	4,040円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額		
18,500円	4,675	4,540	4,450	4,360	4,280	4,200	4,120	4,040	4,040	4,040円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額		
18,500円をこえ 24,000円に満たない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								12,770	12,770円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額		
24,000円	7,205	7,070	6,980	6,890	6,810	6,730	6,650	6,570	12,770	12,770円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額		
24,000円をこえ 29,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								9,320	9,320円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額		
29,500円	9,955	9,820	9,730	9,640	9,560	9,480	9,400	9,320	9,320	9,320円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額		
29,500円をこえ 57,500円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額								57,500	57,500円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の55%に相当する金額を加算した金額		

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

イ甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
57,500円	25,355	25,220	25,130	25,040	24,960	24,880	24,800	24,720				
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額

従たる給与についての扶養親族等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

七七八

ロ乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 养 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
1,350	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
1,350	1,400	5	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	10	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	15	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	20	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	25	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	30	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	30	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	35	5	0	0	0	0	0
1,800	1,850	40	5	0	0	0	0	0
1,850	1,900	45	10	0	0	0	0	0
1,900	1,950	50	15	0	0	0	0	0
1,950	2,000	50	20	0	0	0	0	0
2,000	2,050	55	25	0	0	0	0	0
2,050	2,100	60	25	0	0	0	0	0
2,100	2,150	65	30	0	0	0	0	0
2,150	2,200	70	35	0	0	0	0	0
2,200	2,250	70	40	0	0	0	0	0
2,250	2,300	75	45	0	0	0	0	0
2,300	2,350	80	45	10	0	0	0	0
2,350	2,400	85	50	15	0	0	0	0
2,400	2,450	90	55	20	0	0	0	0
2,450	2,500	95	60	25	0	0	0	0
2,500	2,550	100	65	30	0	0	0	0
2,550	2,600	105	65	35	0	0	0	0
2,600	2,650	110	70	35	5	0	0	0
2,650	2,700	115	75	40	10	0	0	0
2,700	2,750	115	80	45	10	0	0	0
2,750	2,800	120	85	50	15	0	0	0
2,800	2,850	125	85	55	20	0	0	0
2,850	2,900	130	90	55	25	0	0	0
2,900	2,950	135	95	60	30	0	0	0
2,950	3,000	140	100	65	30	0	0	0
3,000	3,050	145	105	70	35	0	0	0
3,050	3,100	150	110	75	40	5	0	0
3,100	3,150	155	115	80	45	10	0	0
3,150	3,200	160	120	80	50	15	0	0
3,200	3,250	165	125	85	55	20	0	0
3,250	3,300	175	135	95	60	25	0	0
3,300	3,400	180	140	100	65	30	0	0
3,400	3,500	195	150	110	75	40	5	0
3,500	3,600	205	165	120	85	50	15	0
3,600	3,700	220	175	135	95	60	25	0
3,700	3,800	230	185	145	105	65	35	0
3,800	3,900	245	195	155	115	75	45	10

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
3,900	4,000	265	210	165	125	85	50	20
4,000	4,100	270	225	175	135	95	60	30
4,100	4,200	280	235	190	145	105	70	35
4,200	4,300	295	250	200	160	120	80	45
4,300	4,400	310	260	215	170	130	90	55
4,400	4,500	325	275	225	180	140	100	65
4,500	4,600	335	285	240	190	150	110	75
4,600	4,700	350	300	250	205	160	120	80
4,700	4,800	365	310	265	215	170	130	90
4,800	4,900	380	325	275	230	185	145	105
4,900	5,000	395	340	290	240	195	155	115
5,000	5,100	410	355	300	255	210	165	125
5,100	5,200	425	370	315	270	220	175	135
5,200	5,300	440	385	330	280	235	185	145
5,300	5,400	455	400	345	295	245	200	155
5,400	5,500	470	415	360	305	260	210	165
5,500	5,600	485	430	375	320	270	225	180
5,600	5,700	505	445	390	335	285	235	190
5,700	5,800	520	460	405	350	295	250	205
5,800	5,900	535	475	415	365	310	260	215
5,900	6,000	550	490	430	380	325	275	230
6,000	6,100	570	510	450	395	340	290	240
6,100	6,200	585	525	465	410	355	305	255
6,200	6,300	605	545	485	425	370	320	270
6,300	6,400	625	560	500	440	385	335	280
6,400	6,500	645	580	520	455	400	350	295
6,500	6,600	665	595	535	475	415	365	310
6,600	6,700	685	615	550	490	430	380	325
6,700	6,800	705	635	570	510	450	395	340
6,800	6,900	725	655	585	525	465	410	355
6,900	7,000	745	675	605	545	485	425	370
7,000	7,100	765	695	625	560	500	440	385
7,100	7,200	785	715	645	575	515	455	400
7,200	7,300	805	735	665	595	535	475	415
7,300	7,400	825	755	685	615	550	490	430
7,400	7,500	845	775	705	635	570	510	450
7,500	7,600	865	795	725	655	585	525	465
7,600	7,700	880	815	745	675	605	540	480
7,700	7,800	910	835	765	695	625	560	500
7,800	7,900	935	855	785	715	645	575	515
7,900	8,000	955	875	805	735	665	595	535
8,000	8,100	980	900	825	755	685	615	550
8,100	8,200	1,005	925	845	775	705	635	570
8,200	8,300	1,025	945	865	795	725	655	585
8,300	8,400	1,060	970	890	815	745	675	605

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額							
8,400	8,500	1,070	990	910	835	765	695	625
8,500	8,600	1,095	1,015	935	855	785	715	645
8,600	8,700	1,115	1,085	955	875	805	735	665
8,700	8,800	1,140	1,060	980	900	825	755	685
8,800	8,900	1,160	1,080	1,000	920	845	775	705
8,900	9,000	1,185	1,105	1,025	945	865	795	725
9,000	9,100	1,210	1,180	1,050	970	885	815	745
9,100	9,200	1,235	1,150	1,070	990	910	835	765
9,200	9,300	1,260	1,175	1,095	1,015	935	855	785
9,300	9,400	1,285	1,195	1,115	1,035	955	875	805
9,400	9,500	1,310	1,220	1,140	1,060	980	900	825
9,500	9,600	1,335	1,245	1,160	1,080	1,000	920	845
9,600	9,700	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945	865
9,700	9,800	1,385	1,295	1,205	1,125	1,045	965	885
9,800	9,900	1,415	1,320	1,230	1,150	1,070	990	910
9,900	10,000	1,440	1,350	1,260	1,175	1,095	1,010	930
10,000円		1,450	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945
10,000円をこえ 10,500円に満た ない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円 をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額							
10,500円		1,585	1,495	1,405	1,320	1,240	1,160	1,080
10,500円をこえ 12,000円に満た ない金額	10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
12,000円		2,035	1,945	1,855	1,770	1,690	1,610	1,530
12,000円をこえ 13,000円に満た ない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円 をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
13,000円		2,375	2,285	2,195	2,110	2,030	1,950	1,870
13,000円をこえ 15,500円に満た ない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円 をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
15,500円		3,325	3,235	3,145	3,060	2,980	2,900	2,820
15,500円をこえ 18,500円に満た ない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円 をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
18,500円		4,585	4,495	4,405	4,320	4,240	4,160	4,080
18,500円をこえ 24,000円に満た ない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円 をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号(二)
所得稅法の一部を改正する法律案

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
24,000円	7,115円	7,025円	6,935円	6,850円	6,770円	6,690円	6,610円
24,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
29,500円	9,865円	9,775円	9,685円	9,600円	9,520円	9,440円	9,360円
29,500円をこえ 57,500円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	25,265円	25,175円	25,085円	25,000円	24,920円	24,840円	24,760円
57,500円をこえ る金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(+) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めて、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (+) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(+)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

等 の 数								乙	
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
65千円未満		73千円未満		82千円未満		91千円未満			
65	69	73	78	82	88	91	97		
69	74	78	84	88	94	97	104		
74	80	84	91	94	101	104	111		
80	96	91	105	101	115	111	124		
96	122	105	130	115	138	124	145	70千円未満	
122	143	130	150	138	158	145	166		
143	163	150	170	158	179	166	187		
163	182	170	191	179	200	187	209		
182	204	191	213	200	222	209	231		
204	230	213	239	222	247	231	254	70	110
230	255	239	263	247	270	254	277		
255	275	263	282	270	289	277	295		
275	295	282	302	289	309	295	317		
295	313	302	320	309	328	317	336		
313	330	320	338	328	346	336	354	110	140
330	363	338	371	346	380	354	389		
363	401	371	409	380	418	389	426		
401	453	409	461	418	469	426	477	140	170
453	512	461	521	469	530	477	539		
512	600	521	609	530	618	539	626	170	240
600	712	609	720	618	729	626	737		
712	935	720	945	729	955	737	965	240	300
935	1,768	945	1,778	955	1,788	965	1,798	300	570
1,768	3,435	1,778	3,445	1,788	3,455	1,798	3,465	570	1,110
3,435千円以上		3,445千円以上		3,455千円以上		3,465千円以上		1,110千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、
に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した
の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。）については、個に該当する場合を除き、

である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中
の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額か
は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 金 額 乗 き 率 %	甲											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前	月	の	社	会	保	険	料	控			
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	千円 21	千円 未満	千円 35	千円 未満	千円 45	千円 未満	千円 55	千円 未満	千円 55	千円 未満		
2	21	22	35	38	45	49	55	59				
4	22	24	38	41	49	53	59	64				
6	24	42	41	56	53	65	64	70				
8	42	68	56	75	65	81	70	88				
10	68	84	75	94	81	104	88	114				
12	84	106	94	120	104	129	114	136				
14	106	129	120	140	129	147	136	155				
16	129	145	140	157	147	165	155	173				
18	145	166	157	178	165	187	173	195				
20	166	192	178	205	187	213	195	222				
22	192	215	205	229	213	239	222	243				
24	215	242	229	254	239	261	248	268				
26	242	261	254	272	261	280	268	287				
28	261	281	272	292	280	299	287	306				
30	281	296	292	308	299	315	306	323				
32	296	326	308	337	315	345	323	354				
35	326	363	337	376	345	384	354	392				
38	363	417	376	429	384	437	392	445				
41	417	470	429	484	437	493	445	502				
44	470	564	484	576	493	584	502	591				
47	564	675	576	687	584	695	591	704				
50	675	890	687	905	695	915	704	925				
55	890	1,723	905	1,738	915	1,748	925	1,758				
60	1,723	3,390	1,738	3,405	1,748	3,415	1,758	3,425				
65	3,390千円以上		3,405千円以上		3,415千円以上		3,425千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該

当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場

の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ

三項の規定を含む)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められて

ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700	円
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号 所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	43,600	614,000	618,000	67,900
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	44,100	618,000	622,000	68,500
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	44,600	622,000	626,000	69,000
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	45,100	626,000	630,000	69,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	45,600	630,000	634,000	70,200
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	46,000	634,000	638,000	70,700
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	46,500	638,000	642,000	71,300
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	47,000	642,000	646,000	71,800
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	47,500	646,000	650,000	72,400
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	48,000	650,000	655,000	73,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	48,400	655,000	660,000	73,700
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	48,900	660,000	665,000	74,400
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	49,400	665,000	670,000	75,100
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	49,900	670,000	675,000	75,800
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	50,400	675,000	680,000	76,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	50,800	680,000	685,000	77,200
306,000	309,000	30,700	478,000	482,000	51,300	685,000	690,000	77,900
309,000	312,000	31,000	482,000	486,000	51,800	690,000	695,000	78,600
312,000	315,000	31,400	486,000	490,000	52,300	695,000	700,000	79,300
315,000	318,000	31,800	490,000	494,000	52,800	700,000	705,000	80,000
318,000	321,000	32,100	494,000	498,000	53,200	705,000	710,000	80,700
321,000	324,000	32,500	498,000	502,000	53,700	710,000	715,000	81,400
324,000	327,000	32,800	502,000	506,000	54,200	715,000	720,000	82,100
327,000	330,000	33,200	506,000	510,000	54,700	720,000	725,000	82,800
330,000	333,000	33,600	510,000	514,000	55,200	725,000	730,000	83,500
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	55,600	730,000	735,000	84,200
336,000	339,000	34,300	518,000	522,000	56,100	735,000	740,000	84,900
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	56,600	740,000	745,000	85,600
342,000	345,000	35,000	526,000	530,000	57,100	745,000	750,000	86,300
345,000	348,000	35,400	530,000	534,000	57,600	750,000	755,000	87,000
348,000	351,000	35,700	534,000	538,000	58,000	755,000	760,000	87,700
351,000	354,000	36,100	538,000	542,000	58,500	760,000	765,000	88,400
354,000	357,000	36,400	542,000	546,000	59,000	765,000	770,000	89,100
357,000	360,000	36,800	546,000	560,000	59,500	770,000	775,000	89,800
360,000	363,000	37,200	550,000	564,000	60,000	775,000	780,000	90,500
363,000	366,000	37,500	554,000	558,000	60,400	780,000	785,000	91,200
366,000	369,000	37,900	558,000	562,000	60,900	785,000	790,000	91,900
369,000	372,000	38,200	562,000	566,000	61,400	790,000	795,000	92,600
372,000	375,000	38,600	566,000	570,000	61,900	795,000	800,000	93,300
375,000	378,000	39,000	570,000	574,000	62,400	800,000	805,000	94,000
378,000	381,000	39,300	574,000	578,000	62,800	805,000	810,000	94,700
381,000	384,000	39,700	578,000	582,000	63,300	810,000	815,000	95,400
384,000	387,000	40,000	582,000	586,000	63,800	815,000	820,000	96,100
387,000	390,000	40,400	586,000	590,000	64,300	820,000	825,000	96,800
390,000	394,000	40,800	590,000	594,000	64,800	825,000	830,000	97,500
394,000	398,000	41,200	594,000	598,000	65,200	830,000	835,000	98,200
398,000	402,000	41,700	598,000	602,000	65,700	835,000	840,000	98,900
402,000	406,000	42,200	602,000	606,000	66,200	840,000	845,000	99,600
406,000	410,000	42,700	606,000	610,000	66,800	845,000	850,000	100,300
410,000	414,000	43,200	610,000	614,000	67,400	850,000	855,000	101,000

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	101,700	1,105,000	1,110,000	140,800	1,355,000	1,360,000	183,900
860,000	865,000	102,400	1,110,000	1,115,000	141,600	1,360,000	1,365,000	184,800
865,000	870,000	103,100	1,115,000	1,120,000	142,400	1,365,000	1,370,000	185,700
870,000	875,000	103,800	1,120,000	1,125,000	143,200	1,370,000	1,375,000	186,600
875,000	880,000	104,500	1,125,000	1,130,000	144,000	1,375,000	1,380,000	187,500
880,000	885,000	105,200	1,130,000	1,135,000	144,800	1,380,000	1,385,000	188,400
885,000	890,000	105,900	1,135,000	1,140,000	145,600	1,385,000	1,390,000	189,300
890,000	895,000	106,600	1,140,000	1,145,000	146,400	1,390,000	1,395,000	190,200
895,000	900,000	107,300	1,145,000	1,150,000	147,200	1,395,000	1,400,000	191,100
900,000	905,000	108,000	1,150,000	1,155,000	148,000	1,400,000	1,405,000	192,000
905,000	910,000	108,800	1,155,000	1,160,000	148,800	1,405,000	1,410,000	192,900
910,000	915,000	109,600	1,160,000	1,165,000	149,600	1,410,000	1,415,000	193,800
915,000	920,000	110,400	1,165,000	1,170,000	150,400	1,415,000	1,420,000	194,700
920,000	925,000	111,200	1,170,000	1,175,000	151,200	1,420,000	1,425,000	195,600
925,000	930,000	112,000	1,175,000	1,180,000	152,000	1,425,000	1,430,000	196,500
930,000	935,000	112,800	1,180,000	1,185,000	152,800	1,430,000	1,435,000	197,400
935,000	940,000	113,600	1,185,000	1,190,000	153,600	1,435,000	1,440,000	198,300
940,000	945,000	114,400	1,190,000	1,195,000	154,400	1,440,000	1,445,000	199,200
945,000	950,000	115,200	1,195,000	1,200,000	155,200	1,445,000	1,450,000	200,100
950,000	955,000	116,000	1,200,000	1,205,000	156,000	1,450,000	1,455,000	201,000
955,000	960,000	116,800	1,205,000	1,210,000	156,900	1,455,000	1,460,000	201,900
960,000	965,000	117,600	1,210,000	1,215,000	157,800	1,460,000	1,465,000	202,800
965,000	970,000	118,400	1,215,000	1,220,000	158,700	1,465,000	1,470,000	203,700
970,000	975,000	119,200	1,220,000	1,225,000	159,600	1,470,000	1,475,000	204,600
975,000	980,000	120,000	1,225,000	1,230,000	160,500	1,475,000	1,480,000	205,500
980,000	985,000	120,800	1,230,000	1,235,000	161,400	1,480,000	1,485,000	206,400
985,000	990,000	121,600	1,235,000	1,240,000	162,300	1,485,000	1,490,000	207,300
990,000	995,000	122,400	1,240,000	1,245,000	163,200	1,490,000	1,495,000	208,200
995,000	1,000,000	123,200	1,245,000	1,250,000	164,100	1,495,000	1,500,000	209,100
1,000,000	1,005,000	124,000	1,250,000	1,255,000	165,000	1,500,000	1,505,000	210,000
1,005,000	1,010,000	124,800	1,255,000	1,260,000	165,900	1,505,000	1,510,000	211,000
1,010,000	1,015,000	125,600	1,260,000	1,265,000	166,800	1,510,000	1,515,000	212,100
1,015,000	1,020,000	126,400	1,265,000	1,270,000	167,700	1,515,000	1,520,000	213,100
1,020,000	1,025,000	127,200	1,270,000	1,275,000	168,600	1,520,000	1,525,000	214,200
1,025,000	1,030,000	128,000	1,275,000	1,280,000	169,500	1,525,000	1,530,000	215,200
1,030,000	1,035,000	128,800	1,280,000	1,285,000	170,400	1,530,000	1,535,000	216,300
1,035,000	1,040,000	129,600	1,285,000	1,290,000	171,300	1,535,000	1,540,000	217,300
1,040,000	1,045,000	130,400	1,290,000	1,295,000	172,200	1,540,000	1,545,000	218,400
1,045,000	1,050,000	131,200	1,295,000	1,300,000	173,100	1,545,000	1,550,000	219,400
1,050,000	1,055,000	132,000	1,300,000	1,305,000	174,000	1,550,000	1,555,000	220,500
1,055,000	1,060,000	132,800	1,305,000	1,310,000	174,900	1,555,000	1,560,000	221,500
1,060,000	1,065,000	133,600	1,310,000	1,315,000	175,800	1,560,000	1,565,000	222,600
1,065,000	1,070,000	134,400	1,315,000	1,320,000	176,700	1,565,000	1,570,000	223,600
1,070,000	1,075,000	135,200	1,320,000	1,325,000	177,600	1,570,000	1,575,000	224,700
1,075,000	1,080,000	136,000	1,325,000	1,330,000	178,500	1,575,000	1,580,000	225,700
1,080,000	1,085,000	136,800	1,330,000	1,335,000	179,400	1,580,000	1,585,000	226,800
1,085,000	1,090,000	137,600	1,335,000	1,340,000	180,300	1,585,000	1,590,000	227,800
1,090,000	1,095,000	138,400	1,340,000	1,345,000	181,200	1,590,000	1,595,000	228,900
1,095,000	1,100,000	139,200	1,345,000	1,350,000	182,100	1,595,000	1,600,000	229,900
1,100,000	1,105,000	140,000	1,350,000	1,355,000	183,000	1,600,000	1,605,000	231,000

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,605,000	1,610,000	232,000	1,805,000	1,810,000	274,000	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に24%を乗じて算出した金額から185,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	233,100	1,810,000	1,815,000	275,100			
1,615,000	1,620,000	234,100	1,815,000	1,820,000	276,100			
1,620,000	1,625,000	235,200	1,820,000	1,825,000	277,200			
1,625,000	1,630,000	236,200	1,825,000	1,830,000	278,200			
1,630,000	1,635,000	237,300	1,830,000	1,835,000	279,300	2,500,000	8,000,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から240,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	238,300	1,835,000	1,840,000	280,300			
1,640,000	1,645,000	239,400	1,840,000	1,845,000	281,400			
1,645,000	1,650,000	240,400	1,845,000	1,850,000	282,400			
1,650,000	1,655,000	241,500	1,850,000	1,855,000	283,500			
1,655,000	1,660,000	242,500	1,855,000	1,860,000	284,500	3,000,000	3,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	243,600	1,860,000	1,865,000	285,600			
1,665,000	1,670,000	244,600	1,865,000	1,870,000	286,600			
1,670,000	1,675,000	245,700	1,870,000	1,875,000	287,700			
1,675,000	1,680,000	246,700	1,875,000	1,880,000	288,700			
1,680,000	1,685,000	247,800	1,880,000	1,885,000	289,800	3,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に34%を乗じて算出した金額から470,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	248,800	1,885,000	1,890,000	290,800			
1,690,000	1,695,000	249,900	1,890,000	1,895,000	291,900			
1,695,000	1,700,000	250,900	1,895,000	1,900,000	292,900			
1,700,000	1,705,000	252,000	1,900,000	1,905,000	294,000			
1,705,000	1,710,000	253,000	1,905,000	1,910,000	295,000	4,000,000	4,320,000	課税給与所得金額に38%を乗じて算出した金額から680,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	254,100	1,910,000	1,915,000	296,100			
1,715,000	1,720,000	255,100	1,915,000	1,920,000	297,100			
1,720,000	1,725,000	256,200	1,920,000	1,925,000	298,200			
1,725,000	1,730,000	257,200	1,925,000	1,930,000	299,200			
1,730,000	1,735,000	258,300	1,930,000	1,935,000	300,300	4,320,000円	1,011,600円	
1,735,000	1,740,000	259,300	1,935,000	1,940,000	301,300			
1,740,000	1,745,000	260,400	1,940,000	1,945,000	302,400			
1,745,000	1,750,000	261,400	1,945,000	1,950,000	303,400			
1,750,000	1,755,000	262,500	1,950,000	1,955,000	304,500			
1,755,000	1,760,000	263,500	1,955,000	1,960,000	305,500			
1,760,000	1,765,000	264,600	1,960,000	1,965,000	306,600			
1,765,000	1,770,000	265,600	1,965,000	1,970,000	307,600			
1,770,000	1,775,000	266,700	1,970,000	1,975,000	308,700			
1,775,000	1,780,000	267,700	1,975,000	1,980,000	309,700			
1,780,000	1,785,000	268,800	1,980,000	1,985,000	310,800			
1,785,000	1,790,000	269,800	1,985,000	1,990,000	311,800			
1,790,000	1,795,000	270,900	1,990,000	1,995,000	312,900			
1,795,000	1,800,000	271,900	1,995,000	2,000,000	313,900			
1,800,000	1,805,000	273,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (1) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (1) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (3) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (6) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があった場合)には、これらの一に該当するごとに100,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、140,000円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき100,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、140,000円)を、(1)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (7) 次に、(1)及び(2)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (1) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (1) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (8) (7)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求める。その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (9) (1)から(8)までにより税額を求める場合において、(7)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号
所得稅法の一部を改正する法律案

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
326,250	円未満	181,000円未満	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	389,200
326,250	328,000	181,000	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800
408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	608,000	610,000	406,400
410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000	610,000	612,000	408,000
412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600	612,000	614,000	409,600
414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200	614,000	616,000	411,200
416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800	616,000	618,000	412,800
418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400	618,000	620,000	414,400
420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000	620,000	622,000	416,000
422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600	622,000	624,000	417,600

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

七九〇

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
624,000	626,000	418,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000	579,200
626,000	628,000	420,800	726,000	728,000	500,800	826,000	828,000	580,800
628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000	582,400
630,000	632,000	424,000	730,000	732,000	504,000	830,000	832,000	584,000
632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000	585,600
634,000	636,000	427,200	734,000	736,000	507,200	834,000	836,000	587,200
636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000	588,800
638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400	838,000	840,000	590,400
640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000	592,000
642,000	644,000	433,600	742,000	744,000	513,600	842,000	844,000	593,600
644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200	844,000	846,000	595,200
646,000	648,000	436,800	746,000	748,000	516,800	846,000	848,000	596,800
648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400
650,000	652,000	440,000	750,000	752,000	520,000	850,000	852,000	600,000
652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000	601,600
654,000	656,000	443,200	754,000	756,000	523,200	854,000	856,000	603,200
656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000	604,800
658,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400	858,000	860,000	606,400
660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000	608,000
662,000	664,000	449,600	762,000	764,000	529,600	862,000	864,000	609,600
664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200	864,000	866,000	611,200
666,000	668,000	452,800	766,000	768,000	532,800	866,000	868,000	612,800
668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400
670,000	672,000	456,000	770,000	772,000	536,000	870,000	872,000	616,000
672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000	617,600
674,000	676,000	459,200	774,000	776,000	539,200	874,000	876,000	619,200
676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000	620,800
678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400	878,000	880,000	622,400
680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000	624,000
682,000	684,000	465,600	782,000	784,000	545,600	882,000	884,000	625,600
684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200	884,000	886,000	627,200
686,000	688,000	468,800	786,000	788,000	548,800	886,000	888,000	628,800
688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000	630,400
690,000	692,000	472,000	790,000	792,000	552,000	890,000	892,000	632,000
692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	553,600	892,000	894,000	633,600
694,000	696,000	475,200	794,000	796,000	555,200	894,000	896,000	635,200
696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000	636,800
698,000	700,000	478,400	798,000	800,000	558,400	898,000	900,000	638,400
700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000
702,000	704,000	481,600	802,000	804,000	561,600	902,000	904,000	641,600
704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	563,200	904,000	906,000	643,200
706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800	906,000	908,000	644,800
708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400	908,000	910,000	646,400
710,000	712,000	488,000	810,000	812,000	568,000	910,000	912,000	648,000
712,000	714,000	489,600	812,000	814,000	569,600	912,000	914,000	649,600
714,000	716,000	491,200	814,000	816,000	571,200	914,000	916,000	651,200
716,000	718,000	492,800	816,000	818,000	572,800	916,000	918,000	652,800
718,000	720,000	494,400	818,000	820,000	574,400	918,000	920,000	654,400
720,000	722,000	496,000	820,000	822,000	576,000	920,000	922,000	656,000
722,000	724,000	497,600	822,000	824,000	577,600	922,000	924,000	657,600

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
924,000	926,000	659,200	994,000	996,000	715,200	1,064,000	1,066,000	771,200			
926,000	928,000	660,800	996,000	998,000	716,800	1,066,000	1,068,000	772,800			
928,000	930,000	662,400	998,000	1,000,000	718,400	1,068,000	1,070,000	774,400			
930,000	932,000	664,000	1,000,000	1,002,000	720,000	1,070,000	1,072,000	776,000			
932,000	934,000	665,600	1,002,000	1,004,000	721,600	1,072,000	1,074,000	777,600			
934,000	936,000	667,200	1,004,000	1,006,000	723,200	1,074,000	1,076,000	779,200			
936,000	938,000	668,800	1,006,000	1,008,000	724,800	1,076,000	1,078,000	780,800			
938,000	940,000	670,400	1,008,000	1,010,000	726,400	1,078,000	1,080,000	782,400			
940,000	942,000	672,000	1,010,000	1,012,000	728,000	1,080,000	1,082,000	784,000			
942,000	944,000	673,600	1,012,000	1,014,000	729,600	1,082,000	1,084,000	785,600			
944,000	946,000	675,200	1,014,000	1,016,000	731,200	1,084,000	1,086,000	787,200			
946,000	948,000	676,800	1,016,000	1,018,000	732,800	1,086,000	1,088,000	788,800			
948,000	950,000	678,400	1,018,000	1,020,000	734,400	1,088,000	1,090,000	790,400			
950,000	952,000	680,000	1,020,000	1,022,000	736,000	1,090,000	1,092,000	792,000			
952,000	954,000	681,600	1,022,000	1,024,000	737,600	1,092,000	1,094,000	793,600			
954,000	956,000	683,200	1,024,000	1,026,000	739,200	1,094,000	1,096,000	795,200			
956,000	958,000	684,800	1,026,000	1,028,000	740,800	1,096,000	1,098,000	796,800			
958,000	960,000	686,400	1,028,000	1,030,000	742,400	1,098,000	1,100,000	798,400			
960,000	962,000	688,000	1,030,000	1,032,000	744,000						
962,000	964,000	689,600	1,032,000	1,034,000	745,600						
964,000	966,000	691,200	1,034,000	1,036,000	747,200	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 180,000円を控 除した金額			
966,000	968,000	692,800	1,036,000	1,038,000	748,800						
968,000	970,000	694,400	1,038,000	1,040,000	750,400						
970,000	972,000	696,000	1,040,000	1,042,000	752,000						
972,000	974,000	697,600	1,042,000	1,044,000	753,600						
974,000	976,000	699,200	1,044,000	1,046,000	755,200	2,100,000	4,100,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 255,000円を控 除した金額			
976,000	978,000	700,800	1,046,000	1,048,000	756,800						
978,000	980,000	702,400	1,048,000	1,050,000	758,400						
980,000	982,000	704,000	1,050,000	1,052,000	760,000						
982,000	984,000	705,600	1,052,000	1,054,000	761,600						
984,000	986,000	707,200	1,054,000	1,056,000	763,200	4,100,000	円以上	給与等の金額か ら 500,000円を 控除した金額			
986,000	988,000	708,800	1,056,000	1,058,000	764,800						
988,000	990,000	710,400	1,058,000	1,060,000	766,400						
990,000	992,000	712,000	1,060,000	1,062,000	768,000						
992,000	994,000	713,600	1,062,000	1,064,000	769,600						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	100,000円	102,000円	5,000円	274,000円	278,000円	13,700円	
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	43,600	1,228,000	1,236,000	1,236,000	1,244,000	67,900	
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	44,100	1,236,000	1,244,000	1,244,000	1,252,000	68,500	
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	44,600	1,244,000	1,252,000	1,252,000	1,260,000	69,000	
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	45,100	1,252,000	1,260,000	1,260,000	1,268,000	69,600	
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	45,600	1,260,000	1,268,000	1,268,000	1,276,000	70,200	
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	46,000	1,268,000	1,276,000	1,276,000	1,284,000	70,700	
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	46,500	1,276,000	1,284,000	1,284,000	1,292,000	71,300	
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	47,000	1,284,000	1,292,000	1,292,000	1,300,000	71,800	
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	47,500	1,292,000	1,300,000	1,300,000	1,310,000	72,400	
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	48,000	1,300,000	1,310,000	1,310,000	1,320,000	73,000	
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	48,400	1,310,000	1,320,000	1,320,000	1,330,000	73,700	
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	48,900	1,320,000	1,330,000	1,330,000	1,340,000	74,400	
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	49,400	1,330,000	1,340,000	1,340,000	1,350,000	75,100	
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	49,900	1,340,000	1,350,000	1,350,000	1,360,000	75,800	
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	50,400	1,350,000	1,360,000	1,360,000	1,370,000	76,500	
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	50,800	1,360,000	1,370,000	1,370,000	1,380,000	77,200	
612,000	618,000	30,700	956,000	964,000	51,300	1,370,000	1,380,000	1,380,000	1,390,000	77,900	
618,000	624,000	31,000	964,000	972,000	51,800	1,380,000	1,390,000	1,390,000	1,400,000	78,600	
624,000	630,000	31,400	972,000	980,000	52,300	1,390,000	1,400,000	1,400,000	1,410,000	79,300	
630,000	636,000	31,800	980,000	988,000	52,800	1,400,000	1,410,000	1,410,000	1,420,000	80,000	
636,000	642,000	32,100	988,000	996,000	53,200	1,410,000	1,420,000	1,420,000	1,430,000	80,700	
642,000	648,000	32,500	996,000	1,004,000	53,700	1,420,000	1,430,000	1,430,000	1,440,000	81,400	
648,000	654,000	32,800	1,004,000	1,012,000	54,200	1,430,000	1,440,000	1,440,000	1,450,000	82,100	
654,000	660,000	33,200	1,012,000	1,020,000	54,700	1,440,000	1,450,000	1,450,000	1,460,000	82,800	
660,000	666,000	33,600	1,020,000	1,028,000	55,200	1,450,000	1,460,000	1,460,000	1,470,000	83,500	
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	55,600	1,460,000	1,470,000	1,470,000	1,480,000	84,200	
672,000	678,000	34,300	1,036,000	1,044,000	56,100	1,470,000	1,480,000	1,480,000	1,490,000	84,900	
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	56,600	1,480,000	1,490,000	1,490,000	1,500,000	85,600	
684,000	690,000	35,000	1,052,000	1,060,000	57,100	1,490,000	1,500,000	1,500,000	1,510,000	86,300	
690,000	696,000	35,400	1,060,000	1,068,000	57,600	1,500,000	1,510,000	1,510,000	1,520,000	87,000	
696,000	702,000	35,700	1,068,000	1,076,000	58,000	1,510,000	1,520,000	1,520,000	1,530,000	87,700	
702,000	708,000	36,100	1,076,000	1,084,000	58,500	1,520,000	1,530,000	1,530,000	1,540,000	88,400	
708,000	714,000	36,400	1,084,000	1,092,000	59,000	1,530,000	1,540,000	1,540,000	1,550,000	89,100	
714,000	720,000	36,800	1,092,000	1,100,000	59,500	1,540,000	1,550,000	1,550,000	1,560,000	89,800	
720,000	726,000	37,200	1,100,000	1,108,000	60,000	1,550,000	1,560,000	1,560,000	1,570,000	90,500	
726,000	732,000	37,500	1,108,000	1,116,000	60,400	1,560,000	1,570,000	1,570,000	1,580,000	91,200	
732,000	738,000	37,900	1,116,000	1,124,000	60,900	1,570,000	1,580,000	1,580,000	1,590,000	91,900	
738,000	744,000	38,200	1,124,000	1,132,000	61,400	1,580,000	1,590,000	1,590,000	1,600,000	92,600	
744,000	750,000	38,600	1,132,000	1,140,000	61,900	1,590,000	1,600,000	1,600,000	1,610,000	93,300	
750,000	756,000	39,000	1,140,000	1,148,000	62,400	1,600,000	1,610,000	1,610,000	1,620,000	94,000	
756,000	762,000	39,300	1,148,000	1,156,000	62,800	1,610,000	1,620,000	1,620,000	1,630,000	94,700	
762,000	768,000	39,700	1,156,000	1,164,000	63,300	1,620,000	1,630,000	1,630,000	1,640,000	95,400	
768,000	774,000	40,000	1,164,000	1,172,000	63,800	1,630,000	1,640,000	1,640,000	1,650,000	96,100	
774,000	780,000	40,400	1,172,000	1,180,000	64,300	1,640,000	1,650,000	1,650,000	1,660,000	96,800	
780,000	788,000	40,800	1,180,000	1,188,000	64,800	1,650,000	1,660,000	1,660,000	1,670,000	97,500	
788,000	796,000	41,200	1,188,000	1,196,000	65,200	1,660,000	1,670,000	1,670,000	1,680,000	98,200	
796,000	804,000	41,700	1,196,000	1,204,000	65,700	1,670,000	1,680,000	1,680,000	1,690,000	98,900	
804,000	812,000	42,200	1,204,000	1,212,000	66,200	1,680,000	1,690,000	1,690,000	1,700,000	99,600	
812,000	820,000	42,700	1,212,000	1,220,000	66,800	1,690,000	1,700,000	1,700,000	1,710,000	100,300	
820,000	828,000	43,200	1,220,000	1,228,000	67,400	1,700,000	1,710,000	1,710,000	1,720,000	101,000	

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得税法の一部を改正する法律案

七九四

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	101,700	2,210,000	2,220,000	140,800	2,710,000	2,720,000	183,900
1,720,000	1,730,000	102,400	2,220,000	2,230,000	141,600	2,720,000	2,730,000	184,800
1,730,000	1,740,000	103,100	2,230,000	2,240,000	142,400	2,730,000	2,740,000	185,700
1,740,000	1,750,000	103,800	2,240,000	2,250,000	143,200	2,740,000	2,750,000	186,600
1,750,000	1,760,000	104,500	2,250,000	2,260,000	144,000	2,750,000	2,760,000	187,500
1,760,000	1,770,000	105,200	2,260,000	2,270,000	144,800	2,760,000	2,770,000	188,400
1,770,000	1,780,000	105,900	2,270,000	2,280,000	145,600	2,770,000	2,780,000	189,300
1,780,000	1,790,000	106,600	2,280,000	2,290,000	146,400	2,780,000	2,790,000	190,200
1,790,000	1,800,000	107,300	2,290,000	2,300,000	147,200	2,790,000	2,800,000	191,100
1,800,000	1,810,000	108,000	2,300,000	2,310,000	148,000	2,800,000	2,810,000	192,000
1,810,000	1,820,000	108,800	2,310,000	2,320,000	148,800	2,810,000	2,820,000	192,900
1,820,000	1,830,000	109,600	2,320,000	2,330,000	149,600	2,820,000	2,830,000	193,800
1,830,000	1,840,000	110,400	2,330,000	2,340,000	150,400	2,830,000	2,840,000	194,700
1,840,000	1,850,000	111,200	2,340,000	2,350,000	151,200	2,840,000	2,850,000	195,600
1,850,000	1,860,000	112,000	2,350,000	2,360,000	152,000	2,850,000	2,860,000	196,500
1,860,000	1,870,000	112,800	2,360,000	2,370,000	152,800	2,860,000	2,870,000	197,400
1,870,000	1,880,000	113,600	2,370,000	2,380,000	153,600	2,870,000	2,880,000	198,300
1,880,000	1,890,000	114,400	2,380,000	2,390,000	154,400	2,880,000	2,890,000	199,200
1,890,000	1,900,000	115,200	2,390,000	2,400,000	155,200	2,890,000	2,900,000	200,100
1,900,000	1,910,000	116,000	2,400,000	2,410,000	156,000	2,900,000	2,910,000	201,000
1,910,000	1,920,000	116,800	2,410,000	2,420,000	156,900	2,910,000	2,920,000	201,900
1,920,000	1,930,000	117,600	2,420,000	2,430,000	157,800	2,920,000	2,930,000	202,800
1,930,000	1,940,000	118,400	2,430,000	2,440,000	158,700	2,930,000	2,940,000	203,700
1,940,000	1,950,000	119,200	2,440,000	2,450,000	159,600	2,940,000	2,950,000	204,600
1,950,000	1,960,000	120,000	2,450,000	2,460,000	160,500	2,950,000	2,960,000	205,500
1,960,000	1,970,000	120,800	2,460,000	2,470,000	161,400	2,960,000	2,970,000	206,400
1,970,000	1,980,000	121,600	2,470,000	2,480,000	162,300	2,970,000	2,980,000	207,300
1,980,000	1,990,000	122,400	2,480,000	2,490,000	163,200	2,980,000	2,990,000	208,200
1,990,000	2,000,000	123,200	2,490,000	2,500,000	164,100	2,990,000	3,000,000	209,100
2,000,000	2,010,000	124,000	2,500,000	2,510,000	165,000	3,000,000	3,010,000	210,000
2,010,000	2,020,000	124,800	2,510,000	2,520,000	165,900	3,010,000	3,020,000	211,000
2,020,000	2,030,000	125,600	2,520,000	2,530,000	166,800	3,020,000	3,030,000	212,100
2,030,000	2,040,000	126,400	2,530,000	2,540,000	167,700	3,030,000	3,040,000	213,100
2,040,000	2,050,000	127,200	2,540,000	2,550,000	168,600	3,040,000	3,050,000	214,200
2,050,000	2,060,000	128,000	2,550,000	2,560,000	169,500	3,050,000	3,060,000	215,200
2,060,000	2,070,000	128,800	2,560,000	2,570,000	170,400	3,060,000	3,070,000	216,300
2,070,000	2,080,000	129,600	2,570,000	2,580,000	171,300	3,070,000	3,080,000	217,300
2,080,000	2,090,000	130,400	2,580,000	2,590,000	172,200	3,080,000	3,090,000	218,400
2,090,000	2,100,000	131,200	2,590,000	2,600,000	173,100	3,090,000	3,100,000	219,400
2,100,000	2,110,000	132,000	2,600,000	2,610,000	174,000	3,100,000	3,110,000	220,500
2,110,000	2,120,000	132,800	2,610,000	2,620,000	174,900	3,110,000	3,120,000	221,500
2,120,000	2,130,000	133,600	2,620,000	2,630,000	175,800	3,120,000	3,130,000	222,600
2,130,000	2,140,000	134,400	2,630,000	2,640,000	176,700	3,130,000	3,140,000	223,600
2,140,000	2,150,000	135,200	2,640,000	2,650,000	177,600	3,140,000	3,150,000	224,700
2,150,000	2,160,000	136,000	2,650,000	2,660,000	178,500	3,150,000	3,160,000	225,700
2,160,000	2,170,000	136,800	2,660,000	2,670,000	179,400	3,160,000	3,170,000	226,800
2,170,000	2,180,000	137,600	2,670,000	2,680,000	180,300	3,170,000	3,180,000	227,800
2,180,000	2,190,000	138,400	2,680,000	2,690,000	181,200	3,180,000	3,190,000	228,900
2,190,000	2,200,000	139,200	2,690,000	2,700,000	182,100	3,190,000	3,200,000	229,900
2,200,000	2,210,000	140,000	2,700,000	2,710,000	183,000	3,200,000	3,210,000	231,000

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未溝		以上	未溝		以上	未溝	
円 3,210,000	円 3,220,000	232,000	円 3,710,000	円 3,720,000	284,500	円 8,000,000	円 10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から630,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	233,100	3,720,000	3,730,000	285,600			
3,230,000	3,240,000	234,100	3,730,000	3,740,000	286,600			
3,240,000	3,250,000	235,200	3,740,000	3,750,000	287,700			
3,250,000	3,260,000	236,200	3,750,000	3,760,000	288,700			
3,260,000	3,270,000	237,300	3,760,000	3,770,000	289,800	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から880,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	238,300	3,770,000	3,780,000	290,800			
3,280,000	3,290,000	239,400	3,780,000	3,790,000	291,900			
3,290,000	3,300,000	240,400	3,790,000	3,800,000	292,900			
3,300,000	3,310,000	241,500	3,800,000	3,810,000	294,000			
3,310,000	3,320,000	242,500	3,810,000	3,820,000	295,000	12,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,070,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	243,600	3,820,000	3,830,000	296,100			
3,330,000	3,340,000	244,600	3,830,000	3,840,000	297,100			
3,340,000	3,350,000	245,700	3,840,000	3,850,000	298,200			
3,350,000	3,360,000	246,700	3,850,000	3,860,000	299,200			
3,360,000	3,370,000	247,800	3,860,000	3,870,000	300,300	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,390,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	248,800	3,870,000	3,880,000	301,300			
3,380,000	3,390,000	249,900	3,880,000	3,890,000	302,400			
3,390,000	3,400,000	250,900	3,890,000	3,900,000	303,400			
3,400,000	3,410,000	252,000	3,900,000	3,910,000	304,500			
3,410,000	3,420,000	253,000	3,910,000	3,920,000	305,500	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,890,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	254,100	3,920,000	3,930,000	306,600			
3,430,000	3,440,000	255,100	3,930,000	3,940,000	307,600			
3,440,000	3,450,000	256,200	3,940,000	3,950,000	308,700			
3,450,000	3,460,000	257,200	3,950,000	3,960,000	309,700			
3,460,000	3,470,000	258,300	3,960,000	3,970,000	310,800	40,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に29%を乗じて算出した金額から2,890,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	259,300	3,970,000	3,980,000	311,800			
3,480,000	3,490,000	260,400	3,980,000	3,990,000	312,900			
3,490,000	3,500,000	261,400	3,990,000	4,000,000	313,900			
3,500,000	3,510,000	262,500						
3,510,000	3,520,000	263,500	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12%を乗じて算出した金額から165,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,890,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	264,600						
3,530,000	3,540,000	265,600						
3,540,000	3,550,000	266,700						
3,550,000	3,560,000	267,700						
3,560,000	3,570,000	268,800	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から240,000円を控除した金額	120,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,890,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	269,800						
3,580,000	3,590,000	270,900						
3,590,000	3,600,000	271,900						
3,600,000	3,610,000	273,000						
3,610,000	3,620,000	274,000	6,000,000	7,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,890,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	275,100						
3,630,000	3,640,000	276,100						
3,640,000	3,650,000	277,200						
3,650,000	3,660,000	278,200						
3,660,000	3,670,000	279,300	7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から470,000円を控除した金額			
3,670,000	3,680,000	280,300						
3,680,000	3,690,000	281,400						
3,690,000	3,700,000	282,400						
3,700,000	3,710,000	283,500						

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

七九六

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額もつてその求める税額とする。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 200	千円 700	23年 24年 25年	千円 2,100 2,300 2,500	千円 2,600 2,800 3,000
5年	250	750	26年	2,700	3,200
6年	300	800	27年	2,900	3,400
7年	350	850	28年	3,100	3,600
8年	400	900	29年	3,300	3,800
9年	450	950	30年	3,500	4,000
10年	500	1,000	31年	3,800	4,300
11年	600	1,100	32年	4,100	4,600
12年	700	1,200	33年	4,400	4,900
13年	800	1,300	34年	4,700	5,200
14年	900	1,400	35年	5,000	5,500
15年	1,000	1,500	36年	5,300	5,800
16年	1,100	1,600	37年	5,600	6,100
17年	1,200	1,700	38年	5,900	6,400
18年	1,300	1,800	39年	6,200	6,700
19年	1,400	1,900	40年	6,500	7,000
20年	1,500	2,000	41年以上	6,500千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300千円を加算した金額	7,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300千円を加算した金額
21年	1,700	2,200			
22年	1,900	2,400			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。
- (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。
- (三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

- (一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。
- (二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(附則)

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、第十三条第一項ただし書、第七十四条第二項第六号、第一百七十六条第一項第二号及び第二百二十七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十五年分の所得税について、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条第三項 (給与所得控除)		
第十九条第一項 (障害者控除)		
第八十条第一項 (配偶者控除)	十八万円	十万円
第八十一条第一項 (被扶養者控除)	十四万円	九万七千五百円
第八十二条第一項 (勤務学生控除)	十七万七千五百円	十三万七千五百円

第八十四条第一項 (扶養控除)		十二万円	十一万五千円
第八十四条第二項 (基礎控除)		十三万円	十二万五千円
第八十六条第一項 (基礎控除)		十八万円	十七万七千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税率)	二百万円以下	二百万円未満	二百万円未満
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税率)	二百万円以下	二百万円未満	二百万円未満
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税率)	二百万円以下	二百万円未満	二百万円未満
第一百九十条第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第二	別表第七の附表	改正法附則別表第五
第一百九十条第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七	改正法附則別表第六	改正法附則別表第五
第一百九十条第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七	改正法附則別表第六	改正法附則別表第五
第四条 新法第九十二条第一項(配当控除)の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。	2	2	2
第五条 居住者の昭和四十五年分の所得税について、新法第四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。	一	一	一
一 その者の昭和四十四年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額又は課税退職所得とならずた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雜所得の金額又は雜所得に該当しない臨時所得の金額があつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収された又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雜所得の金額及び雜所得に該当しない臨時所得の金額に係るもの)を控除した金額	二	二	二
二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十四年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税率)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額	三	三	三

のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雜所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつるものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」といふ。(当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれら者の数に応じ附則別表第三により求められた率

昭和四十四年分の課税総所得金額等が八千万円以上である居住者の昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から百八十五万円を控除した金額によるものとする。

昭和四十四年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十五年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

非居住者の昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十四年分」とあるのは「昭和四十五年分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)」とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十五年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第一項中「昭和四十四年分」とあるのは「昭和四十五年分」と、「百八十五万円」とあるのは「五十六万円」と、第三項中「昭和四十四年分」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

(昭和四十五年分及び昭和四十六年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第六条 昭和四十五年において純損失の金額がある場合における新法第百四十一条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第一百四十二条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十四号)附則第三条第二項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

昭和四十六年において純損失の金額がある場合における新法第百四十一条第一項又は第一百四十二条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項(源泉徴収義務)に規定する限り読み替えた新法第九十条第二項の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

昭和四十六年において純損失の金額がある場合における新法第百四十一条第一項第一号に掲げる金額(給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)の規定及び新法別表第七条(新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第八十三条第一項(源泉徴収義務)に規定する限り(以下「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお從前の例による。

附則第三条第一項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えた新法第百九十条(年末調整)の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十五年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお從前の例による。

附則第三条第一項の規定により読み替えた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の

2 条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行前に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお從前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第八条 施行日前に昭和四十五年分の所得税につき旧法第百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条规定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき同法の規定により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十六年四月三十日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 条(前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第百六十八条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)による還付金を計算するときは、その計算の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充当(以下「充當」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつたときは、その適すこととなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第九条 昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第百九十九条から第二百二十二条まで(退職所得に係る源泉徴収税額の還付)の規定(昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号)第五条(退職手当等に係る源泉徴収税額等の還付)の規定により読み替えた旧法第五十二条の規定を含む。次項において同じ。)により徵収された所得の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えた新法第二百一十五条及び新法第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を求めるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めることにより、同年七月三十一日までに、納稅地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の読み替えた旧法第五十二条の規定を含む。次項において同じ。)により徵収された所得の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えた新法第二百一十五条及び新法第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を求めるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めることにより、同年七月三十一日までに、納稅地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

昭和四十五年分の所得税についての申告更正又は決定(納付、徵収(退職手当等に係る源泉徴収税額を除く。)及び還付)を除く。)及び還付(施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えた新法第二百一条第二項(還付加算金)の規定による還付)の適用については、当該請求に係る退職手当等につき附則第三条第一項の規定により読み替えた新法第九十九条から第二百二十二条までの規定により徵収された所得の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徵収が行なわれたものとみなす。

3 第一条の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日(同日前に超過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)までの期間とする。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「及び昭和四十五年分」を削り、同条第五項を削る。

附則第六条の見出し中「及び昭和四十五年分」を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第一 昭和45年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円	円未満	円	%	円	円	%	円	%			
1,000	1,000	0	0	45,000	46,000	4,500	10	117,000	119,000	11,700	10
1,000	2,000	100	10	46,000	47,000	4,600	10	119,000	121,000	11,900	10
2,000	3,000	200	10	47,000	48,000	4,700	10	121,000	123,000	12,100	10
3,000	4,000	300	10	48,000	49,000	4,800	10	123,000	125,000	12,300	10
4,000	5,000	400	10	49,000	50,000	4,900	10	125,000	127,000	12,500	10
5,000	6,000	500	10	50,000	51,000	5,000	10	127,000	129,000	12,700	10
6,000	7,000	600	10	51,000	52,000	5,100	10	129,000	131,000	12,900	10
7,000	8,000	700	10	52,000	53,000	5,200	10	131,000	133,000	13,100	10
8,000	9,000	800	10	53,000	54,000	5,300	10	133,000	135,000	13,300	10
9,000	10,000	900	10	54,000	55,000	5,400	10	135,000	137,000	13,500	10
10,000	11,000	1,000	10	55,000	56,000	5,500	10	137,000	139,000	13,700	10
11,000	12,000	1,100	10	56,000	57,000	5,600	10	139,000	141,000	13,900	10
12,000	13,000	1,200	10	57,000	58,000	5,700	10	141,000	143,000	14,100	10
13,000	14,000	1,300	10	58,000	59,000	5,800	10	143,000	145,000	14,300	10
14,000	15,000	1,400	10	59,000	60,000	5,900	10	145,000	147,000	14,500	10
15,000	16,000	1,500	10	60,000	61,000	6,000	10	147,000	149,000	14,700	10
16,000	17,000	1,600	10	61,000	62,000	6,100	10	149,000	151,000	14,900	10
17,000	18,000	1,700	10	62,000	63,000	6,200	10	151,000	153,000	15,100	10
18,000	19,000	1,800	10	63,000	65,000	6,300	10	153,000	155,000	15,300	10
19,000	20,000	1,900	10	65,000	67,000	6,500	10	155,000	157,000	15,500	10
20,000	21,000	2,000	10	67,000	69,000	6,700	10	157,000	159,000	15,700	10
21,000	22,000	2,100	10	69,000	71,000	6,900	10	159,000	161,000	15,900	10
22,000	23,000	2,200	10	71,000	73,000	7,100	10	161,000	163,000	16,100	10
23,000	24,000	2,300	10	73,000	75,000	7,300	10	163,000	165,000	16,300	10
24,000	25,000	2,400	10	75,000	77,000	7,500	10	165,000	167,000	16,500	10
25,000	26,000	2,500	10	77,000	79,000	7,700	10	167,000	169,000	16,700	10
26,000	27,000	2,600	10	79,000	81,000	7,900	10	169,000	171,000	16,900	10
27,000	28,000	2,700	10	81,000	83,000	8,100	10	171,000	173,000	17,100	10
28,000	29,000	2,800	10	83,000	85,000	8,300	10	173,000	175,000	17,300	10
29,000	30,000	2,900	10	85,000	87,000	8,500	10	175,000	177,000	17,500	10
30,000	31,000	3,000	10	87,000	89,000	8,700	10	177,000	179,000	17,700	10
31,000	32,000	3,100	10	89,000	91,000	8,900	10	179,000	181,000	17,900	10
32,000	33,000	3,200	10	91,000	93,000	9,100	10	181,000	183,000	18,100	10
33,000	34,000	3,300	10	93,000	95,000	9,300	10	183,000	185,000	18,300	10
34,000	35,000	3,400	10	95,000	97,000	9,500	10	185,000	187,000	18,500	10
35,000	36,000	3,500	10	97,000	99,000	9,700	10	187,000	189,000	18,700	10
36,000	37,000	3,600	10	99,000	101,000	9,900	10	189,000	191,000	18,900	10
37,000	38,000	3,700	10	101,000	103,000	10,100	10	191,000	193,000	19,100	10
38,000	39,000	3,800	10	103,000	105,000	10,300	10	193,000	195,000	19,300	10
39,000	40,000	3,900	10	105,000	107,000	10,500	10	195,000	198,000	19,500	10
40,000	41,000	4,000	10	107,000	109,000	10,700	10	198,000	201,000	19,800	10
41,000	42,000	4,100	10	109,000	111,000	10,900	10	201,000	204,000	20,100	10
42,000	43,000	4,200	10	111,000	113,000	11,100	10	204,000	207,000	20,400	10
43,000	44,000	4,300	10	113,000	115,000	11,300	10	207,000	210,000	20,700	10
44,000	45,000	4,400	10	115,000	117,000	11,500	10	210,000	213,000	21,000	10

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
213,000	216,000	21,300	10	348,000	351,000	36,000	10	514,000	518,000	56,700	11
216,000	219,000	21,600	10	351,000	354,000	36,300	10	518,000	522,000	57,200	11
219,000	222,000	21,900	10	354,000	357,000	36,700	10	522,000	526,000	57,700	11
222,000	225,000	22,200	10	357,000	360,000	37,100	10	526,000	530,000	58,200	11
225,000	228,000	22,500	10	360,000	363,000	37,500	10	530,000	534,000	58,700	11
228,000	231,000	22,800	10	363,000	366,000	37,900	10	534,000	538,000	59,200	11
231,000	234,000	23,100	10	366,000	369,000	38,200	10	538,000	542,000	59,700	11
234,000	237,000	23,400	10	369,000	372,000	38,600	10	542,000	546,000	60,200	11
237,000	240,000	23,700	10	372,000	375,000	39,000	10	546,000	550,000	60,700	11
240,000	243,000	24,000	10	375,000	378,000	39,300	10	550,000	554,000	61,200	11
243,000	246,000	24,300	10	378,000	381,000	39,700	10	554,000	558,000	61,700	11
246,000	249,000	24,600	10	381,000	384,000	40,100	10	558,000	562,000	62,200	11
249,000	252,000	24,900	10	384,000	387,000	40,500	10	562,000	566,000	62,700	11
252,000	255,000	25,200	10	387,000	390,000	40,800	10	566,000	570,000	63,200	11
255,000	258,000	25,500	10	390,000	394,000	41,200	10	570,000	574,000	63,700	11
258,000	261,000	25,800	10	394,000	398,000	41,700	10	574,000	578,000	64,200	11
261,000	264,000	26,100	10	398,000	402,000	42,200	10	578,000	582,000	64,700	11
264,000	267,000	26,400	10	402,000	406,000	42,700	10	582,000	586,000	65,200	11
267,000	270,000	26,700	10	406,000	410,000	43,200	10	586,000	590,000	65,700	11
270,000	273,000	27,000	10	410,000	414,000	43,700	10	590,000	594,000	66,200	11
273,000	276,000	27,300	10	414,000	418,000	44,200	10	594,000	598,000	66,700	11
276,000	279,000	27,600	10	418,000	422,000	44,700	10	598,000	602,000	67,200	11
279,000	282,000	27,900	10	422,000	426,000	45,200	10	602,000	606,000	67,800	11
282,000	285,000	28,200	10	426,000	430,000	45,700	10	606,000	610,000	68,400	11
285,000	288,000	28,500	10	430,000	434,000	46,200	10	610,000	614,000	69,000	11
288,000	291,000	28,800	10	434,000	438,000	46,700	10	614,000	618,000	69,600	11
291,000	294,000	29,100	10	438,000	442,000	47,200	10	618,000	622,000	70,200	11
294,000	297,000	29,400	10	442,000	446,000	47,700	10	622,000	626,000	70,800	11
297,000	300,000	29,700	10	446,000	450,000	48,200	10	626,000	630,000	71,400	11
300,000	303,000	30,000	10	450,000	454,000	48,700	10	630,000	634,000	72,000	11
303,000	306,000	30,300	10	454,000	458,000	49,200	10	634,000	638,000	72,600	11
306,000	309,000	30,700	10	458,000	462,000	49,700	10	638,000	642,000	73,200	11
309,000	312,000	31,100	10	462,000	466,000	50,200	10	642,000	646,000	73,800	11
312,000	315,000	31,500	10	466,000	470,000	50,700	10	646,000	650,000	74,400	11
315,000	318,000	31,800	10	470,000	474,000	51,200	10	650,000	655,000	75,000	11
318,000	321,000	32,200	10	474,000	478,000	51,700	10	655,000	660,000	75,700	11
321,000	324,000	32,600	10	478,000	482,000	52,200	10	660,000	665,000	76,500	11
324,000	327,000	33,000	10	482,000	486,000	52,700	10	665,000	670,000	77,200	11
327,000	330,000	33,300	10	486,000	490,000	53,200	10	670,000	675,000	78,000	11
330,000	333,000	33,700	10	490,000	494,000	53,700	10	675,000	680,000	78,700	11
333,000	336,000	34,100	10	494,000	498,000	54,200	10	680,000	685,000	79,500	11
336,000	339,000	34,500	10	498,000	502,000	54,700	10	685,000	690,000	80,200	11
339,000	342,000	34,800	10	502,000	506,000	55,200	10	690,000	695,000	81,000	11
342,000	345,000	35,200	10	506,000	510,000	55,700	11	695,000	700,000	81,700	11
345,000	348,000	35,600	10	510,000	514,000	56,200	11	700,000	705,000	82,500	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
705,000	710,000	83,200	11	930,000	935,000	117,400	12	1,155,000	1,160,000	156,100	13
710,000	715,000	84,000	11	935,000	940,000	118,200	12	1,160,000	1,165,000	157,000	13
715,000	720,000	84,700	11	940,000	945,000	119,100	12	1,165,000	1,170,000	157,800	13
720,000	725,000	85,500	11	945,000	950,000	119,900	12	1,170,000	1,175,000	158,700	13
725,000	730,000	86,200	11	950,000	955,000	120,700	12	1,175,000	1,180,000	159,600	13
730,000	735,000	87,000	11	955,000	960,000	121,500	12	1,180,000	1,185,000	160,500	13
735,000	740,000	87,700	11	960,000	965,000	122,400	12	1,185,000	1,190,000	161,300	13
740,000	745,000	88,500	11	965,000	970,000	123,200	12	1,190,000	1,195,000	162,200	13
745,000	750,000	89,200	11	970,000	975,000	124,000	12	1,195,000	1,200,000	163,100	13
750,000	755,000	90,000	12	975,000	980,000	124,800	12	1,200,000	1,205,000	164,000	13
755,000	760,000	90,700	12	980,000	985,000	125,700	12	1,205,000	1,210,000	164,900	13
760,000	765,000	91,500	12	985,000	990,000	126,500	12	1,210,000	1,215,000	165,900	13
765,000	770,000	92,200	12	990,000	995,000	127,300	12	1,215,000	1,220,000	166,800	13
770,000	775,000	93,000	12	995,000	1,000,000	128,100	12	1,220,000	1,225,000	167,800	13
775,000	780,000	93,700	12	1,000,000	1,005,000	129,000	12	1,225,000	1,230,000	168,700	13
780,000	785,000	94,500	12	1,005,000	1,010,000	129,800	12	1,230,000	1,235,000	169,700	13
785,000	790,000	95,200	12	1,010,000	1,015,000	130,700	12	1,235,000	1,240,000	170,600	13
790,000	795,000	96,000	12	1,015,000	1,020,000	131,600	12	1,240,000	1,245,000	171,600	13
795,000	800,000	96,700	12	1,020,000	1,025,000	132,500	12	1,245,000	1,250,000	172,500	13
800,000	805,000	97,500	12	1,025,000	1,030,000	133,300	13	1,250,000	1,255,000	173,500	13
805,000	810,000	98,200	12	1,030,000	1,035,000	134,200	13	1,255,000	1,260,000	174,400	13
810,000	815,000	99,000	12	1,035,000	1,040,000	135,100	13	1,260,000	1,265,000	175,400	13
815,000	820,000	99,700	12	1,040,000	1,045,000	136,000	13	1,265,000	1,270,000	176,300	13
820,000	825,000	100,500	12	1,045,000	1,050,000	136,800	13	1,270,000	1,275,000	177,300	13
825,000	830,000	101,200	12	1,050,000	1,055,000	137,700	13	1,275,000	1,280,000	178,200	13
830,000	835,000	102,000	12	1,055,000	1,060,000	138,600	13	1,280,000	1,285,000	179,200	14
835,000	840,000	102,700	12	1,060,000	1,065,000	139,500	13	1,285,000	1,290,000	180,100	14
840,000	845,000	103,500	12	1,065,000	1,070,000	140,300	13	1,290,000	1,295,000	181,100	14
845,000	850,000	104,200	12	1,070,000	1,075,000	141,200	13	1,295,000	1,300,000	182,000	14
850,000	855,000	105,000	12	1,075,000	1,080,000	142,100	13	1,300,000	1,305,000	183,000	14
855,000	860,000	105,700	12	1,080,000	1,085,000	143,000	13	1,305,000	1,310,000	183,900	14
860,000	865,000	106,500	12	1,085,000	1,090,000	143,800	13	1,310,000	1,315,000	184,900	14
865,000	870,000	107,200	12	1,090,000	1,095,000	144,700	13	1,315,000	1,320,000	185,800	14
870,000	875,000	108,000	12	1,095,000	1,100,000	145,600	13	1,320,000	1,325,000	186,800	14
875,000	880,000	108,700	12	1,100,000	1,105,000	146,500	13	1,325,000	1,330,000	187,700	14
880,000	885,000	109,500	12	1,105,000	1,110,000	147,300	13	1,330,000	1,335,000	188,700	14
885,000	890,000	110,200	12	1,110,000	1,115,000	148,200	13	1,335,000	1,340,000	189,600	14
890,000	895,000	111,000	12	1,115,000	1,120,000	149,100	13	1,340,000	1,345,000	190,600	14
895,000	900,000	111,700	12	1,120,000	1,125,000	150,000	13	1,345,000	1,350,000	191,500	14
900,000	905,000	112,500	12	1,125,000	1,130,000	150,800	13	1,350,000	1,355,000	192,500	14
905,000	910,000	113,300	12	1,130,000	1,135,000	151,700	13	1,355,000	1,360,000	193,400	14
910,000	915,000	114,100	12	1,135,000	1,140,000	152,600	13	1,360,000	1,365,000	194,400	14
915,000	920,000	114,900	12	1,140,000	1,145,000	153,500	13	1,365,000	1,370,000	195,300	14
920,000	925,000	115,800	12	1,145,000	1,150,000	154,300	13	1,370,000	1,375,000	196,300	14
925,000	930,000	116,600	12	1,150,000	1,155,000	155,200	13	1,375,000	1,380,000	197,200	14

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
1,380,000	1,385,000	198,200	14	1,605,000	1,610,000	244,300	15	1,830,000	1,835,000	294,200	16
1,385,000	1,390,000	199,100	14	1,610,000	1,615,000	245,400	15	1,835,000	1,840,000	295,300	16
1,390,000	1,395,000	200,100	14	1,615,000	1,620,000	246,500	15	1,840,000	1,845,000	296,400	16
1,395,000	1,400,000	201,000	14	1,620,000	1,625,000	247,600	15	1,845,000	1,850,000	297,500	16
1,400,000	1,405,000	202,000	14	1,625,000	1,630,000	248,700	15	1,850,000	1,855,000	298,700	16
1,405,000	1,410,000	202,900	14	1,630,000	1,635,000	249,800	15	1,855,000	1,860,000	299,800	16
1,410,000	1,415,000	203,900	14	1,635,000	1,640,000	250,900	15	1,860,000	1,865,000	300,900	16
1,415,000	1,420,000	204,800	14	1,640,000	1,645,000	252,000	15	1,865,000	1,870,000	302,000	16
1,420,000	1,425,000	205,800	14	1,645,000	1,650,000	253,100	15	1,870,000	1,875,000	303,100	16
1,425,000	1,430,000	206,700	14	1,650,000	1,655,000	254,300	15	1,875,000	1,880,000	304,200	16
1,430,000	1,435,000	207,700	14	1,655,000	1,660,000	255,400	15	1,880,000	1,885,000	305,300	16
1,435,000	1,440,000	208,600	14	1,660,000	1,665,000	256,500	15	1,885,000	1,890,000	306,400	16
1,440,000	1,445,000	209,600	14	1,665,000	1,670,000	257,600	15	1,890,000	1,895,000	307,500	16
1,445,000	1,450,000	210,500	14	1,670,000	1,675,000	258,700	15	1,895,000	1,900,000	308,600	16
1,450,000	1,455,000	211,500	14	1,675,000	1,680,000	259,800	15	1,900,000	1,905,000	309,800	16
1,455,000	1,460,000	212,400	14	1,680,000	1,685,000	260,900	15	1,905,000	1,910,000	310,900	16
1,460,000	1,465,000	213,400	14	1,685,000	1,690,000	262,000	15	1,910,000	1,915,000	312,000	16
1,465,000	1,470,000	214,300	14	1,690,000	1,695,000	263,100	15	1,915,000	1,920,000	313,100	16
1,470,000	1,475,000	215,300	14	1,695,000	1,700,000	264,200	15	1,920,000	1,925,000	314,200	16
1,475,000	1,480,000	216,200	14	1,700,000	1,705,000	265,400	15	1,925,000	1,930,000	315,300	16
1,480,000	1,485,000	217,200	14	1,705,000	1,710,000	266,500	15	1,930,000	1,935,000	316,400	16
1,485,000	1,490,000	218,100	14	1,710,000	1,715,000	267,600	15	1,935,000	1,940,000	317,500	16
1,490,000	1,495,000	219,100	14	1,715,000	1,720,000	268,700	15	1,940,000	1,945,000	318,600	16
1,495,000	1,500,000	220,000	14	1,720,000	1,725,000	269,800	15	1,945,000	1,950,000	319,700	16
1,500,000	1,505,000	221,000	14	1,725,000	1,730,000	270,900	15	1,950,000	1,955,000	320,900	16
1,505,000	1,510,000	222,100	14	1,730,000	1,735,000	272,000	15	1,955,000	1,960,000	322,000	16
1,510,000	1,515,000	223,200	14	1,735,000	1,740,000	273,100	15	1,960,000	1,965,000	323,100	16
1,515,000	1,520,000	224,300	14	1,740,000	1,745,000	274,200	15	1,965,000	1,970,000	324,200	16
1,520,000	1,525,000	225,400	14	1,745,000	1,750,000	275,300	15	1,970,000	1,975,000	325,300	16
1,525,000	1,530,000	226,500	14	1,750,000	1,755,000	276,500	15	1,975,000	1,980,000	326,400	16
1,530,000	1,535,000	227,600	14	1,755,000	1,760,000	277,600	15	1,980,000	1,985,000	327,500	16
1,535,000	1,540,000	228,700	14	1,760,000	1,765,000	278,700	15	1,985,000	1,990,000	328,600	16
1,540,000	1,545,000	229,800	14	1,765,000	1,770,000	279,800	15	1,990,000	1,995,000	329,700	16
1,545,000	1,550,000	230,900	14	1,770,000	1,775,000	280,900	15	1,995,000	2,000,000	330,800	16
1,550,000	1,555,000	232,100	14	1,775,000	1,780,000	282,000	15				
1,555,000	1,560,000	233,200	14	1,780,000	1,785,000	283,100	15	2,000,000	2,500,000		(1)の金額に 25.5%を乗じて算出した 金額から178,000円 を控除した 金額
1,560,000	1,565,000	234,300	15	1,785,000	1,790,000	284,200	15				
1,565,000	1,570,000	235,400	15	1,790,000	1,795,000	285,300	15				
1,570,000	1,575,000	236,500	15	1,795,000	1,800,000	286,400	15				
1,575,000	1,580,000	237,600	15	1,800,000	1,805,000	287,600	15				
1,580,000	1,585,000	238,700	15	1,805,000	1,810,000	288,700	15	2,500,000	3,000,000		(1)の金額に 28.7%を乗じて算出した 金額から258,000円 を控除した 金額
1,585,000	1,590,000	239,800	15	1,810,000	1,815,000	289,800	16				
1,590,000	1,595,000	240,900	15	1,815,000	1,820,000	290,900	16				
1,595,000	1,600,000	242,000	15	1,820,000	1,825,000	292,000	16				
1,600,000	1,605,000	243,200	15	1,825,000	1,830,000	293,100	16				

(五)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円 3,000,000	円 3,500,000	(イ)の金額に32%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額	%	円 7,000,000	円 8,000,000	(イ)の金額に47%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	%	円 40,000,000	円 45,000,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から4,692,000円を控除した金額	%
3,500,000	4,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から452,000円を控除した金額		8,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に66.2%を乗じて算出した金額から5,232,000円を控除した金額	
4,000,000	5,000,000	(イ)の金額に39%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額		60,000,000	65,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から7,512,000円を控除した金額	
5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に43%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額		65,000,000	80,000,000	(イ)の金額に71.2%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額	
6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に46%を乗じて算出した金額から1,002,000円を控除した金額		30,000,000	40,000,000	(イ)の金額に61.2%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額		80,000,000	円以上	(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から11,332,000円を控除した金額	

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第二 昭和45年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	45,000	46,000	4,500	117,000	119,000	11,700	
1,000	2,000	100	46,000	47,000	4,600	119,000	121,000	11,900
2,000	3,000	200	47,000	48,000	4,700	121,000	123,000	12,100
3,000	4,000	300	48,000	49,000	4,800	123,000	125,000	12,300
4,000	5,000	400	49,000	50,000	4,900	125,000	127,000	12,500
5,000	6,000	500	50,000	51,000	5,000	127,000	129,000	12,700
6,000	7,000	600	51,000	52,000	5,100	129,000	131,000	12,900
7,000	8,000	700	52,000	53,000	5,200	131,000	133,000	13,100
8,000	9,000	800	53,000	54,000	5,300	133,000	135,000	13,300
9,000	10,000	900	54,000	55,000	5,400	135,000	137,000	13,500
10,000	11,000	1,000	55,000	56,000	5,500	137,000	139,000	13,700
11,000	12,000	1,100	56,000	57,000	5,600	139,000	141,000	13,900
12,000	13,000	1,200	57,000	58,000	5,700	141,000	143,000	14,100
13,000	14,000	1,300	58,000	59,000	5,800	143,000	145,000	14,300
14,000	15,000	1,400	59,000	60,000	5,900	145,000	147,000	14,500
15,000	16,000	1,500	60,000	61,000	6,000	147,000	149,000	14,700
16,000	17,000	1,600	61,000	62,000	6,100	149,000	151,000	14,900
17,000	18,000	1,700	62,000	63,000	6,200	151,000	153,000	15,100
18,000	19,000	1,800	63,000	65,000	6,300	153,000	155,000	15,300
19,000	20,000	1,900	65,000	67,000	6,500	155,000	157,000	15,500
20,000	21,000	2,000	67,000	69,000	6,700	157,000	159,000	15,700
21,000	22,000	2,100	69,000	71,000	6,900	159,000	161,000	15,900
22,000	23,000	2,200	71,000	73,000	7,100	161,000	163,000	16,100
23,000	24,000	2,300	73,000	75,000	7,300	163,000	165,000	16,300
24,000	25,000	2,400	75,000	77,000	7,500	165,000	167,000	16,500
25,000	26,000	2,500	77,000	79,000	7,700	167,000	169,000	16,700
26,000	27,000	2,600	79,000	81,000	7,900	169,000	171,000	16,900
27,000	28,000	2,700	81,000	83,000	8,100	171,000	173,000	17,100
28,000	29,000	2,800	83,000	85,000	8,300	173,000	175,000	17,300
29,000	30,000	2,900	85,000	87,000	8,500	175,000	177,000	17,500
30,000	31,000	3,000	87,000	89,000	8,700	177,000	179,000	17,700
31,000	32,000	3,100	89,000	91,000	8,900	179,000	181,000	17,900
32,000	33,000	3,200	91,000	93,000	9,100	181,000	183,000	18,100
33,000	34,000	3,300	93,000	95,000	9,300	183,000	185,000	18,300
34,000	35,000	3,400	95,000	97,000	9,500	185,000	187,000	18,500
35,000	36,000	3,500	97,000	99,000	9,700	187,000	189,000	18,700
36,000	37,000	3,600	99,000	101,000	9,900	189,000	191,000	18,900
37,000	38,000	3,700	101,000	103,000	10,100	191,000	193,000	19,100
38,000	39,000	3,800	103,000	105,000	10,300	193,000	195,000	19,300
39,000	40,000	3,900	105,000	107,000	10,500	195,000	198,000	19,500
40,000	41,000	4,000	107,000	109,000	10,700	198,000	201,000	19,800
41,000	42,000	4,100	109,000	111,000	10,900	201,000	204,000	20,100
42,000	43,000	4,200	111,000	113,000	11,100	204,000	207,000	20,400
43,000	44,000	4,300	113,000	115,000	11,300	207,000	210,000	20,700
44,000	45,000	4,400	115,000	117,000	11,500	210,000	213,000	21,000

(二)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800	514,000	518,000	51,400	518,000	522,000	51,800
216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100	518,000	522,000	51,800	522,000	526,000	52,200
219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400	522,000	526,000	52,200	526,000	530,000	52,600
222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700	526,000	530,000	52,600	530,000	534,000	53,000
225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000	530,000	534,000	53,000	534,000	538,000	53,400
228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300	534,000	538,000	53,400	538,000	542,000	53,800
231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600	538,000	542,000	53,800	542,000	546,000	54,200
234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900	542,000	546,000	54,200	546,000	550,000	54,600
237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200	546,000	550,000	54,600	550,000	554,000	55,000
240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500	550,000	554,000	55,000	554,000	558,000	55,400
243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800	554,000	558,000	55,400	558,000	562,000	55,800
246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100	558,000	562,000	55,800	562,000	566,000	56,200
249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400	562,000	566,000	56,200	566,000	570,000	56,600
252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700	566,000	570,000	56,600	570,000	574,000	57,000
255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000	570,000	574,000	59,000	574,000	578,000	57,400
258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400	574,000	578,000	57,400	578,000	582,000	57,800
261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800	578,000	582,000	57,800	582,000	586,000	58,200
264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200	582,000	586,000	58,200	586,000	590,000	58,600
267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600	586,000	590,000	58,600	590,000	594,000	59,000
270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000	590,000	594,000	59,000	594,000	598,000	59,400
273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400	594,000	598,000	59,400	598,000	602,000	59,800
276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800	598,000	602,000	59,800	602,000	606,000	60,200
279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200	602,000	606,000	60,200	606,000	610,000	60,600
282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600	606,000	610,000	60,600	610,000	614,000	61,000
285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000	610,000	614,000	61,000	614,000	618,000	61,400
288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400	614,000	618,000	61,400	618,000	622,000	61,800
291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800	618,000	622,000	61,800	622,000	626,000	62,200
294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200	622,000	626,000	62,200	626,000	630,000	62,600
297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600	626,000	630,000	62,600	630,000	634,000	63,000
300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000	630,000	634,000	63,000	634,000	638,000	63,400
303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400	634,000	638,000	63,400	638,000	642,000	63,800
306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800	638,000	642,000	63,800	642,000	646,000	64,200
309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200	642,000	646,000	64,200	646,000	650,000	64,600
312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600	646,000	650,000	64,600	650,000	655,000	65,000
315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000	650,000	655,000	65,000	655,000	660,000	65,500
318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400	655,000	660,000	65,500	660,000	665,000	66,000
321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800	660,000	665,000	66,000	665,000	670,000	66,500
324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200	665,000	670,000	66,500	670,000	675,000	67,000
327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600	670,000	675,000	67,000	675,000	680,000	67,500
330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000	675,000	680,000	67,500	680,000	685,000	68,000
333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400	680,000	685,000	68,000	685,000	690,000	68,500
336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800	685,000	690,000	68,500	690,000	695,000	69,000
339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200	690,000	695,000	69,000	695,000	700,000	69,500
342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600	695,000	700,000	69,500	700,000	705,000	70,000
345,000	348,000	34,500	510,000	514,000	51,000	700,000	705,000	70,000	705,000	710,000	70,500

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

八〇七

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
705,000	710,000	70,500	930,000	935,000	93,000	1,155,000	1,160,000	115,500
710,000	715,000	71,000	935,000	940,000	93,500	1,160,000	1,165,000	116,000
715,000	720,000	71,500	940,000	945,000	94,000	1,165,000	1,170,000	116,500
720,000	725,000	72,000	945,000	950,000	94,500	1,170,000	1,175,000	117,000
725,000	730,000	72,500	950,000	955,000	95,000	1,175,000	1,180,000	117,500
730,000	735,000	73,000	955,000	960,000	95,500	1,180,000	1,185,000	118,000
735,000	740,000	73,500	960,000	965,000	96,000	1,185,000	1,190,000	118,500
740,000	745,000	74,000	965,000	970,000	96,500	1,190,000	1,195,000	119,000
745,000	750,000	74,500	970,000	975,000	97,000	1,195,000	1,200,000	119,500
750,000	755,000	75,000	975,000	980,000	97,500	1,200,000	1,205,000	120,000
755,000	760,000	75,500	980,000	985,000	98,000	1,205,000	1,210,000	120,500
760,000	765,000	76,000	985,000	990,000	98,500	1,210,000	1,215,000	121,000
765,000	770,000	76,500	990,000	995,000	99,000	1,215,000	1,220,000	121,500
770,000	775,000	77,000	995,000	1,000,000	99,500	1,220,000	1,225,000	122,000
775,000	780,000	77,500	1,000,000	1,005,000	100,000	1,225,000	1,230,000	122,500
780,000	785,000	78,000	1,005,000	1,010,000	100,500	1,230,000	1,235,000	123,000
785,000	790,000	78,500	1,010,000	1,015,000	101,000	1,235,000	1,240,000	123,500
790,000	795,000	79,000	1,015,000	1,020,000	101,500	1,240,000	1,245,000	124,000
795,000	800,000	79,500	1,020,000	1,025,000	102,000	1,245,000	1,250,000	124,500
800,000	805,000	80,000	1,025,000	1,030,000	102,500	1,250,000	1,255,000	125,000
805,000	810,000	80,500	1,030,000	1,035,000	103,000	1,255,000	1,260,000	125,500
810,000	815,000	81,000	1,035,000	1,040,000	103,500	1,260,000	1,265,000	126,000
815,000	820,000	81,500	1,040,000	1,045,000	104,000	1,265,000	1,270,000	126,500
820,000	825,000	82,000	1,045,000	1,050,000	104,500	1,270,000	1,275,000	127,000
825,000	830,000	82,500	1,050,000	1,055,000	105,000	1,275,000	1,280,000	127,500
830,000	835,000	83,000	1,055,000	1,060,000	105,500	1,280,000	1,285,000	128,000
835,000	840,000	83,500	1,060,000	1,065,000	106,000	1,285,000	1,290,000	128,500
840,000	845,000	84,000	1,065,000	1,070,000	106,500	1,290,000	1,295,000	129,000
845,000	850,000	84,500	1,070,000	1,075,000	107,000	1,295,000	1,300,000	129,500
850,000	855,000	85,000	1,075,000	1,080,000	107,500	1,300,000	1,305,000	130,000
855,000	860,000	85,500	1,080,000	1,085,000	108,000	1,305,000	1,310,000	130,500
860,000	865,000	86,000	1,085,000	1,090,000	108,500	1,310,000	1,315,000	131,000
865,000	870,000	86,500	1,090,000	1,095,000	109,000	1,315,000	1,320,000	131,500
870,000	875,000	87,000	1,095,000	1,100,000	109,500	1,320,000	1,325,000	132,000
875,000	880,000	87,500	1,100,000	1,105,000	110,000	1,325,000	1,330,000	132,500
880,000	885,000	88,000	1,105,000	1,110,000	110,500	1,330,000	1,335,000	133,000
885,000	890,000	88,500	1,110,000	1,115,000	111,000	1,335,000	1,340,000	133,500
890,000	895,000	89,000	1,115,000	1,120,000	111,500	1,340,000	1,345,000	134,000
895,000	900,000	89,500	1,120,000	1,125,000	112,000	1,345,000	1,350,000	134,500
900,000	905,000	90,000	1,125,000	1,130,000	112,500	1,350,000	1,355,000	135,000
905,000	910,000	90,500	1,130,000	1,135,000	113,000	1,355,000	1,360,000	135,500
910,000	915,000	91,000	1,135,000	1,140,000	113,500	1,360,000	1,365,000	136,000
915,000	920,000	91,500	1,140,000	1,145,000	114,000	1,365,000	1,370,000	136,500
920,000	925,000	92,000	1,145,000	1,150,000	114,500	1,370,000	1,375,000	137,000
925,000	930,000	92,500	1,150,000	1,155,000	115,000	1,375,000	1,380,000	137,500

昭和四十五年四月十七日 樂議院会議録第二十号

所得稅法の一部を改正する法律案

(四)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,380,000	1,385,000	138,000	1,605,000	1,610,000	163,100	1,830,000	1,835,000	191,200
1,385,000	1,390,000	138,500	1,610,000	1,615,000	163,700	1,835,000	1,840,000	191,800
1,390,000	1,395,000	139,000	1,615,000	1,620,000	164,300	1,840,000	1,845,000	192,500
1,395,000	1,400,000	139,500	1,620,000	1,625,000	165,000	1,845,000	1,850,000	193,100
1,400,000	1,405,000	140,000	1,625,000	1,630,000	165,600	1,850,000	1,855,000	193,700
1,405,000	1,410,000	140,500	1,630,000	1,635,000	166,200	1,855,000	1,860,000	194,300
1,410,000	1,415,000	141,000	1,635,000	1,640,000	166,800	1,860,000	1,865,000	195,000
1,415,000	1,420,000	141,500	1,640,000	1,645,000	167,500	1,865,000	1,870,000	195,600
1,420,000	1,425,000	142,000	1,645,000	1,650,000	168,100	1,870,000	1,875,000	196,200
1,425,000	1,430,000	142,500	1,650,000	1,655,000	168,700	1,875,000	1,880,000	196,800
1,430,000	1,435,000	143,000	1,655,000	1,660,000	169,300	1,880,000	1,885,000	197,500
1,435,000	1,440,000	143,500	1,660,000	1,665,000	170,000	1,885,000	1,890,000	198,100
1,440,000	1,445,000	144,000	1,665,000	1,670,000	170,600	1,890,000	1,895,000	198,700
1,445,000	1,450,000	144,500	1,670,000	1,675,000	171,200	1,895,000	1,900,000	199,300
1,450,000	1,455,000	145,000	1,675,000	1,680,000	171,800	1,900,000	1,905,000	200,000
1,455,000	1,460,000	145,500	1,680,000	1,685,000	172,500	1,905,000	1,910,000	200,600
1,460,000	1,465,000	146,000	1,685,000	1,690,000	173,100	1,910,000	1,915,000	201,200
1,465,000	1,470,000	146,500	1,690,000	1,695,000	173,700	1,915,000	1,920,000	201,800
1,470,000	1,475,000	147,000	1,695,000	1,700,000	174,300	1,920,000	1,925,000	202,500
1,475,000	1,480,000	147,500	1,700,000	1,705,000	175,000	1,925,000	1,930,000	203,100
1,480,000	1,485,000	148,000	1,705,000	1,710,000	175,600	1,930,000	1,935,000	203,700
1,485,000	1,490,000	148,500	1,710,000	1,715,000	176,200	1,935,000	1,940,000	204,300
1,490,000	1,495,000	149,000	1,715,000	1,720,000	176,800	1,940,000	1,945,000	205,000
1,495,000	1,500,000	149,500	1,720,000	1,725,000	177,500	1,945,000	1,950,000	205,600
1,500,000	1,505,000	150,000	1,725,000	1,730,000	178,100	1,950,000	1,955,000	206,200
1,505,000	1,510,000	150,600	1,730,000	1,735,000	178,700	1,955,000	1,960,000	206,800
1,510,000	1,515,000	151,200	1,735,000	1,740,000	179,300	1,960,000	1,965,000	207,500
1,515,000	1,520,000	151,800	1,740,000	1,745,000	180,000	1,965,000	1,970,000	208,100
1,520,000	1,525,000	152,500	1,745,000	1,750,000	180,600	1,970,000	1,975,000	208,700
1,525,000	1,530,000	153,100	1,750,000	1,755,000	181,200	1,975,000	1,980,000	209,300
1,530,000	1,535,000	153,700	1,755,000	1,760,000	181,800	1,980,000	1,985,000	210,000
1,535,000	1,540,000	154,300	1,760,000	1,765,000	182,500	1,985,000	1,990,000	210,600
1,540,000	1,545,000	155,000	1,765,000	1,770,000	183,100	1,990,000	1,995,000	211,200
1,545,000	1,550,000	155,600	1,770,000	1,775,000	183,700	1,995,000	2,000,000	211,800
1,550,000	1,555,000	156,200	1,775,000	1,780,000	184,300			
1,555,000	1,560,000	156,800	1,780,000	1,785,000	185,000	2,000,000	3,000,000	課税山林所得金額に12.5%を乗じて算出した金額から31,500円を控除した金額
1,560,000	1,565,000	157,500	1,785,000	1,790,000	185,600			
1,565,000	1,570,000	158,100	1,790,000	1,795,000	186,200			
1,570,000	1,575,000	158,700	1,795,000	1,800,000	186,800			
1,575,000	1,580,000	159,300	1,800,000	1,805,000	187,500			
1,580,000	1,585,000	160,000	1,805,000	1,810,000	188,100	3,000,000	4,500,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額
1,585,000	1,590,000	160,600	1,810,000	1,815,000	188,700			
1,590,000	1,595,000	161,200	1,815,000	1,820,000	189,300			
1,595,000	1,600,000	161,800	1,820,000	1,825,000	190,000			
1,600,000	1,605,000	162,500	1,825,000	1,830,000	190,600			

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得稅法の一部を改正する法律案

(五)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,500,000	5,000,000	課税山林所得金額に16.5%を乗じて算出した金額から180,000円を控除した金額	17,500,000	20,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から2,310,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から14,080,000円を控除した金額
5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に17.5%を乗じて算出した金額から230,000円を控除した金額	20,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に39%を乗じて算出した金額から3,110,000円を控除した金額	150,000,000	200,000,000	課税山林所得金額に61.2%を乗じて算出した金額から15,860,000円を控除した金額
6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に19%を乗じて算出した金額から320,000円を控除した金額	25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に43%を乗じて算出した金額から4,110,000円を控除した金額	200,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から23,480,000円を控除した金額
7,500,000	10,000,000	課税山林所得金額に22.2%を乗じて算出した金額から560,000円を控除した金額	30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に46%を乗じて算出した金額から5,010,000円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に66.2%を乗じて算出した金額から22,160,000円を控除した金額
10,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から890,000円を控除した金額	35,000,000	40,000,000	課税山林所得金額に47%を乗じて算出した金額から5,380,000円を控除した金額	300,000,000	325,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から37,560,000円を控除した金額
12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に28.7%を乗じて算出した金額から1,290,000円を控除した金額	40,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から6,550,000円を控除した金額	325,000,000	400,000,000	課税山林所得金額に71.2%を乗じて算出した金額から41,460,000円を控除した金額
15,000,000	17,500,000	課税山林所得金額に32%を乗じて算出した金額から1,755,000円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から9,080,000円を控除した金額	400,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から55,880,000円を控除した金額

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得稅法の一部を改正する法律案

八一〇

族 等 の 数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
税 総 所 得 金 額 等											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 288	千円 千円未満	千円 309	千円 千円未満	千円 327	千円 千円未満	千円 348	千円 千円未満	千円 372	千円 千円未満	千円 372	千円 410
288	430	440	760	530	1,340	810	1,760	960	1,990	1,990	500
430	2,670	760	3,390	1,340	3,710	1,760	3,880	1,990	4,170	4,170	590
2,670	5,200	3,390	5,410	3,710	5,620	3,880	5,820	4,170	6,040	6,040	960
5,200	8,300	5,410	8,500	5,620	8,700	5,820	8,900	6,040	9,100	9,100	1,990
8,300	14,240	8,500	14,640	8,700	15,040	8,900	15,440	9,100	15,840	15,840	4,170
14,240	21,940	14,640	22,600	15,040	23,270	15,440	23,940	15,840	24,600	24,600	6,040
21,940	80,000	22,600	80,000	23,270	80,000	23,940	80,000	24,600	80,000	80,000	80,000

所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

第一号に掲げる金額から185万円を控除した金額が昭和45年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和45年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和44年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘す べき率 %	扶 養 親 族 の 課							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 44 年 分 の 課							
以 上	未 満	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上
0	千円 252千 円未満	千円 252千 円未満	千円 252千 円未満	千円 252千 円未満	千円 252千 円未満	千円 270千 円未満	千円 270千 円未満	千円 270千 円未満
50								
55								
60								
65								
70								
75						270	1,300	
80	252	4,180	252	4,320	252	4,610	1,300	4,900
85	4,180	6,980	4,320	7,210	4,610	7,680	4,900	8,100
90	6,980	12,840	7,210	13,040	7,680	13,440	8,100	13,840
95	12,840	19,530	13,040	19,870	13,440	20,600	13,840	21,270
97	19,530	80,000	19,870	80,000	20,600	80,000	21,270	80,000

(注)

- (一) この表は、昭和44年分の課税総所得金額等が8,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和44年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十五年分及び昭和四十六年分の課税総所得金額等)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和44年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた者
 - (三) 昭和44年分の課税総所得金額等が8,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

族 等 の 数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 237千円未満	千円 237千円未満	千円 380	千円 237	千円 460	千円 252	千円 670
225	4,920	225	5,190	380	5,370	460	5,550	670	5,740
4,920	19,480	5,190	19,980	5,370	20,690	5,550	21,190	5,740	21,690
19,480	80,000	19,980	80,000	20,690	80,000	21,190	80,000	21,690	80,000

税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
 控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
 項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から56万円を控除した金額が昭和46年分の所得税に係る予定

附則別表第四 昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号(一)
所得稅法の一部を改正する法律案

昭和45年分 の課税総所 得金額等に 係る所得稅 の額に乘す べき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭 和 45 年 分 の 課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	千円
0 %	225千円未満	千円	225千円未満	千円	225千円未満	千円	225千円未満	千円	225千円未満	千円
85										
90	225	4,220	225	4,320	225	4,520	225	4,720	4,720	
95	4,220	17,730	4,320	17,980	4,520	18,480	4,720	18,980		
99	17,730	80,000	17,980	80,000	18,480	80,000	18,980	80,000		

(注)

- (イ) この表は、昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円未満である者について適用する表である。
- (ロ) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和45年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和45年分の所得税につき附則第三条第一項（昭和四十五年分の所得税の所得
た控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の
 - (3) 昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五
納税基準額である。

附則別表第五 昭和45年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円	円未満	0	50,000円	51,000円	5,000円	137,000円	139,000円	13,700円
1,000円	2,000円	100	51,000円	52,000円	5,100円	139,000円	141,000円	13,900円
2,000円	3,000円	200	52,000円	53,000円	5,200円	141,000円	143,000円	14,100円
3,000円	4,000円	300	53,000円	54,000円	5,300円	143,000円	145,000円	14,300円
4,000円	5,000円	400	54,000円	55,000円	5,400円	145,000円	147,000円	14,500円
5,000円	6,000円	500	55,000円	56,000円	5,500円	147,000円	149,000円	14,700円
6,000円	7,000円	600	56,000円	57,000円	5,600円	149,000円	151,000円	14,900円
7,000円	8,000円	700	57,000円	58,000円	5,700円	151,000円	153,000円	15,100円
8,000円	9,000円	800	58,000円	59,000円	5,800円	153,000円	155,000円	15,300円
9,000円	10,000円	900	59,000円	60,000円	5,900円	155,000円	157,000円	15,500円
10,000円	11,000円	1,000	60,000円	61,000円	6,000円	157,000円	159,000円	15,700円
11,000円	12,000円	1,100	61,000円	62,000円	6,100円	159,000円	161,000円	15,900円
12,000円	13,000円	1,200	62,000円	63,000円	6,200円	161,000円	163,000円	16,100円
13,000円	14,000円	1,300	63,000円	65,000円	6,300円	163,000円	165,000円	16,300円
14,000円	15,000円	1,400	65,000円	67,000円	6,500円	165,000円	167,000円	16,500円
15,000円	16,000円	1,500	67,000円	69,000円	6,700円	167,000円	169,000円	16,700円
16,000円	17,000円	1,600	69,000円	71,000円	6,900円	169,000円	171,000円	16,900円
17,000円	18,000円	1,700	71,000円	73,000円	7,100円	171,000円	173,000円	17,100円
18,000円	19,000円	1,800	73,000円	75,000円	7,300円	173,000円	175,000円	17,300円
19,000円	20,000円	1,900	75,000円	77,000円	7,500円	175,000円	177,000円	17,500円
20,000円	21,000円	2,000	77,000円	79,000円	7,700円	177,000円	179,000円	17,700円
21,000円	22,000円	2,100	79,000円	81,000円	7,900円	179,000円	181,000円	17,900円
22,000円	23,000円	2,200	81,000円	83,000円	8,100円	181,000円	183,000円	18,100円
23,000円	24,000円	2,300	83,000円	85,000円	8,300円	183,000円	185,000円	18,300円
24,000円	25,000円	2,400	85,000円	87,000円	8,500円	185,000円	187,000円	18,500円
25,000円	26,000円	2,500	87,000円	89,000円	8,700円	187,000円	189,000円	18,700円
26,000円	27,000円	2,600	89,000円	91,000円	8,900円	189,000円	191,000円	18,900円
27,000円	28,000円	2,700	91,000円	93,000円	9,100円	191,000円	193,000円	19,100円
28,000円	29,000円	2,800	93,000円	95,000円	9,300円	193,000円	195,000円	19,300円
29,000円	30,000円	2,900	95,000円	97,000円	9,500円	195,000円	198,000円	19,500円
30,000円	31,000円	3,000	97,000円	99,000円	9,700円	198,000円	201,000円	19,800円
31,000円	32,000円	3,100	99,000円	101,000円	9,900円	201,000円	204,000円	20,100円
32,000円	33,000円	3,200	101,000円	103,000円	10,100円	204,000円	207,000円	20,400円
33,000円	34,000円	3,300	103,000円	105,000円	10,300円	207,000円	210,000円	20,700円
34,000円	35,000円	3,400	105,000円	107,000円	10,500円	210,000円	213,000円	21,000円
35,000円	36,000円	3,500	107,000円	109,000円	10,700円	213,000円	216,000円	21,300円
36,000円	37,000円	3,600	109,000円	111,000円	10,900円	216,000円	219,000円	21,600円
37,000円	38,000円	3,700	111,000円	113,000円	11,100円	219,000円	222,000円	21,900円
38,000円	39,000円	3,800	113,000円	115,000円	11,300円	222,000円	225,000円	22,200円
39,000円	40,000円	3,900	115,000円	117,000円	11,500円	225,000円	228,000円	22,500円
40,000円	41,000円	4,000	117,000円	119,000円	11,700円	228,000円	231,000円	22,800円
41,000円	42,000円	4,100	119,000円	121,000円	11,900円	231,000円	234,000円	23,100円
42,000円	43,000円	4,200	121,000円	123,000円	12,100円	234,000円	237,000円	23,400円
43,000円	44,000円	4,300	123,000円	125,000円	12,300円	237,000円	240,000円	23,700円
44,000円	45,000円	4,400	125,000円	127,000円	12,500円	240,000円	243,000円	24,000円
45,000円	46,000円	4,500	127,000円	129,000円	12,700円	243,000円	246,000円	24,300円
46,000円	47,000円	4,600	129,000円	131,000円	12,900円	246,000円	249,000円	24,600円
47,000円	48,000円	4,700	131,000円	133,000円	13,100円	249,000円	252,000円	24,900円
48,000円	49,000円	4,800	133,000円	135,000円	13,300円	252,000円	255,000円	25,200円
49,000円	50,000円	4,900	135,000円	137,000円	13,500円	255,000円	258,000円	25,500円

昭和四十五年四月十七日
衆議院会議録第二十号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	44,200	614,000	618,000	69,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	44,700	618,000	622,000	70,200
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	45,200	622,000	626,000	70,800
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	45,700	626,000	630,000	71,400
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	46,200	630,000	634,000	72,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	46,700	634,000	638,000	72,600
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	47,200	638,000	642,000	73,200
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	47,700	642,000	646,000	73,800
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	48,200	646,000	650,000	74,400
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	48,700	650,000	655,000	75,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	49,200	655,000	660,000	75,700
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	49,700	660,000	665,000	76,500
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	50,200	665,000	670,000	77,200
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	50,700	670,000	675,000	78,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	51,200	675,000	680,000	78,700
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	51,700	680,000	685,000	79,500
306,000	309,000	30,700	478,000	482,000	52,200	685,000	690,000	80,200
309,000	312,000	31,100	482,000	486,000	52,700	690,000	695,000	81,000
312,000	315,000	31,500	486,000	490,000	53,200	695,000	700,000	81,700
315,000	318,000	31,800	490,000	494,000	53,700	700,000	705,000	82,500
318,000	321,000	32,200	494,000	498,000	54,200	705,000	710,000	83,200
321,000	324,000	32,600	498,000	502,000	54,700	710,000	715,000	84,000
324,000	327,000	33,000	502,000	506,000	55,200	715,000	720,000	84,700
327,000	330,000	33,300	506,000	510,000	55,700	720,000	725,000	85,500
330,000	333,000	33,700	510,000	514,000	56,200	725,000	730,000	86,200
333,000	336,000	34,100	514,000	518,000	56,700	730,000	735,000	87,000
336,000	339,000	34,500	518,000	522,000	57,200	735,000	740,000	87,700
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	57,700	740,000	745,000	88,500
342,000	345,000	35,200	526,000	530,000	58,200	745,000	750,000	89,200
345,000	348,000	35,600	530,000	534,000	58,700	750,000	755,000	90,000
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	59,200	755,000	760,000	90,700
351,000	354,000	36,300	538,000	542,000	59,700	760,000	765,000	91,500
354,000	357,000	36,700	542,000	546,000	60,200	765,000	770,000	92,200
357,000	360,000	37,100	546,000	550,000	60,700	770,000	775,000	93,000
360,000	363,000	37,500	550,000	554,000	61,200	775,000	780,000	93,700
363,000	366,000	37,800	554,000	558,000	61,700	780,000	785,000	94,500
366,000	369,000	38,200	558,000	562,000	62,200	785,000	790,000	95,200
369,000	372,000	38,600	562,000	566,000	62,700	790,000	795,000	96,000
372,000	375,000	39,000	566,000	570,000	63,200	795,000	800,000	96,700
375,000	378,000	39,300	570,000	574,000	63,700	800,000	805,000	97,500
378,000	381,000	39,700	574,000	578,000	64,200	805,000	810,000	98,200
381,000	384,000	40,100	578,000	582,000	64,700	810,000	815,000	99,000
384,000	387,000	40,500	582,000	586,000	65,200	815,000	820,000	99,700
387,000	390,000	40,800	586,000	590,000	65,700	820,000	825,000	100,500
390,000	394,000	41,200	590,000	594,000	66,200	825,000	830,000	101,200
394,000	398,000	41,700	594,000	598,000	66,700	830,000	835,000	102,000
398,000	402,000	42,200	598,000	602,000	67,200	835,000	840,000	102,700
402,000	406,000	42,700	602,000	606,000	67,800	840,000	845,000	103,500
406,000	410,000	43,200	606,000	610,000	68,400	845,000	850,000	104,200
410,000	414,000	43,700	610,000	614,000	69,000	850,000	855,000	105,000

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	105,700	1,105,000	1,110,000	147,300	1,355,000	1,360,000	193,400
860,000	865,000	106,500	1,110,000	1,115,000	148,200	1,360,000	1,365,000	194,400
865,000	870,000	107,200	1,115,000	1,120,000	149,100	1,365,000	1,370,000	195,300
870,000	875,000	108,000	1,120,000	1,125,000	150,000	1,370,000	1,375,000	196,300
875,000	880,000	108,700	1,125,000	1,130,000	150,800	1,375,000	1,380,000	197,200
880,000	885,000	109,500	1,130,000	1,135,000	151,700	1,380,000	1,385,000	198,200
885,000	890,000	110,200	1,135,000	1,140,000	152,600	1,385,000	1,390,000	199,100
890,000	895,000	111,000	1,140,000	1,145,000	153,500	1,390,000	1,395,000	200,100
895,000	900,000	111,700	1,145,000	1,150,000	154,300	1,395,000	1,400,000	201,000
900,000	905,000	112,500	1,150,000	1,155,000	155,200	1,400,000	1,405,000	202,000
905,000	910,000	113,300	1,155,000	1,160,000	156,100	1,405,000	1,410,000	202,900
910,000	915,000	114,100	1,160,000	1,165,000	157,000	1,410,000	1,415,000	203,900
915,000	920,000	114,900	1,165,000	1,170,000	157,800	1,415,000	1,420,000	204,800
920,000	925,000	115,800	1,170,000	1,175,000	158,700	1,420,000	1,425,000	205,800
925,000	930,000	116,600	1,175,000	1,180,000	159,600	1,425,000	1,430,000	206,700
930,000	935,000	117,400	1,180,000	1,185,000	160,500	1,430,000	1,435,000	207,700
935,000	940,000	118,200	1,185,000	1,190,000	161,300	1,435,000	1,440,000	208,600
940,000	945,000	119,100	1,190,000	1,195,000	162,200	1,440,000	1,445,000	209,600
945,000	950,000	119,900	1,195,000	1,200,000	163,100	1,445,000	1,450,000	210,500
950,000	955,000	120,700	1,200,000	1,205,000	164,000	1,450,000	1,455,000	211,500
955,000	960,000	121,500	1,205,000	1,210,000	164,900	1,455,000	1,460,000	212,400
960,000	965,000	122,400	1,210,000	1,215,000	165,900	1,460,000	1,465,000	213,400
965,000	970,000	123,200	1,215,000	1,220,000	166,800	1,465,000	1,470,000	214,300
970,000	975,000	124,000	1,220,000	1,225,000	167,800	1,470,000	1,475,000	215,300
975,000	980,000	124,800	1,225,000	1,230,000	168,700	1,475,000	1,480,000	216,200
980,000	985,000	125,700	1,230,000	1,235,000	169,700	1,480,000	1,485,000	217,200
985,000	990,000	126,500	1,235,000	1,240,000	170,600	1,485,000	1,490,000	218,100
990,000	995,000	127,300	1,240,000	1,245,000	171,600	1,490,000	1,495,000	219,100
995,000	1,000,000	128,100	1,245,000	1,250,000	172,500	1,495,000	1,500,000	220,000
1,000,000	1,005,000	129,000	1,250,000	1,255,000	173,500	1,500,000	1,505,000	221,000
1,005,000	1,010,000	129,800	1,255,000	1,260,000	174,400	1,505,000	1,510,000	222,100
1,010,000	1,015,000	130,700	1,260,000	1,265,000	175,400	1,510,000	1,515,000	223,200
1,015,000	1,020,000	131,600	1,265,000	1,270,000	176,300	1,515,000	1,520,000	224,300
1,020,000	1,025,000	132,500	1,270,000	1,275,000	177,300	1,520,000	1,525,000	225,400
1,025,000	1,030,000	133,300	1,275,000	1,280,000	178,200	1,525,000	1,530,000	226,500
1,030,000	1,035,000	134,200	1,280,000	1,285,000	179,200	1,530,000	1,535,000	227,600
1,035,000	1,040,000	135,100	1,285,000	1,290,000	180,100	1,535,000	1,540,000	228,700
1,040,000	1,045,000	136,000	1,290,000	1,295,000	181,100	1,540,000	1,545,000	229,800
1,045,000	1,050,000	136,800	1,295,000	1,300,000	182,000	1,545,000	1,550,000	230,900
1,050,000	1,055,000	137,700	1,300,000	1,305,000	183,000	1,550,000	1,555,000	232,100
1,055,000	1,060,000	138,600	1,305,000	1,310,000	183,900	1,555,000	1,560,000	233,200
1,060,000	1,065,000	139,500	1,310,000	1,315,000	184,900	1,560,000	1,565,000	234,300
1,065,000	1,070,000	140,300	1,315,000	1,320,000	185,800	1,565,000	1,570,000	235,400
1,070,000	1,075,000	141,200	1,320,000	1,325,000	186,800	1,570,000	1,575,000	236,500
1,075,000	1,080,000	142,100	1,325,000	1,330,000	187,700	1,575,000	1,580,000	237,600
1,080,000	1,085,000	143,000	1,330,000	1,335,000	188,700	1,580,000	1,585,000	238,700
1,085,000	1,090,000	143,800	1,335,000	1,340,000	189,600	1,585,000	1,590,000	239,800
1,090,000	1,095,000	144,700	1,340,000	1,345,000	190,600	1,590,000	1,595,000	240,900
1,095,000	1,100,000	145,600	1,345,000	1,350,000	191,500	1,595,000	1,600,000	242,000
1,100,000	1,105,000	146,500	1,350,000	1,355,000	192,500	1,600,000	1,605,000	243,200

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,605,000	1,610,000	244,300	1,805,000	1,810,000	288,700	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から178,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	245,400	1,810,000	1,815,000	289,800			
1,615,000	1,620,000	246,500	1,815,000	1,820,000	290,900			
1,620,000	1,625,000	247,600	1,820,000	1,825,000	292,000			
1,625,000	1,630,000	248,700	1,825,000	1,830,000	293,100			
1,630,000	1,635,000	249,800	1,830,000	1,835,000	294,200	2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に28.7%を乗じて算出した金額から258,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	250,900	1,835,000	1,840,000	295,300			
1,640,000	1,645,000	252,000	1,840,000	1,845,000	296,400			
1,645,000	1,650,000	253,100	1,845,000	1,850,000	297,500			
1,650,000	1,655,000	254,300	1,850,000	1,855,000	298,700			
1,655,000	1,660,000	255,400	1,855,000	1,860,000	299,800	3,000,000	3,500,000	課税給与所得金額に32%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	256,500	1,860,000	1,865,000	300,900			
1,665,000	1,670,000	257,600	1,865,000	1,870,000	302,000			
1,670,000	1,675,000	258,700	1,870,000	1,875,000	303,100			
1,675,000	1,680,000	259,800	1,875,000	1,880,000	304,200			
1,680,000	1,685,000	260,900	1,880,000	1,885,000	305,300	3,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から462,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	262,000	1,885,000	1,890,000	306,400			
1,690,000	1,695,000	263,100	1,890,000	1,895,000	307,500			
1,695,000	1,700,000	264,200	1,895,000	1,900,000	308,600			
1,700,000	1,705,000	265,400	1,900,000	1,905,000	309,800			
1,705,000	1,710,000	266,500	1,905,000	1,910,000	310,900	4,000,000	4,354,000	課税給与所得金額に39%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	267,600	1,910,000	1,915,000	312,000			
1,715,000	1,720,000	268,700	1,915,000	1,920,000	313,100			
1,720,000	1,725,000	269,800	1,920,000	1,925,000	314,200			
1,725,000	1,730,000	270,900	1,925,000	1,930,000	315,300			
1,730,000	1,735,000	272,000	1,930,000	1,935,000	316,400	4,354,000円	1,076,000円	
1,735,000	1,740,000	273,100	1,935,000	1,940,000	317,500			
1,740,000	1,745,000	274,200	1,940,000	1,945,000	318,600			
1,745,000	1,750,000	275,300	1,945,000	1,950,000	319,700			
1,750,000	1,755,000	276,500	1,950,000	1,955,000	320,900			
1,755,000	1,760,000	277,600	1,955,000	1,960,000	322,000			
1,760,000	1,765,000	278,700	1,960,000	1,965,000	323,100			
1,765,000	1,770,000	279,800	1,965,000	1,970,000	324,200			
1,770,000	1,775,000	280,900	1,970,000	1,975,000	325,300			
1,775,000	1,780,000	282,000	1,975,000	1,980,000	326,400			
1,780,000	1,785,000	283,100	1,980,000	1,985,000	327,500			
1,785,000	1,790,000	284,200	1,985,000	1,990,000	328,600			
1,790,000	1,795,000	285,300	1,990,000	1,995,000	329,700			
1,795,000	1,800,000	286,400	1,995,000	2,000,000	330,800			
1,800,000	1,805,000	287,600						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項（昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金（新法第七十五条第一項（小規模企業共済掛金控除）に規定する小規模企業共済掛金をいう。）の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（新法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (i) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
- (ii) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
- (iii) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（新法第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (i) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）
- (ii) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）
- (iii) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (6) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに97,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、137,500円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき97,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、137,500円）を、(1)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (7) 次に、(1)及び(2)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
- (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
- (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
- (a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
- (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (8) (3)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (9) (1)から(8)までにより税額を求める場合において、(3)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
323,125	円未満	178,500円未満	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000
323,125	324,000	178,500	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	339,200
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800
408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	608,000	610,000	406,400
410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000	610,000	612,000	408,000
412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600	612,000	614,000	409,600
414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200	614,000	616,000	411,200
416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800	616,000	618,000	412,800
418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400	618,000	620,000	414,400

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
620,000	622,000	416,000	720,000	722,000	496,000	820,000	822,000	576,000	622,000	624,000	417,600	722,000	724,000	497,600
624,000	626,000	419,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000	579,200	626,000	628,000	420,800	726,000	728,000	500,800
628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000	582,400	630,000	632,000	424,000	730,000	732,000	504,000
632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000	585,600	634,000	636,000	427,200	734,000	736,000	507,200
636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000	588,800	638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400
640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000	592,000	642,000	644,000	433,600	742,000	744,000	513,600
644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200	844,000	846,000	595,200	646,000	648,000	436,800	746,000	748,000	516,800
648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400	650,000	652,000	440,000	750,000	752,000	520,000
652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000	601,600	654,000	656,000	443,200	754,000	756,000	523,200
656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000	604,800	658,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400
660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000	608,000	662,000	664,000	449,600	762,000	764,000	529,600
664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200	864,000	866,000	611,200	666,000	668,000	452,800	766,000	768,000	532,800
668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400	670,000	672,000	456,000	770,000	772,000	536,000
672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000	617,600	674,000	676,000	459,200	774,000	776,000	539,200
676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000	620,800	678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400
680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000	624,000	682,000	684,000	465,600	782,000	784,000	545,600
684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200	884,000	886,000	627,200	686,000	688,000	468,800	786,000	788,000	548,800
688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000	630,400	690,000	692,000	472,000	790,000	792,000	552,000
692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	553,600	892,000	894,000	633,600	694,000	696,000	475,200	794,000	796,000	555,200
696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000	636,800	698,000	700,000	478,400	798,000	800,000	558,400
700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000	702,000	704,000	481,600	802,000	804,000	561,600
702,000	704,000	482,400	802,000	804,000	561,600	902,000	904,000	641,600	704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	563,200
704,000	706,000	484,000	804,000	806,000	563,200	904,000	906,000	643,200	706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800
706,000	708,000	486,400	808,000	810,000	566,400	906,000	908,000	644,850	708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400
710,000	712,000	488,000	810,000	812,000	568,000	910,000	912,000	648,100	712,000	714,000	489,600	812,000	814,000	569,600
712,000	714,000	491,200	814,000	816,000	571,200	914,000	916,000	651,900	714,000	716,000	491,200	814,000	818,000	572,800
714,000	716,000	492,800	816,000	818,000	572,800	916,000	918,000	652,950	716,000	718,000	494,400	818,000	820,000	574,400
716,000	718,000	494,400	818,000	820,000	574,400	918,000	920,000	654,550	718,000	720,000	494,400	818,000	820,000	574,400

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額			
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
920,000	922,000	656,200	990,000	992,000	712,900	1,060,000	1,062,000	769,600			
922,000	924,000	657,800	992,000	994,000	714,500	1,062,000	1,064,000	771,200			
924,000	926,000	659,400	994,000	996,000	716,100	1,064,000	1,066,000	772,800			
926,000	928,000	661,050	996,000	998,000	717,750	1,066,000	1,068,000	774,450			
928,000	930,000	662,650	998,000	1,000,000	719,350	1,068,000	1,070,000	776,050			
930,000	932,000	664,300	1,000,000	1,002,000	721,000	1,070,000	1,072,000	777,700			
932,000	934,000	665,900	1,002,000	1,004,000	722,600	1,072,000	1,074,000	779,300			
934,000	936,000	667,500	1,004,000	1,006,000	724,200	1,074,000	1,076,000	780,900			
936,000	938,000	669,150	1,006,000	1,008,000	725,850	1,076,000	1,078,000	782,550			
938,000	940,000	670,750	1,008,000	1,010,000	727,450	1,078,000	1,080,000	784,150			
940,000	942,000	672,400	1,010,000	1,012,000	729,100	1,080,000	1,082,000	785,800			
942,000	944,000	674,000	1,012,000	1,014,000	730,700	1,082,000	1,084,000	787,400			
944,000	946,000	675,600	1,014,000	1,016,000	732,300	1,084,000	1,086,000	789,000			
946,000	948,000	677,250	1,016,000	1,018,000	733,950	1,086,000	1,088,000	790,650			
948,000	950,000	678,850	1,018,000	1,020,000	735,550	1,088,000	1,090,000	792,250			
950,000	952,000	680,500	1,020,000	1,022,000	737,200	1,090,000	1,092,000	793,900			
952,000	954,000	682,100	1,022,000	1,024,000	738,800	1,092,000	1,094,000	795,500			
954,000	956,000	683,700	1,024,000	1,026,000	740,400	1,094,000	1,096,000	797,100			
956,000	958,000	685,350	1,026,000	1,028,000	742,050	1,096,000	1,098,000	798,750			
958,000	960,000	686,950	1,028,000	1,030,000	743,650	1,098,000	1,100,000	800,350			
960,000	962,000	688,600	1,030,000	1,032,000	745,300	1,100,000	2,100,000				
962,000	964,000	690,200	1,032,000	1,034,000	746,900						
964,000	966,000	691,800	1,034,000	1,036,000	748,500						
966,000	968,000	693,450	1,036,000	1,038,000	750,150						
968,000	970,000	695,050	1,038,000	1,040,000	751,750						
970,000	972,000	696,700	1,040,000	1,042,000	753,400	2,100,000	4,100,000				
972,000	974,000	698,300	1,042,000	1,044,000	755,000						
974,000	976,000	699,900	1,044,000	1,046,000	756,600						
976,000	978,000	701,550	1,046,000	1,048,000	758,250						
978,000	980,000	703,150	1,048,000	1,050,000	759,850						
980,000	982,000	704,800	1,050,000	1,052,000	761,500	4,100,000	円以上				
982,000	984,000	706,400	1,052,000	1,054,000	763,100						
984,000	986,000	708,000	1,054,000	1,056,000	764,700						
986,000	988,000	709,650	1,056,000	1,058,000	766,350						
988,000	990,000	711,250	1,058,000	1,060,000	767,950						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

八二二

附則別表第六 昭和45年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		
税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
2,000	円未満	0	90,000	92,000	4,500	234,000	238,000	11,700			
2,000	4,000	100	92,000	94,000	4,600	238,000	242,000	11,900			
4,000	6,000	200	94,000	96,000	4,700	242,000	246,000	12,100			
6,000	8,000	300	96,000	98,000	4,800	246,000	250,000	12,300			
8,000	10,000	400	98,000	100,000	4,900	250,000	254,000	12,500			
10,000	12,000	500	100,000	102,000	5,000	254,000	258,000	12,700			
12,000	14,000	600	102,000	104,000	5,100	258,000	262,000	12,900			
14,000	16,000	700	104,000	106,000	5,200	262,000	266,000	13,100			
16,000	18,000	800	106,000	108,000	5,300	266,000	270,000	13,300			
18,000	20,000	900	108,000	110,000	5,400	270,000	274,000	13,500			
20,000	22,000	1,000	110,000	112,000	5,500	274,000	278,000	13,700			
22,000	24,000	1,100	112,000	114,000	5,600	278,000	282,000	13,900			
24,000	26,000	1,200	114,000	116,000	5,700	282,000	286,000	14,100			
26,000	28,000	1,300	116,000	118,000	5,800	286,000	290,000	14,300			
28,000	30,000	1,400	118,000	120,000	5,900	290,000	294,000	14,500			
30,000	32,000	1,500	120,000	122,000	6,000	294,000	298,000	14,700			
32,000	34,000	1,600	122,000	124,000	6,100	298,000	302,000	14,900			
34,000	36,000	1,700	124,000	126,000	6,200	302,000	306,000	15,100			
36,000	38,000	1,800	126,000	130,000	6,300	306,000	310,000	15,300			
38,000	40,000	1,900	130,000	134,000	6,500	310,000	314,000	15,500			
40,000	42,000	2,000	134,000	138,000	6,700	314,000	318,000	15,700			
42,000	44,000	2,100	138,000	142,000	6,900	318,000	322,000	15,900			
44,000	46,000	2,200	142,000	146,000	7,100	322,000	326,000	16,100			
46,000	48,000	2,300	146,000	150,000	7,300	326,000	330,000	16,300			
48,000	50,000	2,400	150,000	154,000	7,500	330,000	334,000	16,500			
50,000	52,000	2,500	154,000	158,000	7,700	334,000	338,000	16,700			
52,000	54,000	2,600	158,000	162,000	7,900	338,000	342,000	16,900			
54,000	56,000	2,700	162,000	166,000	8,100	342,000	346,000	17,100			
56,000	58,000	2,800	166,000	170,000	8,300	346,000	350,000	17,300			
58,000	60,000	2,900	170,000	174,000	8,500	350,000	354,000	17,500			
60,000	62,000	3,000	174,000	178,000	8,700	354,000	358,000	17,700			
62,000	64,000	3,100	178,000	182,000	8,900	358,000	362,000	17,900			
64,000	66,000	3,200	182,000	186,000	9,100	362,000	366,000	18,100			
66,000	68,000	3,300	186,000	190,000	9,300	366,000	370,000	18,300			
68,000	70,000	3,400	190,000	194,000	9,500	370,000	374,000	18,500			
70,000	72,000	3,500	194,000	198,000	9,700	374,000	378,000	18,700			
72,000	74,000	3,600	198,000	202,000	9,900	378,000	382,000	18,900			
74,000	76,000	3,700	202,000	206,000	10,100	382,000	386,000	19,100			
76,000	78,000	3,800	206,000	210,000	10,300	386,000	390,000	19,300			
78,000	80,000	3,900	210,000	214,000	10,500	390,000	396,000	19,500			
80,000	82,000	4,000	214,000	218,000	10,700	396,000	402,000	19,800			
82,000	84,000	4,100	218,000	222,000	10,900	402,000	408,000	20,100			
84,000	86,000	4,200	222,000	226,000	11,100	408,000	414,000	20,400			
86,000	88,000	4,300	226,000	230,000	11,300	414,000	420,000	20,700			
88,000	90,000	4,400	230,000	234,000	11,500	420,000	426,000	21,000			

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

八三

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
			以上	未満	以上	以上	未満	以上
円	円	円	円	円	円	円	円	円
426,000	432,000	21,300	696,000	702,000	36,000	1,028,000	1,036,000	56,700
432,000	438,000	21,600	702,000	708,000	36,300	1,036,000	1,044,000	57,200
438,000	444,000	21,900	708,000	714,000	36,700	1,044,000	1,052,000	57,700
444,000	450,000	22,200	714,000	720,000	37,100	1,052,000	1,060,000	58,200
450,000	456,000	22,500	720,000	726,000	37,500	1,060,000	1,068,000	58,700
456,000	462,000	22,800	726,000	732,000	37,800	1,068,000	1,076,000	59,200
462,000	468,000	23,100	732,000	738,000	38,200	1,076,000	1,084,000	59,700
468,000	474,000	23,400	738,000	744,000	38,600	1,084,000	1,092,000	60,200
474,000	480,000	23,700	744,000	750,000	39,000	1,092,000	1,100,000	60,700
480,000	486,000	24,000	750,000	756,000	39,300	1,100,000	1,108,000	61,200
486,000	492,000	24,300	756,000	762,000	39,700	1,108,000	1,116,000	61,700
492,000	498,000	24,600	762,000	768,000	40,100	1,116,000	1,124,000	62,200
498,000	504,000	24,900	768,000	774,000	40,500	1,124,000	1,132,000	62,700
504,000	510,000	25,200	774,000	780,000	40,800	1,132,000	1,140,000	63,200
510,000	516,000	25,500	780,000	788,000	41,200	1,140,000	1,148,000	63,700
516,000	522,000	25,800	788,000	796,000	41,700	1,148,000	1,156,000	64,200
522,000	528,000	26,100	796,000	804,000	42,200	1,156,000	1,164,000	64,700
528,000	534,000	26,400	804,000	812,000	42,700	1,164,000	1,172,000	65,200
534,000	540,000	26,700	812,000	820,000	43,200	1,172,000	1,180,000	65,700
540,000	546,000	27,000	820,000	828,000	43,700	1,180,000	1,188,000	66,200
546,000	552,000	27,300	828,000	836,000	44,200	1,188,000	1,196,000	66,700
552,000	558,000	27,600	836,000	844,000	44,700	1,196,000	1,204,000	67,200
558,000	564,000	27,900	844,000	852,000	45,200	1,204,000	1,212,000	67,800
564,000	570,000	28,200	852,000	860,000	45,700	1,212,000	1,220,000	68,400
570,000	576,000	28,500	860,000	868,000	46,200	1,220,000	1,228,000	69,000
576,000	582,000	28,800	868,000	876,000	46,700	1,228,000	1,236,000	69,600
582,000	588,000	29,100	876,000	884,000	47,200	1,236,000	1,244,000	70,200
588,000	594,000	29,400	884,000	892,000	47,700	1,244,000	1,252,000	70,800
594,000	600,000	29,700	892,000	900,000	48,200	1,252,000	1,260,000	71,400
600,000	606,000	30,000	900,000	908,000	48,700	1,260,000	1,268,000	72,000
606,000	612,000	30,300	908,000	916,000	49,200	1,268,000	1,276,000	72,600
612,000	618,000	30,700	916,000	924,000	49,700	1,276,000	1,284,000	73,200
618,000	624,000	31,100	924,000	932,000	50,200	1,284,000	1,292,000	73,800
624,000	630,000	31,500	932,000	940,000	50,700	1,292,000	1,300,000	74,400
630,000	636,000	31,800	940,000	948,000	51,200	1,300,000	1,310,000	75,000
636,000	642,000	32,200	948,000	956,000	51,700	1,310,000	1,320,000	75,700
642,000	648,000	32,600	956,000	964,000	52,200	1,320,000	1,330,000	76,500
648,000	654,000	33,000	964,000	972,000	52,700	1,330,000	1,340,000	77,200
654,000	660,000	33,300	972,000	980,000	53,200	1,340,000	1,350,000	78,000
660,000	666,000	33,700	980,000	988,000	53,700	1,350,000	1,360,000	78,700
666,000	672,000	34,100	988,000	996,000	54,200	1,360,000	1,370,000	79,500
672,000	678,000	34,500	996,000	1,004,000	54,700	1,370,000	1,380,000	80,200
678,000	684,000	34,800	1,004,000	1,012,000	55,200	1,380,000	1,390,000	81,000
684,000	690,000	35,200	1,012,000	1,020,000	55,700	1,390,000	1,400,000	81,700
690,000	696,000	35,600	1,020,000	1,028,000	56,200	1,400,000	1,410,000	82,500

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

八二四

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,410,000	1,420,000	83,200	1,860,000	1,870,000	117,400	2,310,000	2,320,000	156,100
1,420,000	1,430,000	84,000	1,870,000	1,880,000	118,200	2,320,000	2,330,000	157,000
1,430,000	1,440,000	84,700	1,880,000	1,890,000	119,100	2,330,000	2,340,000	157,800
1,440,000	1,450,000	85,500	1,890,000	1,900,000	119,900	2,340,000	2,350,000	158,700
1,450,000	1,460,000	86,200	1,900,000	1,910,000	120,700	2,350,000	2,360,000	159,600
1,460,000	1,470,000	87,000	1,910,000	1,920,000	121,500	2,360,000	2,370,000	160,500
1,470,000	1,480,000	87,700	1,920,000	1,930,000	122,400	2,370,000	2,380,000	161,300
1,480,000	1,490,000	88,500	1,930,000	1,940,000	123,200	2,380,000	2,390,000	162,200
1,490,000	1,500,000	89,200	1,940,000	1,950,000	124,000	2,390,000	2,400,000	163,100
1,500,000	1,510,000	90,000	1,950,000	1,960,000	124,800	2,400,000	2,410,000	164,000
1,510,000	1,520,000	90,700	1,960,000	1,970,000	125,700	2,410,000	2,420,000	164,900
1,520,000	1,530,000	91,500	1,970,000	1,980,000	126,500	2,420,000	2,430,000	165,900
1,530,000	1,540,000	92,200	1,980,000	1,990,000	127,300	2,430,000	2,440,000	166,800
1,540,000	1,550,000	93,000	1,990,000	2,000,000	128,100	2,440,000	2,450,000	167,800
1,550,000	1,560,000	93,700	2,000,000	2,010,000	129,000	2,450,000	2,460,000	168,700
1,560,000	1,570,000	94,500	2,010,000	2,020,000	129,800	2,460,000	2,470,000	169,700
1,570,000	1,580,000	95,200	2,020,000	2,030,000	130,700	2,470,000	2,480,000	170,600
1,580,000	1,590,000	96,000	2,030,000	2,040,000	131,600	2,480,000	2,490,000	171,600
1,590,000	1,600,000	96,700	2,040,000	2,050,000	132,500	2,490,000	2,500,000	172,500
1,600,000	1,610,000	97,500	2,050,000	2,060,000	133,300	2,500,000	2,510,000	173,500
1,610,000	1,620,000	98,200	2,060,000	2,070,000	134,200	2,510,000	2,520,000	174,400
1,620,000	1,630,000	99,000	2,070,000	2,080,000	135,100	2,520,000	2,530,000	175,400
1,630,000	1,640,000	99,700	2,080,000	2,090,000	136,000	2,530,000	2,540,000	176,300
1,640,000	1,650,000	100,500	2,090,000	2,100,000	136,800	2,540,000	2,550,000	177,300
1,650,000	1,660,000	101,200	2,100,000	2,110,000	137,700	2,550,000	2,560,000	178,200
1,660,000	1,670,000	102,000	2,110,000	2,120,000	138,600	2,560,000	2,570,000	179,200
1,670,000	1,680,000	102,700	2,120,000	2,130,000	139,500	2,570,000	2,580,000	180,100
1,680,000	1,690,000	103,500	2,130,000	2,140,000	140,300	2,580,000	2,590,000	181,100
1,690,000	1,700,000	104,200	2,140,000	2,150,000	141,200	2,590,000	2,600,000	182,000
1,700,000	1,710,000	105,000	2,150,000	2,160,000	142,100	2,600,000	2,610,000	183,000
1,710,000	1,720,000	105,700	2,160,000	2,170,000	143,000	2,610,000	2,620,000	183,900
1,720,000	1,730,000	106,500	2,170,000	2,180,000	143,800	2,620,000	2,630,000	184,900
1,730,000	1,740,000	107,200	2,180,000	2,190,000	144,700	2,630,000	2,640,000	185,800
1,740,000	1,750,000	108,000	2,190,000	2,200,000	145,600	2,640,000	2,650,000	186,800
1,750,000	1,760,000	108,700	2,200,000	2,210,000	146,500	2,650,000	2,660,000	187,700
1,760,000	1,770,000	109,500	2,210,000	2,220,000	147,300	2,660,000	2,670,000	188,700
1,770,000	1,780,000	110,200	2,220,000	2,230,000	148,200	2,670,000	2,680,000	189,600
1,780,000	1,790,000	111,000	2,230,000	2,240,000	149,100	2,680,000	2,690,000	190,600
1,790,000	1,800,000	111,700	2,240,000	2,250,000	150,000	2,690,000	2,700,000	191,500
1,800,000	1,810,000	112,500	2,250,000	2,260,000	150,800	2,700,000	2,710,000	192,500
1,810,000	1,820,000	113,300	2,260,000	2,270,000	151,700	2,710,000	2,720,000	193,400
1,820,000	1,830,000	114,100	2,270,000	2,280,000	152,600	2,720,000	2,730,000	194,400
1,830,000	1,840,000	114,900	2,280,000	2,290,000	153,500	2,730,000	2,740,000	195,300
1,840,000	1,850,000	115,800	2,290,000	2,300,000	154,300	2,740,000	2,750,000	196,300
1,850,000	1,860,000	116,600	2,300,000	2,310,000	155,200	2,750,000	2,760,000	197,200

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 2,760,000	2,770,000	198,200	円 3,210,000	3,220,000	244,300	円 3,660,000	3,670,000	294,200
2,770,000	2,780,000	199,100	3,220,000	3,230,000	245,400	3,670,000	3,680,000	295,300
2,780,000	2,790,000	200,100	3,230,000	3,240,000	246,500	3,680,000	3,690,000	296,400
2,790,000	2,800,000	201,000	3,240,000	3,250,000	247,600	3,690,000	3,700,000	297,500
2,800,000	2,810,000	202,000	3,250,000	3,260,000	248,700	3,700,000	3,710,000	298,700
2,810,000	2,820,000	202,900	3,260,000	3,270,000	249,800	3,710,000	3,720,000	299,800
2,820,000	2,830,000	203,900	3,270,000	3,280,000	250,900	3,720,000	3,730,000	300,900
2,830,000	2,840,000	204,800	3,280,000	3,290,000	252,000	3,730,000	3,740,000	302,000
2,840,000	2,850,000	205,800	3,290,000	3,300,000	253,100	3,740,000	3,750,000	303,100
2,850,000	2,860,000	206,700	3,300,000	3,310,000	254,200	3,750,000	3,760,000	304,200
2,860,000	2,870,000	207,700	3,310,000	3,320,000	255,400	3,760,000	3,770,000	305,300
2,870,000	2,880,000	208,600	3,320,000	3,330,000	256,500	3,770,000	3,780,000	306,400
2,880,000	2,890,000	209,600	3,330,000	3,340,000	257,600	3,780,000	3,790,000	307,500
2,890,000	2,900,000	210,500	3,340,000	3,350,000	258,700	3,790,000	3,800,000	308,600
2,900,000	2,910,000	211,500	3,350,000	3,360,000	259,800	3,800,000	3,810,000	309,800
2,910,000	2,920,000	212,400	3,360,000	3,370,000	260,900	3,810,000	3,820,000	310,900
2,920,000	2,930,000	213,400	3,370,000	3,380,000	262,000	3,820,000	3,830,000	312,000
2,930,000	2,940,000	214,300	3,380,000	3,390,000	263,100	3,830,000	3,840,000	313,100
2,940,000	2,950,000	215,300	3,390,000	3,400,000	264,200	3,840,000	3,850,000	314,200
2,950,000	2,960,000	216,200	3,400,000	3,410,000	265,400	3,850,000	3,860,000	315,300
2,960,000	2,970,000	217,200	3,410,000	3,420,000	266,500	3,860,000	3,870,000	316,400
2,970,000	2,980,000	218,100	3,420,000	3,430,000	267,600	3,870,000	3,880,000	317,500
2,980,000	2,990,000	219,100	3,430,000	3,440,000	268,700	3,880,000	3,890,000	318,600
2,990,000	3,000,000	220,000	3,440,000	3,450,000	269,800	3,890,000	3,900,000	319,700
3,000,000	3,010,000	221,000	3,450,000	3,460,000	270,900	3,900,000	3,910,000	320,900
3,010,000	3,020,000	222,100	3,460,000	3,470,000	272,000	3,910,000	3,920,000	322,000
3,020,000	3,030,000	223,200	3,470,000	3,480,000	273,100	3,920,000	3,930,000	323,100
3,030,000	3,040,000	224,300	3,480,000	3,490,000	274,200	3,930,000	3,940,000	324,200
3,040,000	3,050,000	225,400	3,490,000	3,500,000	275,300	3,940,000	3,950,000	325,300
3,050,000	3,060,000	226,500	3,500,000	3,510,000	276,500	3,950,000	3,960,000	326,400
3,060,000	3,070,000	227,600	3,510,000	3,520,000	277,600	3,960,000	3,970,000	327,500
3,070,000	3,080,000	228,700	3,520,000	3,530,000	278,700	3,970,000	3,980,000	328,600
3,080,000	3,090,000	229,800	3,530,000	3,540,000	279,800	3,980,000	3,990,000	329,700
3,090,000	3,100,000	230,900	3,540,000	3,550,000	280,900	3,990,000	4,000,000	330,800
3,100,000	3,110,000	232,100	3,550,000	3,560,000	282,000			
3,110,000	3,120,000	233,200	3,560,000	3,570,000	283,100	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.76%を乗じて算出した金額から178,000円を控除した金額
3,120,000	3,130,000	234,300	3,570,000	3,580,000	284,200			
3,130,000	3,140,000	235,400	3,580,000	3,590,000	285,300			
3,140,000	3,150,000	236,500	3,590,000	3,600,000	286,400			
3,150,000	3,160,000	237,600	3,600,000	3,610,000	287,600			
3,160,000	3,170,000	238,700	3,610,000	3,620,000	288,700	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.85%を乗じて算出した金額から258,000円を控除した金額
3,170,000	3,180,000	239,800	3,620,000	3,630,000	289,800			
3,180,000	3,190,000	240,900	3,630,000	3,640,000	290,900			
3,190,000	3,200,000	242,000	3,640,000	3,650,000	292,000			
3,200,000	3,210,000	243,200	3,650,000	3,660,000	293,100			

昭和四十五年四月十七日

衆議院会議録第二十号

所得稅法の一部を改正する法律案

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
6,000,000	7,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	80,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,692,000円を控除した金額
7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から462,000円を控除した金額	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に33.1%を乗じて算出した金額から5,232,000円を控除した金額
8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,512,000円を控除した金額
10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額	130,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に36.6%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額
12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,008,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.8%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,332,000円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかゝり、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額等の引上げ及び給与所得控除の拡充並びに税率の緩和によりその負担の軽減を図ることとも、医療費控除について実情に即するよう改善するほか、資産所得について合算課税を行なう場合の最低限度額を引き上げる等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

右

昭和四十五年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法人税法の一部を改正する法律
昭和四十五年二月二十六日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

が、その建設請負に係る目的物の欠陥について

その引渡し後において行なう補修の費用に充て

るため、各事業年度において損金経理により完

成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額につい

ては、当該金額のうち、最近における当該補修

の実績を基礎として政令で定めるところにより

計算した金額に達するまでの金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す

る。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入された完成工事補償

引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

3 第一項の規定は、確定申告書に完成工事補償

引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

第二条第十号を次のように改める。

十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

第二条第十七号ホ中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

第十二条第一項ただし書中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二百二十一条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加え、同条第二項中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百一十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二編第一章節第四款第七目中第五十六条の次に次の二条を加える。

(完成工事補償引当金)

第五十六条の二 内国法人で建設業を営むもの

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第

二条定義、第五十六条の二(完成工事補償引当金)及び第六十七条(同族会社の特別税率)の規定は、法人(新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配による納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税についても、なお従前の例による。

新法第七十一条(中間申告)(新法第百四十五条第一項(外国法人に対する適用)において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に提出期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十一条(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

4 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「(昭和三十四年法律第四百四十二条第一項に規定する利子所得の計算に係る税額の算定の金額の処理に関する事項は、政令で定める。」を削る。

十一号)を削る。

理由

今次の税制改正の一環として、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるほか、法人の所得計算の合理化を図るために完成工事補償引当金制度を創設するとともに、中間申告書の提出

が、その建設請負に係る目的物の欠陥についてその引渡し後において行なう補修の費用に充てるため、各事業年度において損金経理により完成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、最近における当該補修の実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された完成工事補償引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の規定は、確定申告書に完成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

第二条第十号を次のように改める。

十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

第二条第十七号ホ中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

第十二条第一項ただし書中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二百二十一条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加え、同条第二項中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百一十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二編第一章節第四款第七目中第五十六条の次に次の二条を加える。

(完成工事補償引当金)

第五十六条の二 内国法人で建設業を営むもの

月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第

二条定義、第五十六条の二(完成工事補償引当金)及び第六十七条(同族会社の特別税率)の規定は、法人(新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配による納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税についても、なお従前の例による。

新法第七十一条(中間申告)(新法第百四十五条第一項(外国法人に対する適用)において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に提出期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十一条(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

4 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「(昭和三十四年法律第四百四十二条第一項に規定する利子所得の計算に係る税額の算定の金額の処理に関する事項は、政令で定める。」を削る。

理由

今次の税制改正の一環として、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるほか、法人の所得計算の合理化を図るために完成工事補償引当金制度を創設するとともに、中間申告書の提出

が、その建設請負に係る目的物の欠陥についての引渡し後において行なう補修の費用に充てるため、各事業年度において損金経理により完

成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額につい

ては、当該金額のうち、最近における当該補修

の実績を基礎として政令で定めるところにより

計算した金額に達するまでの金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す

る。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入された完成工事補償

引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

3 第一項の規定は、確定申告書に完成工事補償

引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

第二条第十号を次のように改める。

十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

第二条第十七号ホ中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

第十二条第一項ただし書中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二百二十一条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加え、同条第二項中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百一十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二編第一章節第四款第七目中第五十六条の次に次の二条を加える。

(完成工事補償引当金)

第五十六条の二 内国法人で建設業を営むもの

が、その建設請負に係る目的物の欠陥についての引渡し後において行なう補修の費用に充てるため、各事業年度において損金経理により完

成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額につい

ては、当該金額のうち、最近における当該補修

の実績を基礎として政令で定めるところにより

計算した金額に達するまでの金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す

る。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入された完成工事補償

引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

3 第一項の規定は、確定申告書に完成工事補償

引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

第二条第十号を次のように改める。

十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

第二条第十七号ホ中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

第十二条第一項ただし書中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二百二十一条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加え、同条第二項中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百一十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二編第一章節第四款第七目中第五十六条の次に次の二条を加える。

(完成工事補償引当金)

第五十六条の二 内国法人で建設業を営むもの

が、その建設請負に係る目的物の欠陥についての引渡し後において行なう補修の費用に充てるため、各事業年度において損金経理により完

成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額につい

ては、当該金額のうち、最近における当該補修

の実績を基礎として政令で定めるところにより

計算した金額に達するまでの金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す

る。

2 前項の規定により各事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入された完成工事補償

引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

3 第一項の規定は、確定申告書に完成工事補償

引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

第二条第十号を次のように改める。

十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

第二条第十七号ホ中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

第十二条第一項ただし書中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二百二十一条第三項(基金の業務)に規定する契約」を加え、同条第二項中「厚生年金基準契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百一十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二編第一章節第四款第七目中第五十六条の次に次の二条を加える。

(完成工事補償引当金)

第五十六条の二 内国法人で建設業を営むもの

2 前項の規定の適用を受けた利子所得で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けたべきものに対する所得税法第百八十二条又は第二百三十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の二十五の税率とする。

3 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする利子所得の支払を受けたべき時（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券に係る収益の分配に係るものについては、支払を受けた時）までに提出しなければならない。

4 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき同項の支払の取扱者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

5 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける利子所得で、その者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられないものとして政令で定めるものについては、適用しない。

6 前三项に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける利子所得に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他の同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条の次に次の二条を加える。

（確定申告を要しない利子所得）

第三条の二 昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けたべき利子所得（第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する所得税法第百七十五条、第二百七十九条、第二百八十二条及び第二百三十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

2 前項の規定の適用を受ける利子所得（前条第一項に規定する利子所得を除く。）において支払を受ける者は、所得税法第二百二十四条及び第二百三十三条の規定の適用を受ける際、その支払を受ける際、その支払の取扱者に対し、氏名又は名称及び住所（同法の施行地に住所がない場合は、居所とし、国内に恒久的施設を有する外國法人については、法人税法第十七条第一号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地とする。次項において同じ。）

る場合を含む。）に規定する総所得金額若しくは純損失の金額又は同法第二百二十二条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該利子所得の金額を除外したところにより、同法第二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

2 前項に規定する居住者又は非居住者の昭和四十六年分から昭和五十年分までの所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこの規定の適用については、同項の規定に該当する利子所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

（利子所得の源泉徴収税率の軽減等）
第三条の三 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けた利子所得（第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する所得税法第百七十五条、第二百七十九条、第二百八十二条及び第二百三十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

（利子所得の源泉徴収税率の軽減等）
第三条の三 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けた利子所得（第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する所得税法第百七十五条、第二百七十九条、第二百八十二条及び第二百三十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

3 税務署長は、第一項の規定の適用を受ける利子所得につき提出された所得税法第二百二十五条第一項の規定による調書に記載された当該利子所得の支払を受ける者の氏名若しくは名称又は住所が虚偽であると認められる場合には、その旨を当該利子所得の支払をする者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた支払をする者は、直ちに、当該通知に係る利子所得につき第三条第一項に規定する税率から第一項に規定する税率を控除した率に相当する税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、当該利子所得の支払を受ける者が内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人である場合には、当該利子所得の支払を受ける者が内國法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人である場合には、当該所得税が所得税法第二百七十五条又は第二百七十九条の規定により課されたものとみなす。

6 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者及び国内に恒久的施設を有する外國法人については、大蔵省令で定めるところにより、その者がこれらの者に該当し、かつ、その支払を受ける利子所得が第八項の規定に該当するものでない旨の納稅地の所轄税務署長の證明書の交付を受け、これを当該利子所得の支払をする者に提出した場合において、当該証明書が効力を有している期間内に支払われたものに限り、適用する。

（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の源泉分離選択課税）
第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払を受けるべき場合において、当該

9 第五項から前項までに定まるもののほか、第一項の規定の適用を受ける利子所得に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他の同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十年十二月三十一日）に改め、「発行の日から第四期の利子の支払期までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に属する」を削り、同条第四項を削る。

第七条の二中「昭和四十三年四月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。
第八条の二を次のように改める。
（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の源泉分離選択課税）
第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払を受けるべき場合において、当該

7 所得税法第二百八十一条第二項及び第三項並びに第二百四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の証明書について準用する。

8 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する

非居住者又は国内に恒久的施設を有する外國法人が支払を受ける利子所得で、これらの者の所得が得税法の施行地において行なう事業に帰せられないものとして政令で定めるものについては、適用しない。

9 第五項から前項までに定まるもののほか、第一項の規定の適用を受ける利子所得に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十年十二月三十一日）に改め、「発行の日から第四期の利子の支払期までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に属する」を削り、同条第四項を削る。

第七条の二中「昭和四十三年四月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日まで」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第八条の二を次のように改める。
（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の源泉分離選択課税）
第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払を受けるべき場合において、当該

する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける配当所得で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものに対する所徴税法第二百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の二十五の税率とする。

3 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けるべきものに対する所徴税法第二百八十二条又は第二百十三条の規定の適用を受けようとする配当所得の支払を受けるべき時(無記名の証券投資信託の受益証券に係るものについては、支払を受ける時)までに提出しなければならない。

4 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき同項の支払の取扱者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

5 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける証券投資信託の収益の分配に係る配当所得で、その者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられないものとして政令で定めるものについては、適用しない。

6 第三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第八条の五の見出し中「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う」を削り、同条中「昭和三十七年分以後の各年分」を「昭和四十六年分及び昭和四十七年分」に改め、「配当所得」下に「(証券投資信託の収益の分配に係るもの)を除く。」を加え、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の七・五」を「百分の十二・五」に、「百分の三・七五」を「百分の六・二五」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第八条の六とする。

する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける配当所得で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものに対する所徴税法第二百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の二十五の税率とする。

3 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けるべきものに対する所徴税法第二百八十二条又は第二百十三条の規定の適用を受けようとする配当所得(前条第一項の規定に係る配当所得を除く。)に対する所得税法第二百七十五条、第二百七十九条、第二百八十二条及び第二百十三条规定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

第八条の四の見出し中「総所得金額に算入しない」を「確定申告を要しない」に改め、同条第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和五十年十二月三十一日」に、「昭和四十五年分」を「昭和五十年分」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「昭和四十五年分」を「昭和五十年分」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八条の五とする。

第八条の三の見出しを「株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税」に改め、同条第一項中「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」に、「百分の二十」を「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十)」に改め、同条第五項中「手続」の下に「同項の規定の適用を受ける配当所得に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三条第五項から第七項まで」を「第八項の二第二五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加え、同条を第八条の四とする。

2 前項の規定の適用を受ける配当所得で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものに対する所得については、これらの規定に規定する百分の二十の税率とする。

第八条の二の次に次の二項を加える。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国

源泉徴収税率の算定等)

第八条の三 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国外法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人が、昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(前条第一項の規定の適用を受けものを除く。)に対する所得税法第二百七十五条、第二百七十九条、第二百八十二条及び第二百十三条规定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

2 個人の昭和四十六年分から昭和五十年分までの各年分の総所得金額のうち証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、所得税法第二百七十五条又は第二百七十九条の規定は、適用しない。

第八条の四の見出し中「総所得金額に算入しない」を「確定申告を要しない」に改め、同条第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和五十年十二月三十一日」に、「昭和四十五年分」を「昭和五十年分」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「昭和四十五年分」を「昭和五十年分」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八条の五とする。

第八条の三の見出しを「株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税」に改め、同条第一項中「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」に、「百分の二十」を「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十)」に改め、同条第五項中「手續」の下に「同項の規定の適用を受ける配当所得に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三条第五項から第七項まで」を「第八項の二第二五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加え、同条を第八条の四とする。

2 前項の規定の適用を受ける配当所得で昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものに対する所得については、これらの規定に規定する百分の二十の税率とする。

第八条の二の次に次の二項を加える。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国

税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、当該配当所得の支払を受ける者が内国外法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人である場合には、これらの法人については、当該所得が所得税法第二百七十五条又は第二百七十九条の規定により課されたものとみなす。

2 第三条の三第六項から第八項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第一項の規定を第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第一項の規定を適用する場合について、同条第一項から第九項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第八条の三の見出しを「株式等」に改め、同条第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和五十年十二月三十一日」に、「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「第三条第五項から第七項まで」を「第三条の三第六項から第九項まで」に改める。

第九条の見出し中「配当等」を「株式等」に改め、同条第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和五十年十二月三十一日」に、「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「第三条第五項から第七項まで」を「第三条の三第六項から第九項まで」に改める。

第十条を削り、第十条の二第一項中「昭和四十五年十二月三十一日」に、「第八条の三第一項」を「昭和四十七年」に改め、同条第六項中「第三条第五項から第七項まで」を「第三条の三第六項から第九項まで」に改める。

第二章第二節第一款の款名を「第一款 特別税額控除」に改める。

第十条を削り、第十条の二第一項中「昭和四十五年十二月三十一日」に、「第八条の二第二项」を「第十条の二第二项」に改め、同条第六項を第十条とする。

第十一条第一項中「事業の用に供した場合」の下に「(次の表の第六号に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第一号中「次号から第四号まで」を「次号、第四号又は第五号」に改め、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第十一条第一項中「事業の用に供した場合」の下に「(次の表の第六号に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第一号中「次号から第四号まで」を「次号、第四号又は第五号」に改め、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

前項の通知を受けた支払をする者は、直ちに、当該通知に係る配当所得につき前条第一項に規定する税率から第一項に規定する税率を控除した率に相当する税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国

三 第五十六条の八第八項に規定する電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該電子計算機	五分の一
---	---------	------

第十二条の二第一項中「低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第二条の二の二の次に次の二項を加える。

規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内又は産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備」を「政令で定める期間内に、次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に掲げる減価償却資産」に、「建築し」を「建設し」に、「当該地区内」を「当該各号に規定する地区内」に、「当該個人の当該事業」を「当該個人の当該各号に規定する事業」に、「附属設備に」を「附属設備並びに第二号に掲げる政令で定める資産に」に改め、同項に次の各号を加える。

二 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百六十六号)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合当該新設又は増設に係る機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備

二 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内において、製造の事業その他政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合に該当する場合において、当該各号に掲げる減価償却資産」を「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第二条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種

(昭和三十八年四月一日から昭和四十七年三月三十日において当該個人の有する機械及び装置(これらに類するものとして政令で定める構築物を含む)並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備)に改め、「除く」の下に「以降この条において「機械装置等」という」を加え、「当該減価償却資産」を「当該機械装置等」に改め、各号を削り、同条第一項中「当該減価償却資産」を「当該機械装置等」に改める。

第十四条第一項を削り、同条第二項中「これを貸家の用」の下に「(その者の営む事業に係る使用者の居住の用を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定により」を「同項の規定により」に、「これらの規定に規定する」を「同項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第二十二条第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第二十条の二を削り、第二十条の三を第二十条の二とする。

第三十四条の二 第二十二条第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第二十四条第一項中「当該土地における米、てん菜その他政令で定める農産物」を「その栽培が農業生産の選択的拡大その他農産物の生産の合理化に資するものとして政令で定める農産物の当該土地における」に改める。

第二十八条の二を次のように改める。

(特定下請組合に納付した下請中小企業振興準備金に係る納付金の必要経費算入)

第一條 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から百五十万円(短期譲渡所得の金額のうちの属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。)」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和四十五年十二月三十一日」を「昭和四十七年十二月三十一日」に改める。

第三十三条の三第三項中「第二十九条まで」と「この条、第三十三条の六、第三十七条の三及び第三十九条」に改める。

第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が百五十万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額(短期譲渡所得の金額のうちの属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。)」に改める。

第三十四条第一項中「この条及び次条」を「この款」に改める。

第三十四条第一項から第三項までの規定中「(昭和三十二年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地」を加え、同項第五号中「昭和四十五年十二月三十一日」を「昭和四十七年十二月三十一日」に改め、第二章第四節第五款中同条の次に次の二条を加える。

第三十四条の三 個人が、その有する土地等を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合には、その者がその年内に当該譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十七条又は第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

第三十五条第一項中「譲渡をした場合」の下に「及び第三十三条から第三十三条の三までの譲渡をした場合」を加え、「これらの資産の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の四までの譲渡をした場合」を加え、「これらは前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用する。」

第三十五条第一項中「譲渡をした場合」の下に「及び第三十三条から第三十三条の三までの譲渡をした場合」を加え、「これらは前項の規定と第三十三条の三第一項若しくは前条第一項及び第三十六条第一項中「又は第三十三条の四第一項及び」を「第三十三条の四第一項の規定と第三十三条の三第一項若しくは前条第一項を「第三十四条の三第一項又は前条第一項に、「除く」の規定の適用を受けるとき」を

用を受けるとき、又は前条第一項、第三十四条の

加える。

三第一項及び第三十一条第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、同条第二項中「第三十四条の二第一項」の下に「第三十四条の三第一項」を

十 次に掲げる区域（以下この号において「農用地区域等」という。）内にある土地等
イ 農業振興地域の整備に関する法律第八条
イ 第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域

ロ 農業振興地域の整備に関する法律第四条

第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められている地域（イに規定する農業振興地域整備計画が定められたものを除く。）内にある同法第三条の農用地等の区域

第三十八条の次に次の一条を加える。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十八条の二 相続又は遺贈（贈与者の死亡により努力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第十七条の五の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額（同法第十九条又は第七十条の五第一項の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同法第十九条又は第七十条の五第三項に規定する贈与税の額を調整して計算した金額）があるものが、当該相続の開始があった日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十

場合に限り、適用する。

第三十七条第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項の表中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん又は当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得する農用地等内にある土地等

四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に発行されたもの）については、百分の八。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年四月三十日まで」を「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第三章第一節の節名を「第一節 法人税率等の特例」に改める。

第三章第一節の二の節名を「第一節の二 特別税額控除」に改める。

第三章第一節中第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条第三項中「第四十二条」を「第四十二条の二」に改め、同条を第四十二条の二とし、同節中同条の前に次の二条を加える。
(法人税率の特例)

第四十二条 法人税法第二条第九号に規定する普通法人（次項において「普通法人」という。）又は人格のない社団等の昭和四十五年五月一日から昭和四十七年四月三十日までの間に終了する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第一項及び第一百四十三条第一項中「百分の三十五の税率」とあるのは、「百分の三十五に百分の百五を乗じて計算した税率」とする。

2 内国法人である普通法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十七年四月三十日までの間に終了する清算中の各事業年度に係る法人税法第一百二条の規定の適用については、同条第一項第

三号中「百分の三十五」とあるのは、「百分の三十五に百分の百五を乗じて計算した割合」とす

第42条の六第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「法人税の額から」を「法人税の額（この条及び法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第一条第四号に規定する附帯税の額を除く。）から」に改め、同条第六項中「第四十二条の六」を「第四十二条の四」に改め、同条を第四十二条の四とする。

第四十三条第一項中「事業の用に供した場合」の下に（次の表の第十二号に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）を加え、「いい、次の表の第八号に掲げる機械及び装置について当該計算した金額が当該取扱額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該金額とする」を「いう」に改め、同項の表の第一号中「第四号から第六号まで、第八号又は第十一号」を「第四号、第六号、第七号又は第十三号」に改め、同表中第十二号を第十三号とし、同表の第十一号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同表の第八号中「三分の一」を「四分の一」に「九分の一」を「十分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同表の第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第四号の次に次の二号を加える。

五 一項に規定する電子計算機のうち情報処理の高度化によって政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該電子計算機	五分の一
---	---------	------

第四十五条第一項中「低開発地域工業開発促進

法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内又は産業地城振興臨時措置法第二条第一項に規定する産業地城のうち政令で定める地区内において、政令で定める期間内に、

新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備を「政令で定めたる期間内に、次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に掲げる減価償却資産に、「建築」を「建設しに」「当該地区内」を「当該各号に規定する地区内」に、「当該法人の当該事業」に、

「附属設備」を「附屬設備並びに第二号に掲げる政令で定める資産に」に改め、同項に次の各号を加える。
一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合 当該新設又は増設に係る機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備を「当該法人の当該各号に規定する政令で定める規格のもの」に改め、同条第九項中「合併法人」の下に「又は事業年度を変更した法人」を加え、「当該法人」を「これらの法人」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(特定合併をした場合の割増償却)

第四十六条の二第一項中「次条」を「第四十七条」に改め、同条第九項中「合併法人」の下に「又は事業年度を変更した法人」を加え、「当該法人」を「これらの法人」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六条の三 青色申告書を提出する内国法人

（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）が昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの

期間内に特定合併を行なつた場合には、当該特

定合併に係る合併法人で青色申告書を提出する

ものの当該特定合併の日を含む事業年度の翌事

業年度開始の日（当該合併法人が特定合併によ

り設立された法人である場合には、その設立の

日）以後三年以内に終了する各事業年度終了の

日において当該法人の有する減価償却資産に係

る当該事業年度の償却限度額は、同法第二十一

条第一項の規定（当該資産について前三条又は

第五十二条の三の規定の適用を受ける場合に

は、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該

資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該

普通償却限度額に特定合併による割増償却率を

乗じて計算した金額をいう。）との合計額とす

る。ただし、当該割増償却率が百分の五に満た

ない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する特定合併とは、緊急に産業体

制の整備を行なうことが必要である産業に属す

る事業で政令で定めるものを營む法人の行なう

合併であつて当該合併に係る被合併法人のすべ

てが青色申告書を提出する法人（清算中の法人

を除く。）であるもののうち、産業体制の整備に

に工場用の建物及びその附属設備を「政令で定

める期間内に、次の各号に掲げる場合に該当する

場合において、当該各号に掲げる減価償却資産

に、「建築」を「建設しに」「当該地区内」を「当

該各号に規定する地区内」に、「当該法人の当該事

業」を「当該法人の当該各号に規定する事業」に、

「附屬設備」を「附屬設備並びに第二号に掲げ

る政令で定める資産に」に改め、同項に次の各号を加える。

3 第一項に規定する特定合併による割増償却率

とは、第一号に掲げる金額のうち（第二号に掲

げる金額の占める割合に百分の六十を乗じて計

算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の

端数があるときは、これを切り上げるものとし、

当該割合が百分の三十をこえるときは、百分の

三十とする。）をいう。

4 第一項に規定する特定合併（以下この条に

おいて「特定合併」という。）に係る合併法人

の当該特定合併直後（特定合併により設立さ

れた法人については、設立の時）の資本の金

額又は出資金額

二 前号に掲げる金額から次に掲げる金額のう

ちいすれか多い金額（特定合併により設立さ

れた法人については、ロに掲げる金額）を控

除した金額

イ 特定合併に係る合併法人の当該特定合併

直前の資本の金額又は出資金額

二条第十四条に規定する株主等に交付され

た合併法人の株式又は出資に係る資本の金

額又は出資金額（被合併法人が二以上ある

場合には、各被合併法人に係るこれらの金

額のうち最も多い金額）

4 第一項の規定は、当該事業年度における償却

額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで

若しくは次条から第五十二条の二まで又はこれ

らの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の

適用を受ける減価償却資産については、適用し

ない。

5 第一項に規定する特別償却限度額は、同項に規定する割増償却率を乗じて計算した金額が十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をとる場合には、当該除して計算した金額にそのとれる部分の金額の五分の一に相当する金額を加算した金額とし、同項の規定の適用を受ける減価償却資産について前三条の規定の適用を受ける場合には、当該割増償却率を乗じて計算した金額又は当該加算した金額に、第四十五条の二第一項に規定する二分の一に相当する金額、第四十六条第一項に規定する三分の一に相当する金額又は前条第一項に規定する基準海外取引割合を乗じて計算した金額に、第四十五条の二第一項に規定する二分の一に相当する金額又は三分の一に相当する金額を控除した金額)を加算した金額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける減価償却資産について第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する普通償却限度額は同条第一項に規定する政令で定める金額によるものとし、第一項に規定する合計額は当該金額に同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。

7 第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項から前項までに定めるものは、第一項に規定する内国法人が同項に規定する期間内に二回以上特定合併を行なつた場合における同項に規定する特定合併による割増償却率の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条第一項を削り、同条第一項中「第十一条第二項」を「第十四条第一項」に改め、「これを貸家の用」の下に「(当該法人の従業員の居住の

規定する特別償却限度額は、同項に規定する割増償却率を乗じて計算した金額が十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をとる場合には、当該除して計算した金額にそのとれる部分の金額の五分の一に相当する金額を加算した金額とし、同項の規定の適用を受ける減価償却資産について前三条の規定の適用を受ける場合には、当該割増償却率を乗じて計算した金額又は当該加算した金額に、第四十五条の二第一項に規定する二分の一に相当する金額、第四十六条第一項に規定する三分の一に相当する金額又は前条第一項に規定する基準海外取引割合を乗じて計算した金額に、第四十五条の二第一項に規定する二分の一に相当する金額又は三分の一に相当する金額を控除した金額)を加算した金額とする。

10 同項を同条第一項とし、同条第三項中「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項中「昭和四十五年三月三十日」を「昭和四十七年三月三十日」に改める。

11 第五十一条の二を次のように改める。

(下請中小企業振興事業用共同施設の特別償却) 第五十一条の二 第五十六条の三第一項の下請中

「前項」に、「これらに規定する非居住者をい

う。」又は「内国法人以外の法人」を「又は外國法人

(第二条第一項第一号又は第二号に規定する非居

住者又は外國法人をい。」次条第一項において同

じ。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する海外事業法人とは、新開発地

域(開発途上にある海外の地域として政令で定

めるものをい。)内に本店又は主たる事務所を

有する法人のうち、もつばらその事業を当該新

開発地内において営むことを目的とするもの

として政令で定めるものをい。

第五十六条第八項中「その他同項から前項ま

で」を「同項の海外投資損失準備金を積み立て

る。」又は「資本若しくは出資

の増加を行なつた石油開発法人の株式等で当

該内国法人の払込みによるものうち、当該

払込みをすることが石油の探鉱を促進し、本

邦における石油の安定的供給に寄与すること

になるものとして政令で定めるもの

2 非居住者又は外國法人が当該取得の日まで

有していた石油開発事業法人の株式等で、そ

の取得をすることが石油の探鉱を促進し、本

邦における石油の安定的供給に寄与すること

になるものとして政令で定めるもの

3 第一項に規定する石油開発投資法人とは、も

つばら前項に規定する石油開発事業を営むこと

目的とする法人のうち現に行なつてある事業が

石油の探鉱の事業に限られているものとして政

令で定めるものをい。

4 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を

適用する場合について準用する。

第五十二条の二を次のように改める。

第五十二条の二 削除

用を含む。以下この項において同じ。」を加え、

同項を同条第一項とし、同条第三項中「前項」に、「これらに規定する非居住者をい

う。」又は「内国法人以外の法人」を「又は外國法人

(第二条第一項第一号又は第二号に規定する非居

住者又は外國法人をい。」次条第一項において同

じ。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する海外事業法人とは、新開発地

域(開発途上にある海外の地域として政令で定

めるものをい。)内に本店又は主たる事務所を

有する法人のうち、もつばらその事業を当該新

開発地内において営むことを目的とするもの

として政令で定めるものをい。

第五十六条第八項中「その他同項から前項ま

で」を「同項の海外投資損失準備金を積み立て

る。」又は「資本若しくは出資

の増加を行なつた石油開発法人の株式等で当

該内国法人の払込みによるものうち、当該

払込みをすることが石油の探鉱を促進し、本

邦における石油の安定的供給に寄与すること

になるものとして政令で定めるもの

2 非居住者又は外國法人が当該取得の日まで

有していた石油開発事業法人の株式等で、そ

の取得をすることが石油の探鉱を促進し、本

邦における石油の安定的供給に寄与すること

になるものとして政令で定めるもの

3 第一項に規定する石油開発投資法人とは、も

つばら前項に規定する石油開発事業を営むこと

目的とする法人のうち現に行なつてある事業が

石油の探鉱の事業に限られているものとして政

令で定めるものをい。

4 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を

適用する場合について準用する。

第五十二条の二を次のように改める。

第五十二条の二 削除

くは貸付けとともに石油開発事業を営むことを目的とする法人のうちまだその經營の基礎が確立されていないものとして政令で定めるものをいう。

4 第一項に規定する内国法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上第一項の規定により損金の額に算入された当該石油開發投資準備金として積み立てた金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該各事業年度の所得の金額に算入する。

5 第一項の石油開発投資損失準備金を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するところとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する石油開発投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該石油開発投資損失準備金に係る石油開

発法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めることにより計算した金額

二 前号に規定する石油開発法人が、解散（合併による解散を除く。）をした場合は石油開

發法人でないこととなつた場合（当該法人が

石油の開発又は採取の事業を開始したことそ

の他政令で定める理由により石油開発法人で

ないこととなつた場合を除く。）その該當す

ることとなつた日ににおける当該石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する石油開発法人の株式等に

ついてその帳簿価額を減額した場合

その減額をした日における当該石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該内国法人が解散した場合 当該解散の

日における石油開発投資損失準備金の金額

（合併により解散した場合において合併法人

に引き継がれたものを除く。）

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合に

おいて石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日ににおける当該石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額のうちその取りくずした日ににおける当該石油開発法人に係る石油開発投資損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

六 第一項の石油開発投資損失準備金を積み立てて

いる法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した日（その届出書を提出した日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後

である場合には、同日）における石油開発投資

損失準備金の金額は、政令で定めるところによ

り、これらの日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算

（以下この条において「振興事業計画」という。）上、益金の額に算入する。この場合において、当該石油開発投資損失準備金の金額については、前二項及び第十項の規定は、適用しない。

7 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののはか、第

一項の石油開発投資損失準備金を積み立てている法人が当該石油開発投資損失準備金に係る石油開発法人につき前条第一項の海外投資損失準備金を有する場合における石油開発投資損失準備金の金額の処理その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

9 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の石油開発投資損失準備金を積み立てて

いる内国法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条第四項」と読み替えるものとする。

第一項の石油開発投資損失準備金を積み立てている内国法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条第四項」と読み替えるものとする。

第一項の石油開発投資損失準備金を積み立てている特定下請組合がその振興事業計画に定める

共同利用施設を取得する場合には、その取得を

する日における当該下請中小企業振興準備金の

金額（その日までにこの項又は次項の規定によ

り益金の額に算入された、又は算入されるべき

こととなつた金額がある場合には、当該金額を

控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該共同利用施設の取得のために賦課すべき

金額として当該振興事業計画に定める額に相当する金額は、その取得をする日を含む事業年度

の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（下請中小企業振興準備金等）

第五十六条の二 第一項中「規定する特定組合」

の下に「次条の規定の適用を受ける同条第一項に規定する特定下請組合に該当するものを除く。」を加え、「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四

十七年三月三十一日」に改める。

第五十六条の三を次のよう改める。

第一項の下請中小企業振興法（昭和四十

五年法律第一号）第五条第一項に規定する特

別下請組合（以下この条において「特定下請組合」という。）で青色申告書を提出するもの

が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年

度を除く。）において、昭和四十五年五月一日か

ら昭和四十七年三月三十一日までの間に受けた

同項の承認に係る下請中小企業振興事業計画（以下この条において「振興事業計画」という。）に定める費用で同法第五条第三項に規定する共

同利用施設事業に係る共同利用施設（以下この

条において「共同利用施設」という。）の取得に要するものの支出に充てるため、同項に規定す

る賦課の基準により当該振興事業計画に係る同

法第五条第一項に規定する特定親事業者及び特

定下請事業者（政令で定めるものに限る。）であ

るるものに賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額以下の金額を損

失するものに賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額の（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額以下の金額を損失する。

2 前項の下請中小企業振興準備金を積み立てて

いる特定下請組合がその振興事業計画に定める

共同利用施設を取得する場合には、その取得を

する日における当該下請中小企業振興準備金の

金額（その日までにこの項又は次項の規定によ

り益金の額に算入された、又は算入されるべき

こととなつた金額がある場合には、当該金額を

控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該共同利用施設の取得のために賦課すべき

金額として当該振興事業計画に定める額に相当する金額は、その取得をする日を含む事業年度

の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（下請中小企業振興準備金等）

第五十六条の三 下請中小企業振興法（昭和四十

五年法律第一号）第五条第一項に規定する特

別下請組合（以下この条において「特定下請組合」という。）で青色申告書を提出するもの

その取消しの日における下請中小企業振興準備金の金額

一 振興事業計画に定める共同利用施設の取得に係る計画期間が経過した場合 その経過した日における下請中小企業振興準備金の金額

三 振興事業計画に定める共同利用施設を取得しないこととなつた日における下請中小企業振興準備金の金額のうちその取得をしないこととなつた当該共同利用施設の取得のために賦課すべき金額として当該振興事業計画に定める額

四 に相当する金額
四 解散した場合 当該解散の日における下請中小企業振興準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において下請中小企業振興準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における下請中小企業振興準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

四 第一項の下請中小企業振興準備金を積み立てて合併法人に引き継がれたものによる青色申告書の提出の承認による特定下請組合が青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書を提出した日(その届出書を提出した日の日後である場合には、同日)における下請中小企業振興準備金の金額は、政令で定めることにより、これらの日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該下請中小企業振興準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を

適用する場合について準用する。

6 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の下請中小企業振興準備金を積み立てている特定下請組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する共同利用施設の取得に係る振興事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

7 第一項の特定親事業者である法人及び特定下請組合の組員のうち同項の特定下請事業者である法人が当該特定下請組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、これらの法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 第五十六条の四第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第五十六条の五第一項中「第八号」を「第九号」に、「三分の一」を「四分の一」に、「九分の一」を「十分の一」に改め、「(当該金額が当該支出する金額の四分の一に相当する金額をこえる場合は、当該四分の一に相当する金額)」を削る。

第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で第

(特定ガス導管工事償却準備金)
第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第十一号に規定するものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度後)の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定ガス導管工事償却準備金の金額(前事業年度終了の日までに前項又はこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)がある場合には、これらの金額を控除した金額(以下この条において同じ)がある場合には、当該特定ガス導管工事償却準備金の金額については、当該特定供給設備を事業の用に供する費用に充てるため、特定工事ごとに、政令で定める期間内に当該特定供給設備の取得のために出する金額の四分の一に相当する金額以下(当該金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定ガス導管工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

の額に算入する。

2 前項に規定する特定工事とは、大都市及びその周辺地域におけるガス供給設備の緊急かつ計画的な整備を促進するため必要な工事のうちその完成に要する期間が長期のもので政令で定めるものをいい、同項に規定する特定供給設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される供給設備のうちその取得又は建設に要する費用が著しく多額なもので政令で定めるものをいう。

3 第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が同項の特定供給設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該特定供給設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定ガス導管工事償却準備金の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人の同項の特定供給設備を取得してこれをその事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定ガス導管工事償却準備金の金額(前事業年度終了の日までに前項又はこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)がある場合には、これらの金額を控除した金額(以下この条において同じ)がある場合には、当該特定ガス導管工事償却準備金の金額については、当該特定供給設備を事業の用に供する費用に充てるため、特定工事ごとに、政令で定める期間内に当該特定供給設備の取得のために出する金額の四分の一に相当する金額以下(当該金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定ガス導管工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する)。

5 第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなる日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第二項、前号及び次項の場合以外の場合において特定ガス導管工事償却準備金の金額を取扱いする特定ガス導管工事償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額は、当該特定ガス導管工事償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額を削除した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。

7 第二項、前号及び次項の場合において特定ガス導管工事償却準備金の金額を取扱いする特定ガス導管工事償却準備金の金額のうちその取りくずした日における特定ガス導管工事償却準備金の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てる場合について準用する。

ててはいる法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十六条の八第一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第五十六条の九第一項及び第八項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第五十七条の四第一項第一号中「保険業法」の下に「昭和十四年法律第四十一号」を加え、同条第五項中「支払う旨の特約」の下に「のある契約その他の政令で定める契約」を加える。

第五十七条の七中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第五十八条の二第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

十次に掲げる区域(以下この号において「農用地区等」という。)内にある土地等
イ 農業振興地域の整備に関する法律第八条
第一項の農業振興地域整備基本方針において同
条第二項第一号の農用地区域として定めら
れている区域

ロ 農業振興地域の整備に関する法律第四条
第一項の農業振興地域整備基本方針において同
て農業振興地域として指定することを相当
とする地域として定められている地域(イ
に規定する農業振興地域整備計画が定めら
れたものを除く。)内にある同法第三条の農
用地等の区域

第六十五条の六第十項第二号中「第十号」を
「第十一号」に改める。

第六十六条の二第一項第二号中「昭和四十六年
三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に
改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号と
し、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ

る。

第五十九条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 削除

第六十三条第六項中「合併法人」の下に「若しくは事業年度を変更した法人」を加え、「当該法人」を「これらの法人」に改める。

第六十五条の四第一項第四号中「土地」の下に「又は自然公園法第十八条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地」を加え、同項第五号中「昭和四十五年十二月三十一日」を「昭和四十七年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の二中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十七年三月三十日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第六十五条の六第一項の表中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条规定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん又は当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得する農用地区域等内にある土地等

第七十三条中「新築した住宅の用に供する家屋」を「住宅用の新築家屋」に改める。

第七十四条第一項中「住宅の用に供する」を「住宅用の」に、「そのための資金」を「をするための資金」に改め、同条第二項中「新築した住宅の用に供する家屋」を「住宅用の新築家屋」に改め

る。

第七十七条の六を第七十七条の七とし、第七十七条の五を第七十七条の六とし、第七十七条の四を第七十七条の五とし、第七十七条の三の次に次の二条を加える。

(農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の四 農業を営む者が、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域(昭和五十年三月三十一日までに同項の指定がされたものに限る。)内において、當該農業振興地域に係る同法第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画の決定の日から五年以内にされた同法第二十三条规定第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより取

得した同法第三条に規定する農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該勧告、調停又は

日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第二項」を「若しくは中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項」に改め、「若しくは認定」を削り、「土地の上に存する権利若しくは漁業権(許可権に類するものを含む。)」を「若しくは土地の上に存する権利」に改める。

第六十八条の二中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十七年三月三十日」に改め、「ものうち中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イのうち」を「もののうち中小企業者との共同化、工場又は店舗の集団化その他中小企業構造の資金の貸付けを受けて取得し若しくは造成したもの又は同号ロの規定により譲渡しを受けたもの」を「ものうち中小企業者との共同化、工場又は店舗の集団化その他中小企業構造の資金の貸付けを受けて取得し若しくは造成したもの又は同号ロの規定により譲渡しを受けたもの」に改める。

第六十九条第一項又は第六条第一項に規定する臨時措置法第五条第一項若しくは第六条第一項「若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第一項の規定による認定(同法第三条第一項に規定する振興計画で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。)」「若しくは認定」及び「海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一」を削る。

第八十一条中「若しくは海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項若しくは第六条第一項」「若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第一項の規定による認定(同法第三条第一項に規定する振興計画で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。)」「若しくは認定」及び「海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一」を削る。

第八十二条の三第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め。

第八十八条の三第一項中「第五十六条の六第一項に規定する」を「国際博覽会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される」に改める。

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、第二十八条の二及び第五十条の二の改正規定、第五十六条の二の改正規定(特定下請組合に係る部分に限る。)並びに第五十六条の三の改正規定は、下請中小企業振興

るものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の六とする。

法の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和四十五年五月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであった利子所得については、なお従前の例による。

施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で同日後に支払期が到来するものの金額のうち同年四月三十日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十五年四月三十日まで」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日まで」として、同条の規定の例によるものとす。

(配当所得に関する経過措置)

第四条 施行日前に支払を受けるべきであった配当所得については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得（証券投資信託の収益の分配でその収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。）で同日後に支払期が到来するものの金額のうち同年四月三十日まで

の期間に対応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額を含む。）について

は、旧法第八条の二第一項から第四項まで及び第八条の三第一項中「昭和四十五年四月三十日まで」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日まで」として、これらの条の規定の例によるものとする。

3 個人の昭和四十五年分の総所得金額のうちに配当所得がある場合における所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第九十二条第一項の規定によるものと/orは、旧法第八条の五の規定の例によるものとする。

(個人の税額控除に関する経過措置)

第五条 個人が昭和四十五年一月から同年三月三十一日までの間に旧法第十一条第一項に規定する特定の設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 旧法第十一条第一項の政令で定める事業（昭和四十五年三月三十一日までに定められたものに限る。）を営む個人が、同年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に同項に規定する納付金（附則第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる旧法第五十六条の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

(個人の税額控除に関する経過措置)

第六条 個人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した新法第十一一条の十二第一項に規定する割引債を、次項において同じ。）について支払を受けるべき儀還差益（同条第一項に規定する儀還差益をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 個人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した新法第十一一条の十二第一項に規定する割引債を、次項において同じ。）について支払を受けるべき儀還差益（同条第一項に規定する儀還差益をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

2 旧法第十三条第一項第二号に掲げる場合に該当する個人の昭和四十五年分以後の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する漁船に係る償却費の額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該個人に対する新法第十三条の二の規定の適用については、同条に規定する第十三条第一項又は第二項には、なおその効力を有するものとされる旧法第十三号の二の規定によるものとされる。

2 旧法第十三号の二の規定による日本万国博覧会出展準備金を有する個人の昭和四十六年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二十八条の二に規定する個人が同条に規定する納付金（附則第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる旧法第五十六条の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

(個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置)

第十一条 新法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがない社団等を含む。（以下同じ。）の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同年四月一日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の税額控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十条の規定は、個人が施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された旧法第四十一条の三に規定する利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(儀還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第九条 施行日前に発行された割引債（旧法第四十二条旧法第四十二条の四第一項の政令で定める事業（昭和四十五年三月三十一日までに定められたものに限る。）を営む法人が、同年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に同項に規定する特定の設備の廃棄をした場合には、同項中「昭和四十五年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新法第十一一条又は第十二条の二の規定

では、施行日から昭和四十六年三月三十一日ま

での間に発行されたもの）について支払を受けるべき儀還差益については、旧法第四十一条の十二第一項中「昭和四十五年四月三十日までの間に発行された割引債（電信電話債券につては、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年四月三十日」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日」として、同条の規定によるものと/orは、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年四月三十日」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日」として、同条の規定によるものとする。

2 旧法第十四条第二号に掲げる場合に該当する個人の昭和四十五年分以後の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する漁船に係る償却費の額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該個人に対する新法第十三条の二の規定の適用については、同条に規定する第十三条第一項又は第二項には、なおその効力を有するものとされる。

2 旧法第十四条第二号に掲げる場合に該当する個人の昭和四十五年分以後の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する漁船に係る償却費の額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該個人に対する新法第十三条の二の規定の適用については、同条に規定する第十三条第一項又は第二項には、なおその効力を有するものとされる。

お従前の例による。

2 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なった場合については、なお従前の例による。

3 第一項に規定する事業を営む法人が昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に行なつた旧法第四十二条の五第一項に規定する政令で定める特定合併については、同項中「昭和四十五年三月三十日」とあるのは、「昭和四十六年三月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

4 前項の規定により旧法第四十二条の五の規定の例によるものとされる合併については、新法第四十六条の三の規定は、適用しない。

(法人の減価償却に關する経過措置)

第十三条 新法第四十三条(第一項の表の第九号を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設(以下この条において「取得等」という。)をして事業の用に供した新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得等に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項(同項の表の第八号を除く。)に規定する合理化機械等の事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をして事業の用に供した同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作し、若しくは建築した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 旧法第四十六条第一項第二号に掲げる場合には、該当する法人の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度の漁船の償却限度額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の規定の適用を受ける法人が昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度について新法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定(税特措法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六条(以下「旧法第四十六条」といふ。)を含む。以下この条において同条第一項に規定する特定株式等又は石油開発株式等を発行した場合において、法人がこれらの特種株式等に係る海外投資損失準備金及び当該石油開発株式等に係る石油開発投資損失準備金を有するときにおけるこれらの準備金の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

6 旧法第五十六条の三第一項に規定する特定織布業商工組合が昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に同項の承認を受けた事業計画に従い、その組合員である法人が納付した納付金又は当該特定織布業商工組合が積み立てた特定織布業商工組合が積み立てた特定織布業商構造改善準備金及び当該事業計画に係る同条第二項に規定する特定貸金については、なお従前の例による。

7 前項の規定の適用を受ける法人が昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度について新法第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第四条の二の規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条の二第一項及び第四十六条の三又は第五十条の二(「まで若しくは改正法附則第十三条第六条の二」)と、新法第五十二条の二第二項中「若しくは第47条から前条まで」とあるのは、「、第

四十七条から前条まで若しくは改正法附則第三条第六項」とする。

(法人の準備金等に関する経過措置)

第十四条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十六条第一項に規定する特定供給設備の取扱いについて、同条の規定による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五十六条第一項に規定する特定株式等を発行している同項に規定する特定法人が施行日以後に新法第五十五条第一項又は第五十条の二(「改正法」といふ。)と、新法第四十六条の三第一項中「前二条」とあるのは「前二条(旧法第四十六条を含む。第五項において同じ。)」と、同条第五項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは旧法第四十六条第一項」とする。

3 旧法第五十六条の三第一項に規定する特定織布業商工組合が昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に同項の承認を受けた事業計画に従い、その組合員である法人が納付した納付金又は当該特定織布業商工組合が積み立てた特定織布業商構造改善準備金及び当該事業計画に係る同条第二項に規定する特定貸金については、なお従前の例による。

4 前項の特定織布業商工組合が昭和四十五年四月一日から同年九月三十日までの間に旧法第五十六条の三第一項の承認を受けた場合には、同項中「昭和四十五年三月三十日」とあるのは、「昭和四十五年九月三十日」として、同条の規定によるものとする。

5 新法第五十六条の五の規定は、施行日以後に規定する新法第六十五条の四第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に行なう同号の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行なつた当該資産の譲渡については、これらの規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

6 旧法第五十六条の二第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

7 新法第六十五条の四第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

(協業組合の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 旧法第六十二条に規定する事業協同組合又は事業協同小組合が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に、その組織を変更して協業組合となつた場合における当該協業組合の同年四月一日以後に開始する事業年度の所得の金額及び法人税の額の計算について、同条中「第四十六条第一項第一号」とあるのは「第四十六条第一項」と、「第四十二条」とあるのは「第四十二条の二」とする。

2 新法第六十二条に規定する事業協同組合又は事業協同小組合が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に、その組織を変更して協業組合となつた場合における当該協業組合の同年四月一日以後に開始する事業年度の所得の金額及び法人税の額の計算について、同条中「第四十六条第一項第一号」とあるのは「第四十六条第一項」と、「第四十二条」とあるのは「第四十二条の二」とする。

3 第十六条 新法第六十五条の四第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に行なう同号の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行なつた当該資産の譲渡については、これらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

4 第十七条 旧法第六十六条の二第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置)

第十八条 旧法第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

6 旧法第五十六条の二第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

7 新法第六十五条の四第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

8 新法第六十五条の四第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

9 新法第六十五条の四第一項第四号又は第六十六条の四第一項第五号に規定する法人がこれらの方の規定に規定する認定を受けた場合については、これらの方の規定は、なおその効力を有する。

る経過措置)

第十八条 新法第六十八条の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の發行差金について適用し、同日前に発行された

旧法第六十八条の二に規定する利付外貨債の發行差金については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第十九条 新法第七十三条、第七十四条第二項及び第七十八条の三第一項の規定は、施行日以後に受けたこれらの規定に規定する登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

次に掲げる承認又は認定に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認又は認定があつた日から一年以内に受けたものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第百八十八号)第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認

二 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第六条第一項の規定による認定

(政令への委任)
第二十条 前各条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

本案は、我が国における交通事故の現況にかんがみ、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月十三日

交通安全対策特別委員長 受田 新吉

衆議院議長 船田 中殿

交通安全管理委員会議長 愛田 新吉

度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和四十二年度政府国保機関決算書に関する報告書

(一) 決算の内容

一般会計

昭和四十二年度一般会計歳入歳出決算は、歳入五兆一千九百九十四億四千五百万円余、歳出五兆一千百三十億三千五百万円余であり、差引千八百六十四億一千万円余の剩余金を生じたが、この剩余金のうち、四億六百万円余は、国立病院特別会計法の一部を改正する法律附則第八項の規定により国立病院特別会計の療養所勘定の昭和四十三年度の歳入に繰り入れ、千八百六十億四百

万円余は財政法第四十一条の規定によつて、昭和四十三年度の歳入に繰り入れられている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額五兆二千三十四億三千六百万円余に対し、九百六十億九百万円余の増加となり、歳出においては、予算額五兆二千三十四億三千六百万円余に前年度繰越額三百九十一億八千四百万円余を合わせた予算現額は五兆二千四百二十五億二千八百万円余であり、このうち支出済額は五兆一千百三十億三千五百万円余、翌年度繰越額は、千七十二億八千万円余、不用額は、二百二十二億五百万円余である。

國の債務のうち、予算総額に定めのある債務負担の本年度限度額は二百十億九千五百万円余であるが、実際の債務負担額は、二百七億八千五百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は五百六十八億五千万円余、本年度支出しの他の理由による債務消滅額は、八十七億八千九百万円余で、

歳出予算の繰越債務については、本年度において債務を負担して翌年度へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度において債務を負担して翌年度へ繰り越した債務額は、三百六十九億六千八百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、百八十七億六千二百万円余、本年度支出しの他の理由による債務消滅額は、百七十九億八千四百万円余で、三百七十七億四千六百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担の本年度限度額は、百九十九億七百万円余であるが、実際の債務負担額は百四十八億八千万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、二百三十七億八千六百万円余、本年度支出しの他の理由による債務消滅額は、百三十五億五千五百万円余で、二百五十一億一千五百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

國及び地方公共団体は、交通安全対策会議及び都道府県交通安全対策会議を置く等、国及び地方公共団体における交通の安全を推進する組織を整備するものとする。

(二) 国及び地方公共団体は、交通安全に関する基本的な計画及びその実施のための計画を策定し、これら計画の実施を推進するものとする。

(三) 国及び地方公共団体は、交通安全に関する知識の普及等、車両等の安全な運転又は運航の確保、車両等の安全性の確保、交通秩序の維持、緊急時における救助体制の整備等、損害賠償の適正化及び科学技術の振興等交通安全に関する基本的施策を講ずるものとする。

(四) 政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関する講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならないものとする。

二 議案の可決理由

じ。)百万円余、計八千三百二十二億二千万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、内国債一兆四千二百十二億六千五百万円余、外國債百七十九億三千四百万円余、計一兆四千三百九十一億九千九百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債九百八十八億三千四百万円余、外國債十九億一千二百万円余、計一千七億四千六百万円余で、内国債二兆千五百四十六億五千万円余、外國債百三十八億四千万円余、計二兆一千六百八十四億九千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

(二) 特別会計

昭和四十二年度特別会計の数は四十六であつて、その決算額の合計は、歳入十兆七千四百七十

五億七千二百万円余、歳出九兆五千七百二十三億二百万円余である。

昭和四十二年度特別会計に属する国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、百十二億円であるが、実際の債務負担額は、百二億六千八百万円余であり、既往年度から繰越債務額は、千七百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百一億六千六百万円余で二千円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度における債務負担額は、四百四十九億四千四百万円余

であり、既往年度からの繰越債務額は、二百三億四千三百万円余、本年度支出その他の理由によ

る債務消滅額は、百九十六億三千万円余で、四百五十六億五千七百万円余が翌年度以降へ繰り越

された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、千四百八十八億二

千三百万円余であるが、実際の債務負担額は、千二百二十二億四千七百万円余で、既往年度から

の繰越債務額は、千二百九十三億七千七百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額

は、千三百四十九億六千七百万円余で、千百七十五億五千七百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度発行その他の理由による債務負担額は百六億八千八百万円余で、既往年度からの

繰越債務額は、三百七十九億一千万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、二十四

億七千三百万円余で、四百六十一億二千六百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、千九百十三億七千六百万円で、既往年度からの繰越債務額は、

三十二百十三億五千百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、千五百四十八億七

千百万円余で、三千五百七十八億五千六百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、六兆二千六百三十八億六千五百万円であり、既往年度からの繰越

債務額は、八千二百三十四億四千九百万円、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、五兆

八千八百十六億六千九百万円で、一兆二千五十六億四千五百円が翌年度以降へ繰り越された。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十四で、収入合計は、四兆一千百九十億八千二百万円余、支出合計

は四兆三百九十二億一千八百万円余である。

二 議決の内容

昭和四十二年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税取納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返しことに遺憾である。

(一) 昭和四十二年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

左記事項は、そのおもな事例であるが、政府はこれらについて特に留意して適切な措置をと

り、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

(1) 防衛厅における武器等の調達のうち、アメリカ合衆国との軍事有償援助による購入契約において、予定した納期までに納入されないで、相当期間遅延しているものが多額にのぼつてい

る。

その結果、納入されるまでの期間は、国産品で代替する等が行なわれている事実がある。

しかも、これら武器等の購入代金は、前金払いで全額支払われているものが多く、予算の効率的使用的観点からも、また、会計法の趣旨からも、その納入について、是非とも改善の必要がある。

(2) 定員外職員（事務補助職員等）が行なつた公務上の不正行為について、会計検査院の指摘を受けたものがあるが、これは、定員内職員と定員外職員との職務分限の混亂から生じたものである。

本来、補助職員は、臨時の事務に従事させるべきものであつて、恒常的事務を行なう定員内職員とは、性格の異なるものであるから、その職務の限界を明らかにし、行政事務執行の秩序を乱さないように留意すべきである。

(3) 政府管掌健康保険の財政は、医療費の急増等により悪化している。医療費の急増は、受診者の増加等によるものであるが、他方、保険医療機関等の不正請求によつて保険財政に損失を与えている事実が指摘されている。

これら保険医療機関等に対する指導と監査は、厚生省各都道府県担当官によつて行なわれているが、まことに、不十分であつて遺憾なことである。

よつて、今後、医療保険の不正を根絶するため、これらの指導、監査の強化、徹底をはかるべきである。

(4) 国庫補助金の交付を受けて、地方公共団体等が施行する公共事業について、会計検査院から不當なものとして指摘を受けたもののうち、建設省所管において、寒冷によるコンクリートの凍結等によるものがある。また、工事期間をみだりに延長するもの等も見受けられる。

これらは、おおむね、工事施行者の責任ではあるが、各省各庁においては、予算執行の効果を高めるため、工事の適期に完了するよう、国庫補助金の決定を早める等、一層の工夫をなすべきである。

(5) 農林省所管で、かんがい排水事業の国庫補助の効果があつてない事例が多い。

すなわち、土地改良法にもとづいて、都道府県が国の補助を受けて施行した、かんがい排水

事業のうち、事業の施行中、または、完了直後、受益地の一部が住宅、工場用地等、農業以外の用途に転用され、都市計画による住宅、工場地域として指定され、将来、農業地域として存続するものが不可能となつてゐるもののが多数にのぼつてゐる。かくのときは、社会、経済の変化に伴つて生ずる過渡的な現象であるが、このような補助金の交付については厳に検討の要がある。

関係行政機関は、これらの事情にかんがみ、事前に相互の連絡を密にして、国費の無駄使いを防止するため、十分な措置を講すべきである。

(6) 公共事業の施行にあたり、買収した用地の所有権移転登記について、適切な処置がなされていなものがある。

日本国有鉄道、愛知用水公団並びに日本道路公団における鉄道、用水及び道路等の公共用地が、買収後、売買により第三者の名義に登記されたり、抵当権等が設定されたり、買収前の抵当権等が抹消されないままとなつてゐるもの等、管理のすきわまるものが多数見受けられる。

これは、用地取得の際の事務処理及びその後の管理事務において、適切な処理がなされていない結果である。

今後、公共事業のため用地を必要とする諸機関は、その取得にあたつて、事前調査等の事務処理及び用地取得後の管理について、その万全、適確を期すべきである。

(7) 政府は、予算の効率的執行のため、内閣機能の強化、公務員制度の刷新等行政全般に対する改革を遂行するとともに、現行予算制度に、事業別予算並びに企画・計画・予算方式（プラン

ニング・プログラミング・ペジエッティングシステム）の積極的導入をはかるべきである。
また、会計検査院の検査、会計法第四十六条に基づく予算執行の監査及び行政管理庁の行政監査等を有機的に結集し、財政執行の適正化に努めるべきである。

(8) 昭和四十二年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不當と認める。

本院は、連年、政府に対して不当事項の根絶について注意を喚起してきたのであるが、いまだ同様な事例が跡をたたないのはまことに遺憾である。

政府は、これら指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、また、行政管理庁の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備をはかり、官紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたつては、本院の決算審議の経過と結果を十分に理解し尊重して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和四十五年四月十三日

決算委員長 濱野 清吾

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、昭和四十二年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十二年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて六千二百六十億二千八百万円余、同じく減少した額は二千四百三十一億二千万円余、差引純増加額は三千八百三十六億一千八百万円余である。

これを前年度末現在額五兆五千百六十五億二千八百万円余に加算すると、本年度末現在額は五兆九千一百四千円余である。

そのおもなものは、政府出資等二兆三百七十六億七千四百万円余、土地一兆七千二百七十二億三千六百万円余、建物七千六百八十億一千万円余、立木竹六千八十二億四千三百万円余等である。

なお、増減のおもなものは、増においては、政府出資等二千三百九十一億九千七百万円余、土地一千二百八十二億二千八百万円余、建物一千二十二億七千六百四十円余等であり、減においては、土地一千二百五十五億二千七百四十円余、政府出資等三百七十九億四千七百万円余、建物三百十八億七千万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

衆議院議長 船田 中殿

決算委員長 濱野 清吾

昭和四十二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和四十二年度における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十二年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて六十一億四千万円余、同じく減少額は四十億六千二百万円余、差引純増加額は二十億七千八百万円余である。

これを前年度末現在額七百二十三億二千九百万円余に加算すると本年度末現在額は七百四十四億八百万円余である。

そのおもなものは、公園の用に供するもの七百十八億三千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの十八億五千万円余等である。

なお、増加したおもなものは、公園の用に供するもの五十七億一千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの三億二千八百万円余等であり、減少したおもなものは、公園の用に供するもの三十五億一千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの四億九千九百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月十三日

衆議院議長 船田 中殿

決算委員長 濱野 清吾

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

現在、通商産業省においては、公害行政については企業局立地公害部が、保安行政については鉱山保安局、化学工業局保安課が主となつて担当しているが、最近、鉱山保安行政の中では、公害防止のための行政需要は急激に高まつており、また、鉱業活動に伴う排出物、騒音、振動、悪臭の影響の仕方は、大気、水等を媒介とする点で一般的の公害と同様であり、その規制の技術も共通しているので、公害の防止及び保安の確保に関する事務を総合的に実施できるようにするため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置するとともに、企業局の立地公害部を廃止しようとするのが、本案の要旨である。

なお、施行期日は、昭和四十五年七月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、公害保安行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月十四日

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

公害紛争処理法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 定義

本法において「公害」とは、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害をいう。

(二) 中央公害審査委員会

1 総理府に、中央公害審査委員会(以下「中央委員会」という。)を置き、公害に係る紛争について調停及び仲裁を行なわせる。

2 中央委員会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員五人をもつて組織する。

3 中央委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。

(三) 都道府県公害審査会等

1 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置き、公害に係る紛争について和解の仲介、調停及び仲裁を行なわせることができる。

- 2 審査会は、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する委員九人以上十五人以内をもつて組織する。
- 3 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。
- 4 都道府県は、関係都道府県との協議に基づき、事件ごとに、都道府県連合公害審査会(以下「連合審査会」という。)を設置することができる。
- (四) 管轄
- 1 中央委員会は、次に掲げる公害に係る紛争に関する調停及び仲裁について管轄する。
イ 現に人の健康又は生活環境に著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及ぶ場合等における紛争で政令で定めるもの
 - 2 ロ イに掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的見地から解決する必要がある紛争であつて政令で定めるもの
 - 3 ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行なわれた場所及び被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における紛争
 - 4 審査会(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」といいう。)は、右のイ、ロ及びハに掲げる以外の紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁について管轄する。
 - 5 連合審査会は、1のハに掲げる紛争に係る和解の仲介、調停及び仲裁について管轄する。
 - 6 仲裁については、当事者は、双方の合意によつてその管轄を定めることができる。

(五) 公害に係る紛争の処理

1 申請

公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他民事上の紛争が生じたときは、当事者の一方又は双方は、審査会等に対し和解の仲介の申請を、中央委員会又は審査会等に対し調停又は仲裁の申請を行なうことができる。ただし、仲裁については、双方の合意に基づかなければならぬ。

2 和解の仲介

和解の仲介の申請がなされたときは、審査会にあつては会長(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事)が、事件ごとに、三人の仲介委員を指名して行なわせる。

3 調停

イ 調停の申請がなされたときは、中央委員会にあつては委員長、審査会にあつては会長が、事件ごとに、三人の調停委員を指名する。

ロ 調停委員は、調停委員会を構成して、調停を行なう。

ハ 調停委員会は、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

ニ 中央委員会に設けられる調停委員会は、(四)のイに掲げる紛争の調停を行なう場合において必要があると認めるときは、当事者から当該事件に關係のある文書若しくは物件の提出を求め、又は当事者の工場、事業場等に立ち入つて、事件に關係のある文書若しくは物件を検査することができる。

- ホ 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。
- ヘ 調停委員会は、紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるときは、調停をせず、また、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。
- 4 仲裁
- イ 仲裁の申請がなされたときは、調停の場合に準じ、委員長等が事件ことに、三人の仲裁委員を、原則として当事者が合意によつて選定した者につき指名する。この場合において、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- ロ 仲裁委員は、仲裁委員会を構成して仲裁を行なう。
- ハ 仲裁委員会が仲裁を行なう場合においては、同一の二と同様の権限の行使ができる。
- ニ 仲裁委員会の行なう仲裁については、本法に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法第八編（仲裁手続）の規定を準用する。
- 内 國係行政機関等との關係
- 1 中央委員会又は審査会等は、國係行政機関の長又は國係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 2 中央委員会は、内閣総理大臣等に対し、審査会は、当該都道府県知事に対し、公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる。
- (d) その他
- 1 地方公共団体は、國係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとし、都道府県及び政令で定める市に、公害苦情相談員を置くものとし、それ以外の市及び町村はこれを置くことができる。
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律第二条第一項に規定する防衛施設に係る公害対策基本法第二十一条第一項に規定する事項（公害紛争の処理）については、別に法律で定めるところによるものとする。
- (e) 施行期日
- 本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 議案の修正議決理由
- 本案は、公害対策基本法の精神にのつとり、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な措置と認めるが、さらに紛争処理機構の整備を図るために、別紙のとく修正議決すべきものと議決した次第である。
- なお、修正の主な内容は次のとおりである。
- 1 中央公害審査委員会におく専門調査員の数は二十人以内を置くこととあることとなつてゐるが、その数を三十人以内を置くことができるものとする。
- 2 中央公害審査委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理することとなつてゐるが、これを改め、中央公害審査委員会に事務局を設け、事務局長その他の職員を置き事務を掌理させる」ととする。
- また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
- 本案施行に要する経費
- 昭和四十五年度一般会計予算（総理府所管）に四千五百四十万七千円が計上されている。
- 右報告する。
- 昭和四十五年四月十五日
- 産業公害対策特別委員長 加藤 清一
- 衆議院議長 船田 中殿
- 〔別紙〕
- （小字及び一は修正）
- 第十一条 中央委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。
- 2 専門調査員は、非常勤とする。
- 3 前条第一項の規定は、専門調査員について準用する。
- （専門調査員）
- 第十二条 中央委員会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。
- 2 専門調査員は、非常勤とする。
- 3 前条第一項の規定は、専門調査員について準用する。
- （専門調査員）
- （事務局）
- 第十三条 中央委員会の事務局は、内閣総理大臣官房において処理する。
- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員会の命を受けて、局務を掌理する。
- （事務局）
- 附則
- （他の法律の一部改正）
- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のようにより改正する。
- 目次中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改める。
- 第六条中第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の二号を加える。
- （中央公害審査委員会）
- 第十六条の二 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第二百一十七号）の施行に関すること。
- 第二章第三節中第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の二号を加える。
- （中央公害審査委員会）
- 〔別紙〕
- 1 公害紛争処理法案に対する附帯決議
- 政府は、本法の施行にあたり、累積する公害紛争の処理に十分な実効を挙げるため、次の事項について積極的に対処し、公害紛争処理制度の整備充実に万全を期すべきである。
- 一 今回の紛争処理制度においては、和解の仲介、調停、仲裁を採用しているが、公害紛争が多くの場合公害発生源の明定、因果関係の究明等に複雑困難な公害固有の特殊性の存することを配慮し、今後裁定制度の採用等と國家行政組織法第三条機関への移行を前向きに検討し、速やかに結論を出

すよう努めること。

- 二 本法からいわゆる基地公害を除外することについては、相当議論の存したところであり、今後本法との関連において既存の防衛施設周辺の整備等に關する法律等をも含め真剣に再検討し、いわゆる基地公害の防止等の対策に遺憾なきを期すること。
- 三 公害紛争処理に関する議事は、非公開を旨としているが、公害の社会性等からみてこれが運用に適切な配慮を加えること。
- 四 公害苦情相談員の制度を実効あらしめるため、その機構、権限等についてさらに検討すること。
- 五 公害紛争処理の円滑公正な実施を図るために、中央、地方を通ずる機構、人員の整備、予算充実等について十分配慮すること。

右決議する。

一 公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、近年における公共用水域の水質の汚濁の状況にかんがみ、へい歎処理場、砂利採取場等から指定水域に排出される水についても水質基準を定めることができるとして、公共用水域の水質の保全に関する国と地方公共団体との協力関係の緊密化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 目的の改正等

この法律の目的中「産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与すること」を「国民の健康の保護及び生活環境の保全と産業の相互協和に寄与すること」に改める。

2 右の生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

3 指定水域の指定の要件中「関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの」を「人の健康を保護し、若しくは生活環境を保全するうえで看過し難い影響が生じ、若しくは関係産業に相当の損害が生じているもの」に改める。

(二) 規制対象の拡大

へい歎処理場等に関する法律に規定するへい歎処理場等、採石法に規定する採石業に係る採取場、と畜場法に規定すると畜場、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律に規定する廃油処理施設を設置する事業場、砂利採取法に規定する砂利採取業に係る砂利採取場その他屎尿処理施設、豚若しくは鶏の飼養施設等汚水若しくは廢液を排出する施設であつて政令で定めるものを設置する事業場からの排出水を新たに本法の規制対象に加える。

(三) 国と地方公共団体との協力関係の緊密化等

1 経済企画庁長官は、公共用水域の水質の調査に関する基本計画を立案しようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない旨の規定を追加する。

2 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない旨の規定を追加する。

3 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、又は勧告することができる旨の規定を

追加する。

- 4 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済企画庁長官に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の保全に關し意見を述べることができるものとする。

四 指定水域の水質の測定

指定水域については、関係都道府県知事は、当該指定水域の水質の汚濁の状況を把握するため必要な測定を行なうものとする。

(四) 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

近年における公共用水域の水質の汚濁の状況にかんがみ、規制対象範囲の拡大等を図ろうとすることは必要適切な措置であると認め、本案は、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十五年四月十五日

産業公害対策特別委員長 加藤 清一
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、公共用水域の水質の保全がわが国の公害対策上きわめて重要な課題である実態にかんがみ、本改正案の成立に伴い、次の事項の実現を積極的に推進し、もつて公共用水域の水質の保全に完全を期すべきである。

一 公共用水域の水質を保全するため、一そく公害の予防的対策を重視しつつ、指定水域の指定及び水質基準の設定を促進すること。

二 最近における公害被害の実情に照らし、重金属物質に係る水質の汚濁について、法的措置も含めて防止対策の強化を図ること。

三 公共用水域の水質の保全に万全を期するため、一そく機構、人員、予算等の充実を図ること。

右決議する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)の規定による既裁定の年金額について、國家公務員共済組合法等による当該部分の改定に準じて改定すること等を目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 既裁定年金の改定

農林漁業団体職員共済組合が支給する法の規定による年金について、昭和四十四年度に実施し

(号)外(官報)

た年金額改定の際に用いた標準給与に乘する率の算定の基礎となつた増額率を七三、八%から八%に改め、昭和四十五年十月分以後、その年金額を引き上げること。

(2) 老齢者等にかかる最低保障額の引上げ

七十歳以上の者にかかる退職年金、障害年金の額が十二万円に満たないときは、その額を十二万円に、組合員期間が二十年以上であった者の遺族のうち、七十歳以上の者又は妻、子および孫にかかる遺族年金の額が六万円に満たないときは、その額を六万円とすること。

(3) その他規定の整備を図ること。

(4) この法律は、昭和四十五年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

農林漁業団体職員共済組合における既裁定年金の給付の額を国家公務員共済組合等の給付内容の改善に準じて改定しようとする本案については妥当なものと認めるが、本法の適用対象団体に「社団法人中央酪農会議」を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として、昭和四十五年度一般会計予算に十億七千七百四十七万円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は、加入人員、標準給与の推移等により変動はありうるが、平年度約一万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
制度の体系等からみて賛成がたいが、修正案が院議をもつて決定された場合には、その運営に万全を期する所存である。旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和四十五年四月十六日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

附 則

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一一部改正)

2 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十七年法律第九十七号)第一条」を「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条の二」に改める。

附則第十二条第三項ただし書中「額が九万六千円」の下に「(七十歳以上の者に係るものにあつては、十二万円。以下この項において同じ。)」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条第二項中「及び昭和三十年十一月一日」を「昭和三十年十一月一日」に改め、「社団法人中央畜産会議」の下に「及び昭三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議」を加える。

〔別紙〕

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

3

農林漁業団体職員共済組合における年金給付の水準は今日国家公務員共済組合等他の共済制度に比べて低い実情にある。また、農林漁業団体職員共済組合においては、制度発足当時より多大な整理資源をかえ、さらに既裁定年金の改定等により整理資源率は層増高している。

よつて、政府は、農林漁業団体職員の給与水準の改善等について適切な指導を行なうとともに、年金財政の健全化等について再検討を行ない、昭和四十六年度を目途に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十に引き上げるとともに、整理資源については必要な財源調整費を確保すること。

二 既裁定年金については、スライド原則に基づく改定方法をすみやかに確立するとともに、その最低保障額を新法の水準まで引き上げること。特に、二十年未満の遺族年金については、今回も改正の恩典が及んでいないので、すみやかに改善すること。

三 平均標準給与の最高限度額をさらに引き上げるとともに、旧法の平均標準給与の最高限度額についても、新法と同様の取扱いを行なうよう改善すること。

右決議する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、当面の米穀の需給事情に対処して、政府の保有する米穀を外国政府等に売り渡す場合に、長期、低利の延払いの方法等によることができる」と、米穀の円滑な輸出に資することを目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 政府は、当分の間、次に掲げる者に対し、その保有する米穀を次のような条件により売渡し条件

(1) 外国の政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者に対する売渡し条件
売渡しの対価の支払方法を、担保の提供を免除し、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三十年以内(十年以内の据置期間を含む)の年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。

(2) 前者以外の者に対する売渡しの条件
売渡しの対価の支払方法を、確実な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利

率による利息を附してする支払期間二年以内の年賦支払又は半年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとすること。ただし、この場合には売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る条件（担保に関するものを除く。）と同一の条件により(1)に掲げる者に対し売り渡すことが確実と認められる場合に限りのとすること。

(1)および(2)による米穀の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。

3 農林大臣は(1)および(2)による支払方法を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないものとする。

4 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

当面の米穀の需給事情等にかんがみ、政府保有の余剰米穀を円滑に処理しようとする本案については妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

官 報 (号)

衆議院議長 舟田 中殿

農林水産委員長 草野一郎平

[別紙]

一 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつて、左記事項に留意し、運用に万全を期すべきである。

記
一 米穀の輸出が当面の需給対策上有効な方途であることにかんがみ、本法による米穀の輸出を積極的に進める。

二 K・R食糧援助等の実施にあたつては、極力、日本米をあてるよう努力すること。

三 本法第一項第一号および第二号の政令で定める利率については、本法による米穀の輸出を積極的に促進する見地から実効性のあるものとするよう配慮すること。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方団体の行政経費の増加に對処するため、地方交付税の単位費用等を改めるとともに、昭和四十五年度分の地方交付税の特例等を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 普通交付税の算定方法の改正

1 最近における社会経済の進展に對処し、それぞれの地域の特性に即応した財源措置の強化をはかるため、次により基準財政需要額の算定方法を改正すること。

(1) 市町村道その他各種公共施設の計画的な整備充実をはかるため、関係費目にかかる単位費

用の改定および算定方法の改正を行なうこと。

(2) 土地開発基金制度の活用を進めるため、市町村分の「土地開発基金費」を存続し、その拡充をはかること。

(3) 過疎地域における行政水準の維持向上をはかるため、態容補正の合理化、産業振興等にかかる基準財政需要額の充実をはかるとともに、診療所、患者輸送車および簡易水道の維持運営等に要する経費を基準財政需要額に算入するため、市町村分の「保健衛生費」について新たに密度補正を適用すること。

(4) 広域市町村圏内における基幹生活圈連道路の整備を促進するため、関係市町村の市町村道にかかる基準財政需要額を充実すること。

(5) 都市施設の整備等過疎地域における財政需要の増加に対応して、その財源措置の増強をはかるため、人口急増補正による算入額の強化、態容補正の合理化、市町村道、下水道、都市計画事業等にかかる基準財政需要額の充実をはかるほか、下水道の維持管理費および清掃費を適確に基準財政需要額に算入するため、新たに関係費目にについて密度補正を適用すること。

(6) 公害対策、交通安全対策および防災救急対策に要する経費を充実するとともに、給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定および算定方法の改定を行なうこと。

(7) 基準財政収入額の算定方法については、その簡素合理化をはかること。

(二) 地方交付税の総額の特例等

1 地方財政の状況にかんがみ、昭和四十五年度分の地方交付税の総額については、三百億円を減額するものとすること。

2 昭和四十五年度までの総額九百十億円については、昭和四十六年度分の地方交付税の総額に三百十億円、昭和四十七年度分および昭和四十八年度分の地方交付税の総額にそれぞれ三百億円を加算するものとするが、地方財政の状況等に応じ当該加算額を変更することができるものとすること。

3 昭和四十五年度および昭和四十六年度においては、特別事業債および市町村民税臨時減税補てん債の償還に要する経費は、地方交付税により措置するものとすること。

議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の増加状況等を勘案し、地方財政の運営の健全化をはからうとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

3 本案施行に要する経費
昭和四十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として一兆五千五百四十三億七千百六十一万七千円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 舟田 中殿

地方行政委員長 舟 太郎

〔別紙〕

地方政府交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。

一、地方の行政施設水準の向上を図るため、長期的、計画的な財政計画の樹立について検討するとともに、地方の単独事業を推進するための財源措置を強化すること。なお、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担については、引き続きその解消を図ること。

二、地方交付税については、国の一般会計を通すことなく、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置の実現に努力するとともに、年度間調整については、地方団体の自主的な運営がそこなわぬよう配慮すること。

三、過疎地域対策緊急措置法の対象とならない過疎地域に対しては、地方交付税の配分等を通じてその財源措置を一層強化するとともに、過疎地域における交通、公害対策等に対する財源措置をさら

に充実すること。

四、明年度以降においても、公共用地の先行取得による財源措置を強化するとともに、義務教育の

学校用地取得に対する国庫補助制度について検討すること。

五、地方債については、政府資金の充実を図ることとし、また、地方公営企業については、引き続き経営基盤の強化に努めるとともに、一般会計との負担区分の合理化等についてもさらに検討を加え、その経営の健全化をすすめること。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改定しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の目的の価額の上限を三十万円（現行 十万円）に改める。

2 1の措置に伴い、訴訟の目的の価額を算定することができないときは、その価額は三十万円を上

一、議案の可決理由

簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の目的の価額は、昭和二十九年の改正により、十万円をこえないものとされて今日に至っている。本案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、その価額の上限を三十万円に改めようとするもので、きわめて妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

法務委員長 高橋 英吉

〔別紙〕

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府及び裁判所は、簡易裁判所判事の任用に關し、可及的に法曹有資格者をもつてこれに充てる等、簡易裁判所判事の充実強化に努めること。

二、裁判所は、民事訴訟法第二編第四章「簡易裁判所の訴訟手続に關する特別」の活用に努め、簡易裁判所本来の機能を發揮しうるよう努めること。

三、簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱いについては、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用により簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判所において処理しうるよう努めるとともに政府及び裁判所はこれに関する法改正についても検討すること。

四、政府及び裁判所は、裁判所法の今次改正にかんがみ、速やかに第一審裁判所としての地方裁判所及び簡易裁判所の人的、物的設備の充実強化に努めること。

五、政府及び裁判所は、即決和解に対する請求異議事件を地方裁判所の管轄とする法改正について検討すること。

右決議する。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次の措置を講ずることとしている。

(1) 所得控除の引上げ

所得控除を次のとおり引き上げることとしている。

イ 基礎控除 一八万円（現行 一七万円）

ロ 配偶者控除 一八万円（現行 一七万円）

ハ 扶養控除 一二二万円（現行 一〇万円）

(2) その他の人的控除の引上げ

イ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一〇万円（現行 九万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除を一四万円（現行 一三万円）に引き上げることとしている。

ロ 母子家庭など、配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族に係る扶養控除を一三万円（現行 一万円）に引き上げることとしている。

ハ 給与所得控除の拡充

定額控除（一〇万円、据置）後の年収について、一〇〇万円までは100%、一〇〇万円超二〇〇万円までは100%、二〇〇万円超四〇〇万円までは5%の控除（現行 八〇万円まで100%、八〇万円超一〇〇万円まで5%、一〇〇万円超二〇〇万円まで5%、二〇〇万円超三〇〇万円までは2・5%の控除）

(4) 税率の緩和

一、〇〇〇万円以下の課税所得階層に適用される税率を、所得の低い方から、二%、三%、

四%（現行一律四%）きさみに改める等の改正を行なうこととしている。

所得税制の整備合理化

(1) 医療費控除について、所得の五%相当額と一〇万円のいすれか低い金額（現行所得の五%相当額）を超える金額の控除を認めることとし、また、その最高限度額を一〇〇万円（現行三〇万円）に引き上げることとしている。

(2) 老人福祉法の規定により養護を委託された老人を、受託者の扶養親族の範囲に加えることとしている。

(3) 資産所得の合算課税（一定額以上の所得がある場合には、利子所得、配当所得または不動産所得について世帯合算を行なう制度）を行なう所得の限度を五〇〇万円（現行三〇〇万円）に引き上げることとしている。

(4) 配当所得についての配当控除率を、課税総所得金額一、〇〇〇万円以下の部分については〇%（現行二〇%）、同一、〇〇〇万円を超える部分については五%（現行一〇%）に引き上げることとしている。

(5) その他、国民年金基金の加入員として負担する掛金を社会保険料控除の対象に加える等所要の規定の整備を図ることとしている。

(注) (4)に記述した現行の配当控除率は、租税特別措置法の規定により、一〇%は一五%、一〇%は七・五%とされている。また、昭和四十六年分及び昭和四十七年分の配当控除率については、別途、同法の一部改正により、一〇%は一一・五%、五%は六・一五%とすることとされている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十五年度における減収見込額は、二、四六一億円となつてゐる。

官報外号

議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、その負担の軽減を図ることとに、税制の整備合理化を図るために措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応して、所得税の負担の軽減合理化（給与所得者のその他の所得の確定申告不要限度の引上げ等）に努力すべきである。

一 政府は、今後とも租税特別措置の整備合理化に努力すべきである。

一 政府は、国及び地方を通じた税制のあり方につき、総合的な観点から検討を行なうべきである。

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次の措置を講ずることとしている。

(1) 同族会社の留保所得に対する課税を行なう場合の基礎控除額を、所得金額の三五%（現行三〇%）又は一〇〇万円（現行一五〇万円）のいすれか大きい金額に引き上げることとしている。

(2) 中小企業の経営の実態に即して、同族会社とされるものの範囲を縮減することとしている。すなわち、同族会社の定義を改め、三人以下の株主等及びその同族関係者が、その発行済株式等の五〇%以上を保有している会社に限り同族会社として取り扱うこととしている。

(1) 同族会社の課税の軽減合理化

(2) 中小企業の経営の実態に即して、同族会社とされるものの範囲を縮減することとしている。

衆議院議長 船田 中殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次の措置を講ずることとしている。

法人税負担の引上げ

普通法人の所得のうち、留保分（資本金一億円以下の法人の所得のうち、年三〇〇万円以下の部分を除く。）についての法人税の負担を、現行の五%増に引き上げることとしている。

なお、この措置は、本年五月一日から昭和四十七年四月三十日までの間に終了する各事業年度の所得について適用することとしている。

利子・配当課税の合理化

1 利子課税の特例

(1) 利子所得に対する現行の源泉徴収税率の特例（軽減税率一五%、本則一〇%）の適用期限

を、昭和五十年十二月三十一日まで延長することとしている。

(2) 昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払われる定期預金、貸付信託、公社債等に係る利子所得(次の③の利子所得を除く。)については、総合課税と源泉分離課税との選択を認める源泉分離選択課税制度を創設することとし、源泉分離課税を選択

した場合の比率は、昭和四十六年及び昭和四十七年の二年分については二〇%、昭和四十八年以後三年分については二十五%とすることとしている。

(3) 昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払われる普通預金に係る利子所得その他これに類する利子所得については、現行の分離課税制度に代え、新たに申告不要制度を創設することとしている。

(4) 少額国債の利子の非課税制度について、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することともに、非課税となる利子の範囲を拡大することとしている。

2 配当課税の特例

(1) 昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税についての配当控除率は、課税総所得金額一、〇〇〇万円以下の部分については二一・五%(現行一五%)、同一、〇〇〇万円を超える部分については六・二五%(現行七・五%)とすることとしている。

(2) 配当所得に対する現行の源泉徴収税率の特例(軽減税率一五%、本則二〇%)の適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することとしている。

(3) 配当所得に対する源泉分離選択課税制度の適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長する。ただし、昭和四十八年一月一日以後支払いを受ける配当所得についての適用税率は、一五%(現行二〇%)とすることとしている。

(4) 少額配当の申告不要制度の適用期限を、昭和五十年十二月三十一日まで延長することとしている。

3 証券投資信託の収益の分配金の課税の特例

証券投資信託の収益の分配金の課税については、前記①の利子課税の特例と同様の措置を講ずることとしている。

4 割引債の償還差益に対する課税の特例

割引債の償還差益に対する課税の特例について、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長するとともに、発行時における源泉徴収の税率(現行五%)を昭和四十六年及び昭和四十七年の二年分については八%、昭和四十八年以後三年分については一〇%に引き上げることとしている。

三 企業体質の強化、中小企業対策等に資するための措置

1 企業体質の強化

(1) 法人が本年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、産業体制の整備に資する

合併を行なつた場合に、合併後三年間、合併による資本増加割合を基礎として割増償却を認める制度を創設することとしている。

(2) 合併の場合の登記に係る登録免許税軽減の特例の適用期限を二年間延長することとしている。

2 中小企業対策

(1) 「下請中小企業振興法」の制定に伴い、現行の中小企業構造改善準備金制度に準じ、下請小企業振興準備金の積立て及び共同利用施設に対する特別償却を認める制度を創設することとしている。

(2) 中小企業者の機械等の五年間三分の一割増償却制度について、その適用要件となる中小企業近代化促進法の指定業種としての指定を受けることのできる期間を二年間延長することとしている。

(3) その他、次に掲げる特別措置の適用期限を二年間延長することとしている。

イ 小企業構造改善準備金制度
ロ 中小企業者の貸倒引当金の繰入限度額の特例

ハ 中小企業近代化促進法の規定による承認を受けた合併の清算所得又は現物出資に係る課税の特例

ニ 中小企業団体の組織に関する法律の規定による承認を受けた協業組合に対する現物出資に係る課税の特例

ホ 中小企業者である協同組合等の組合員が集団化のため組合から取得する土地の登記に係る登録免許税軽減の特例

3 過密過疎対策

(1) ガス事業を営む法人が、特定のガス供給設備を取得するため支出した金額について、その四分の一相当額を特定ガス導管工事費却準備金として積み立てるなどを認める制度を創設することとしている。

(2) 産炭地域の工業用機械等の特別償却制度について、その対象事業及び対象資産の範囲を拡充することとしている。

4 住宅対策

次に掲げる特別措置の適用期限を二年間延長することとしている。

(1) 住宅財務控除制度

(2) 給与所得者等が住宅等の譲渡を受けまたは住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例

- (3) 特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除制度
 (4) 耐火建築物の五年間一〇割増償却制度
 5 基礎資源の開発

(1) 法人が本年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、石油開発法人の株式を取得した場合に、取得価額の二分の一相当額を石油開発投資準備金として積み立てることと認める制度を創設することとしている。

- (2) 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の適用期限を一年間延長することとしている。

6 情報化の促進

- (1) 情報処理の高度化に資する一定規格以上の電子計算機について、初年度五分の一の特別償却制度を創設することとしている。

- (2) 電子計算機買戻損失準備金制度について、その積立限度額を電子計算機の販売金額の一五%（現行 一〇%）に引き上げることとしている。

7 技術開発の促進

試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除制度の適用期限を一年間延長することとしている。

8 その他

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく勧告、調停又は農業委員会のあつせんにより農地等が譲渡又は取得される場合について、次の措置を講ずることとしている。

- イ 農地等の譲渡所得につき、一五〇万円の特別控除を認める。

- ロ 農地等の譲渡者が農業振興地域等において農地等を取得する場合には、事業用資産の買換との特例を認める。

- ハ 農地等の取得登記についての登録免許税の税率を一、〇〇〇分の六（本則一、〇〇〇分の五〇）に軽減する。

- (2) 自然公園法の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合の所得につき、三〇〇万円の特別控除を認めることとしている。

- (3) 民間外貨債の利子及び利付外貨債の発行差金の非課税制度の適用期限を一年間延長する。ただし、制度の対象となる外貨債を償還期限五年（現行三年）以上のものに改めること

している。

- (4) 株式売買損失準備金制度の適用期限を二年間延長することとしている。

四 既存の特別措置の整理合理化

- 1 資本構成を改善した場合の特別税額控除制度

- 2 特定の設備を廃棄した場合の特別税額控除制度（すでに特定産業として指定されている業種に属する企業については、なお二年間この制度を適用する経過措置を講ずる。）

- 3 合併をした場合の特別税額控除制度（すでに特定産業として指定されている業種に属する企業については、なお一年間この制度を適用する経過措置を講ずる。）

4 日本国博覧会出展準備金制度

- 5 特定織布業構造改善準備金制度（本年九月三十日までに承認を受けた計画に基づく積立てについては、なおこの制度を適用する経過措置を講ずる。）

- 6 海運業の再建整備に関する臨時措置法に基づく海運業の再建整備の場合の償却不足額の繰越期間及び登録免許税の特例

7 事業協同組合等の共同教育施設の割増償却制度

8 事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例

9 中小漁業振興特別措置法に基づく指定業種に係る割増償却制度等の課税の特例

四 その他

- 1 相続税の課税の対象となつた資産を相続税の申告期限後二年以内に譲渡した場合の相続税と譲渡所得との負担の調整措置として、その資産に係る相続税額を当該資産の取得費に加算して譲渡所得を計算することを認める措置を講ずることとしている。

- 2 その他開墾地等の農業所得の免税対象農産物を農業生産の合理化に資する一定のものに改める等所要の規定の整備を図ることとしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十五年度における增收見込額は、六七四億円となつてている。

二 議案の可決理由

- 本案は、今次税制改正の一環として、法人税負担の引上げを行なうとともに、企業体质の強化、中小企業対策、公害防止・過密過疎対策、住宅対策、基礎資源の開発、情報化の促進等に資するため所要の措置を講じ、あわせて利子・配当課税の特例をはじめとする既存の特別措置について所要

官 報 (号外)

の整理合理化を図る等、当面要請される諸政策に対応する税制上の措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本社会党の廣瀬秀吉君外六名より利子・配当所得の源泉分離選択課税制度の適用期限を昭和四十八年十二月三十一日までとすること、法人税の負担を現行の一〇%増しとすること等を内容とする修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

タクシー業務適正化臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、当分の間、指定地域において、タクシーの運転者の登録を実施し、タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて利用者の利便の確保に資することを目的とするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 指定地域

タクシー運転者の確保が困難であるため、タクシーの輸送力が需要量に対し著しく不足しており、かつ、乗車拒否等の違法行為がひん繁に行なわれる等タクシー業務が適正に行なわれていないと認められる地域を政令で指定することとする。

2 タクシー運転者の登録等

(1) タクシー事業者は、指定地域内の営業所に配置するタクシーには、登録運転者以外の者を乗務させてはならないこととする。

(2) 登録に当たり法定要件を備えていない場合には登録を拒否することとし、運転者が違法行為をした場合等には登録の取消し及び登録禁止期間を設ける措置をとることができることとする。

(3) 登録タクシー運転者証の表示制度を設けることとする。

(4) 一定の基準に適合する財團法人を指定し、登録事務等を行なわせることができることとする。

3 タクシー業務適正化事業

街頭指導、運転者の研修、利用者からの苦情の処理、タクシー乗場及び運転者の共同休憩施設の設置運営等タクシー業務適正化事業を行なう財團法人を指定し、その必要経費を負担金として事業者から徴収させることができることとする。

4 タクシー業務の特別規制その他

(1) 場所及び時間を限つて、タクシー乗場以外でのタクシーへの乗車を禁止することができる」ととする。

(2) 個人タクシー事業者乗務証の表示制度を設けることとする。

(3) タクシー事業者がこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、免許の取消し等の行政処分を行なうことができることとする。

(4) タクシー運転者に係る研修命令制度、政令への委任事項等所要の規定を設ける。

(5) この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、大都市におけるタクシー輸送の重要性とその現状にかんがみ、タクシー業務の適正化を図るために措置として時宜に適し妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

タクシー業務適正化臨時措置法案に対する附帯決議

一 タクシー運転者の登録制度の実施に当たつては、転職の自由その他運転者の利益が不当に侵害されぬよう配慮すること。

二 タクシー事業者に対しても本法及び道路運送法の違反事項について監督行政を強化すること。

三 適正化事業実施機関の業務が公正かつ円滑に行なわれるよう諮問委員会の構成その他について特段の配慮を加えること。

- 四 タクシー運転者の質的量的な確保を図るため、所要の措置を講ずること。
- 五 負担金の額及び徴収方法については、実情に応じるより十分の考慮を払うこと。
- 六 タクシー業務適正化のため引き続き助成措置を講ずること。
- 右決議する。
- 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に
関する報告書
- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の売さばき人の郵便切手類等の売さばきに
関する業務の取扱いの実情にかんがみ、これらの売さばき人に支払う売さばき手数料の率を引き上げよ
うとするもので、その内容は次のとおりである。
- 1 売さばき人の買受月額一万円以下の金額に対する手数料の率が、現在百分の九となつてゐるの
を百分の十とする。
 - 2 買受月額一萬円をこえ十万円以下の金額に対する手数料の率が、現在百分の五となつてゐるの
を、一万円をこえ五万円以下の金額については百分の六とする。
 - 3 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、売さばきの実情等に照らし妥当であると認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案実施に伴う當年度の売さばき手数料の増加額は、約九千三百万円で、昭和四十五年度郵政事
業特別会計歳出予算に計上されている。
- 右報告する。
- 昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

通信委員長 金子 岩三

地方道路公社法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体が出資して設立する地方道路公社を、道路整備特別措置法による有料道路
事業を行なうことのできる事業主体に加えることにより、民間資金を活用して、地方的な幹線道路
のうち、有料道路事業として適当なものについて、その建設及び管理を行なわせようとするもの
で、その主な内容は次のとおりである。

(一) 地方公共団体でなければ地方道路公社(以下「道路公社」という。)に出資することができな
いものとすること。

(二) 1 道路公社は都道府県または政令で指定する人口五十万以上の市でなければ設立できないもの
とすること。
2 設立団体(道路公社を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。)は道路公社の基本財産の一
分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならないものとすること。
3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならないもの
とすること。

(三) 1 道路公社は都道府県または政令で指定する人口五十万以上の市でなければ設立できないもの
とすること。
2 道路公社を設立するには、議会の議決を経、かつ定款及び業務方法書を作成して、建設大臣
の認可を受けて設立する特別法人とすること。

(四) 道路公社は、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺において、その通行または利用
について料金を徴収することができる道路(高速自動車国道を除く道路法上の道路)の新設、改
築、維持、修繕その他の管理を行なうことを中心とする業務とし、あわせてこれに伴う附帯業務を行
なうものとすること。

(五) 道路公社は必要に応じ、二以上の都道府県又は人口五十万以上の市が共同して設立することができるものとすること。

(六) 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、道
路公社の債務について保証契約をできるものとすること。

(七) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(八) 附則において、道路整備特別措置法等を改正して、道路公社に対する国の無利子資金の貸付
け、日本道路公团及び道路管理者の管理する道路の引継ぎ等の規定を整備するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、民間資金を活用して、地方における幹線道路の整備の促進を図るための措置として、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として六千九百万円（昭和四十五年度道路整備特別会計予算）が予定されている。

右報告する。

昭和四十五年四月十七日

衆議院議長 船田 中殿

建設委員長 金丸 信

昭和四十五年四月十七日 衆議院会議録第二十号(二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一部四十円

(配達料共)

發行所

大藏省

東京都港区赤坂六丁目二番地 郵便番号一〇七

電話 東京 五八二 四四二一(大代)

印 刷

八五四